

324.92

M178m



\* 0014912000 \*

0014912-000

324.92-M178m

滿洲家族制度慣習調査

滿洲国司法部・編


有斐閣

第1卷


1944

ACE











IF 2A 56

滿洲國司法部

滿洲家族制度慣習調查 第一卷

哈爾濱及延吉地方

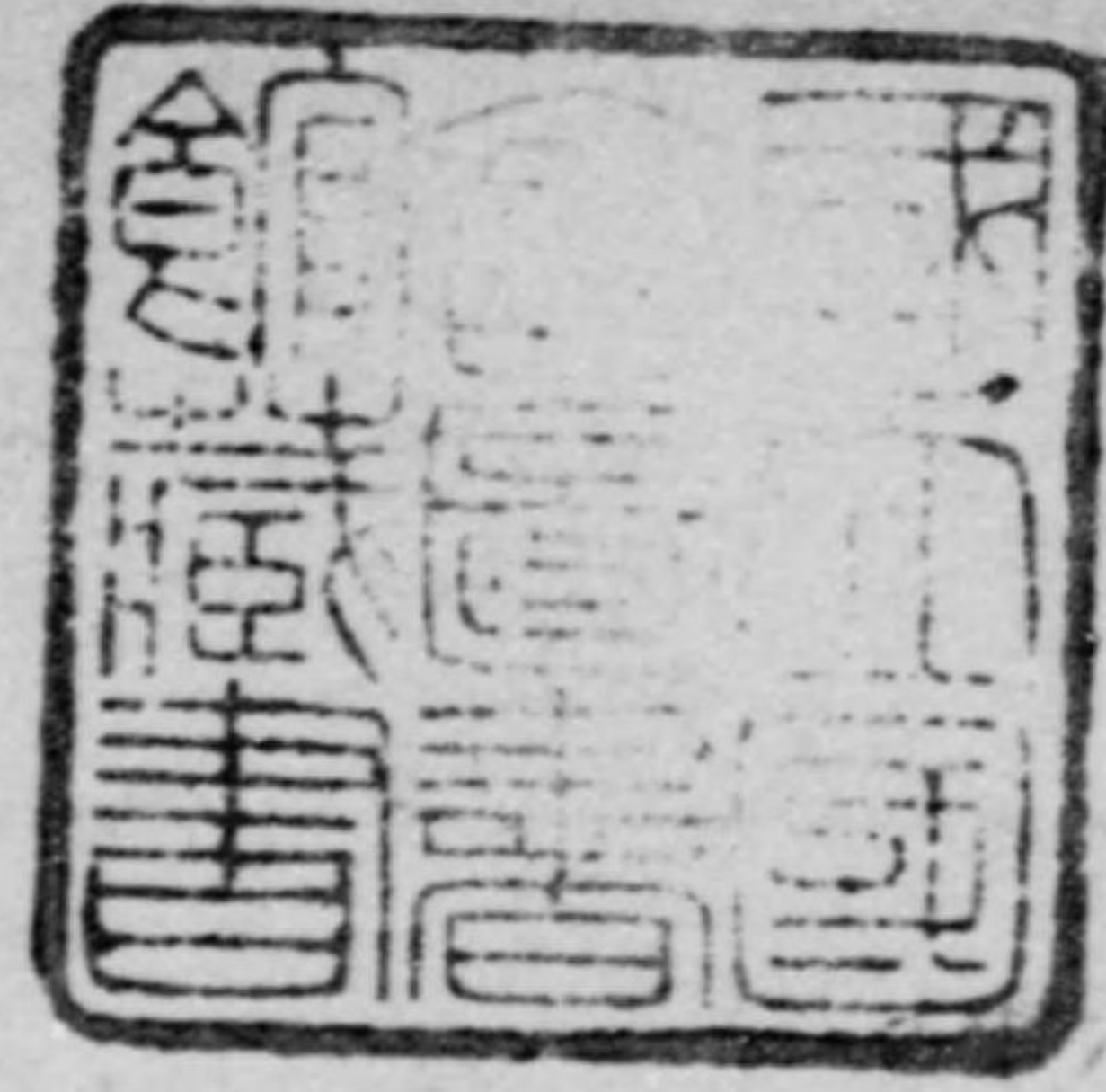
書肆 有 斐 閣



324 P2 M178 m

序

本調査の直接の目的は目下滿洲國で起草中の親屬繼承法(親族相續法)立案の参考資料とするためであつた。然しながら、家・結婚・夫婦・親子・祭祀・財産の相續など親族相續に關する慣習は、實に社會生活の基礎を爲し、國民の倫理道德とも密接な關係のある事柄であるから、この慣習を知ることとは、ひとり立法上のみならず、滿洲國各種施政の上にも缺くべからざる事柄である。特に滿洲國は複合民族の國家であつて、日・鮮・滿・漢・蒙古・回・教・白系・ロシア人など各種の民族によつて國を爲してゐる。従つてこれ等各民族の家族制度の慣行を知ることが、將來裁判の上にも、或は各民族の特性を理解し、民族協和の理想を實現する上にも、また各民族の實情に則した各般の行政を行ふ上にも、極めて緊要な事柄であり、且學問の上にも参考となるべきことを疑はない。然るに未だ滿洲國に於いては、かかる慣行の調査されたものを見ない。本調査録は言はゞ立法の副産物として、立法の傍勿々の間に纏めたものであるから、完璧を期し難いのは勿論のこと、至ら



扉竝脊文字

參議

井野英一閣下



300448



ない點も多からうと思ふ。たゞ折角調査したものを空しく埋れさすことも右の事情より惜しい氣がして、將來これ等のために多少の參考とならばと、單にその素材を提供する意味で印刷に附することにしたのである。

本調査録に收めるものは、日本内地人を除く滿洲各民族、即ち滿漢蒙古回教朝鮮白系ロシア人の慣習であつて、司法部の實地調査による奉天遼陽營口通化吉林齊々哈爾蓋平の漢人、雙城の滿洲旗人、哈爾濱の漢人、白系ロシア人、延吉の漢人、朝鮮人、海拉爾王爺廟の蒙古人、新京の回教人の各慣習、法院審判官協和會の調査による全滿各地の滿漢蒙古人の慣習、及び學生その他の蒐集による證書類である。全七卷として逐次印刷に附する豫定である。

本調査に當つては、實に各方面の協力を煩はした。各地方の法院審判官、各縣旗の協和會、全國の大學専門學校及蒙系の學生諸氏は自ら慣習調査と資料蒐集に當られ、調査地の古老識者は忙しい中を連日に互り、熱心に慣習回答の勞をとられ、滿鐵調査部は調査上有益な助言を寄せられ、實地調査に當つては、人を派して之が整理に協力された。而して有斐閣及び滿洲有斐閣書肆江草四郎氏は我がの企に賛して利害を度外視してその出版を快諾された。これ等の協力なく

してはこの度の調査と、調査録の印刷は到底できなかつたのである。こゝに附記して深く感謝の意を表したい。

康徳十年七月

司法部次長 前野 茂



## 緒言

滿洲國司法部では、康徳五年（昭和十三年）九月親屬繼承法立案のため起草擔當の參事官を任命し、こゝに親屬繼承法の立案に着手したのであるが、親屬繼承法の立案に當つては特に慣習を尊重する必要があるため、その立案に先だつて慣習を調査することにした。殊に滿洲は所謂複合民族の國家であつて、日・鮮・滿・漢・蒙古・回教・白系ロシア人など各種の民族により國を爲し、これ等各民族の慣行は必ずしも同一ではないため、立案に當りこれ等各民族の慣行を調査し、且その異同を明にする必要があつたのである。本調査が如何なる方針の下に、どういふ經過によつて爲されたかにつき、こゝにその概要を説明し、最後に二、三附言して置きたいと思ふ。

### 第一 調査の方針

一 本調査の直接の目的とするところは、滿洲各民族の間に行はれてゐる親族相續に關する法的慣行を調査して、立法の資料とすることであつた。理想を言ふならば、單に立法目的のみでなく、更に廣い見地から、滿洲各民族が如何なる慣行の下に家族生活を營んでゐるかを調査したかつたのである。蓋し家族生活は社會生活の基礎を爲すものであるから、その慣行を知ることがはひとり立法上のみならず、各般の施政の上にも必要であるからである。特に滿洲のやうに複合民族の國家にあつては、各民族の實情に則した各種の施政を行ふ上にも、この調査



が一層必要であるに拘らず、建國以來未だこの種の慣行調査は行はれてゐない。従つてこの種の調査自體を目的とする調査が當然爲されるだけの價值ある事柄なのであるが、今日の時勢はかゝる調査に多くの人と費用と時を費すことが許されない。然も立法の傍しい人と費用と時を以て、かゝる調査をすることは不可能であるから、本調査も勢い立法目的に集注せざるを得なかつた。

立法の資料とすることが主たる目的であるとしても、單に親族相續の法慣習がどうであるかを知るだけでは立法目的としても不十分である。後に説明するやうに、慣習の社會的背景、よつて來るところ、移り行かんとする方向、利弊、慣習に對する國民の倫理觀念などを或程度まで明にして、これを通じて民族の家族生活の特質が明にされるのでなければ立法の資料としても十分ではない。本調査では未だこれ等の目的が達せられたとは言へないが、記録に表れないまでもこれ等の點を常に心の中に描きながら調査することにしたのであつた。

親族相續に關する家族制度の慣習は國民の生活の基礎を爲してゐるものであるから、この點から民族の特質を知ることは、ひとり親族相續法の立法目的にのみ必要な譯ではなく、將來裁判の上にも、各民族の實情に即した各般の行政を行ふ上にも、また學問上にも必要であるから、この點をも考慮に入れて調査することにした。

二 調査の對照とする民族は滿・漢・蒙古・回教・朝鮮及び白系ロシア人である。在滿日本内地人も滿洲國人ではあるが調査より除外した。在滿朝鮮人も日本内地人・臺灣人と同様、滿洲國の親族相續法の適用より除外することにしたため、立法目的のためには直接調査の必要はなかつたが、朝鮮人の滿洲に移住の歴史は日本人より

も古く、且その數も遙に多いから、参考のため附隨的に調査したのであつて、不十分な點も少くないと思ふ。滿洲で大多數を占めてゐるのは漢民族であるから、本調査録も漢民族に對するものが最も多くを占めてゐる。

三 法慣習の背景を爲す社會事情もできるだけ知することに意を用ひた。その背景を爲す社會事情を知るのたければ、その慣習のよつて來るゆゑんを知ることができないからである。例へば慣習上男子にのみ相續を認めて女子には男子なき場合と雖相續權を認めず、女系の親屬とは從兄弟姉妹の近親者であつても、結婚を許すに拘らず、男系即ち同宗の親屬はいかに遠親であつても結婚を許さず、嗣子(日本の養嗣子)は同宗の者を以てし、異性の者を以てするを得ずとするが如き慣習は、日本人的の考へ方よりすれば不合理であり、場合によつては弊風とさへ考へられる。然し彼に在つてはそれが道理であり、淳風美俗であると考へられる。滿洲の家族制度が男系主義を以て貫かれて居り、これに對する倫理觀念も男系主義の上に築れてゐるからであつて、その背後の社會事情を知るのたければ、これ等の慣習を理解することができない。故に總てにわたり日本人的の考へ方に促はれず、虚心坦懐、慣習の背景を爲す社會事情をさぐり、慣習のよつて來るところを知るに努めることにした。

四 古い法律や判例が今日尙一般に行はれてゐるかどうか、また新しい法律が一般に影響を與へてゐるかどうかも知することに努めた。支那滿洲のやうに民度の低く、政治力の社會に滲透することの非常に遅いところに在つては、新しい法律が直ちに慣行を變更させる力を持たず、古い法律や判例が傳統的な力を持つてゐる。故に慣習調査項目を作成するに當つては、その骨組を舊律と大理院の判例に置き、これが今日尙一般に行はれてゐるかどう



うかを調査することにした。一面新しい民國の親屬繼承法が施行採用されて十年餘になり、民國の親屬繼承法は從來の男系主義を捨て、西洋の男女平等の原則の下に打樹てられた言はゞ革命的の立法であつて、これがどの程度まで社會に滲透し一般の慣習又は心裡に何等かの影響を與へてゐるかどうかも頭に入れて調査することにした。従つて調査項目にも民國の親屬繼承法の定めた制度も必要に應じて加へた。

五 右と同様な意味で、古い慣習が今日どの程度まで残り、新しい如何なる慣習が起生しつゝあるか、現在のありのまゝの姿を見るに努めることにした。支那滿洲は遠い過去に由來する傳統的な要素が非常に根強いものがある。或程度これに遇つて調査するのだから、現情をも捉むことができない。例へば族制の如きも、今日滿洲では滿洲旗人その他少數のものを除き、大部分には行はれてゐないが、尙その餘韻を存し、その觀念に至つては今尙強く一般の心理を支配し、この觀念が親族相續の慣習の基礎を爲してゐるから、族制についても多くの調査項目をさいた。然し我々の調査しようとするのは、主として現在の慣習がどうかを知るのが目的であつて、舊い慣習を知ることが現在の慣習によつて來るところを知るための手段に過ぎない。従つて古い慣習を調査して所謂骨董いぢりに終ることは本調査の目的とするところではない。尙社會事情の變化や、思想の變遷により、慣習が移りまた新しい慣習が発生しつゝある。例へば大家族より小家族へと移行行く傾向も見られ、從來支那滿洲にない寄養子の事例すら稀には見られる。故に從來の慣習が今日どのやうに遺つてゐるかを調査すると同時に、進んで慣習がどのやうに移り、どのやうな新しい慣習が発生しつゝあるかを調査し、今日のありのまゝの姿を知ることを用ひることにした。

六 立法上の問題となるべきあらゆる點を調査することにした。即ち調査の結果を直ちに法文化し得るやう、總てを法體系に分類して、そこに立法上問題となるべき點を鹽梅した。従つて調査項目の作成に當つては或程度まで立法の要綱を定め、又調査の結果によつて立法要綱を考へ直すといつたやうに、相互の關聯を密接にした。中には立法に採用しなかつた點も、或は將來立法上問題となるべきことを豫想して調査した。例へば小家族の農家で最少限度の生活を維持するため、どの程度の耕地を必要とするかを調査したのも、立法に當りスキス家産制度のやうな最少限度の農家の生活を保證する制度が問題となつた場合の必要に備へるためであつた。

七 慣習の存在のみならず、慣習の利弊を極め、尙それに對する國民の心裡を洞察するに努めることにした。蓋しこの點を明にするのでなければ、その制度を改革すべきか否かを知ることができないからである。例へば大家族制を調査すれば、大家族はどういふ機構の下に家族生活を營んで居り、その如何なる點に利益があり弊害があるか、一般の人は大家族制を存続するがよいと考へてゐるか、悪いと考へてゐるか、及びその理由を尋ね、或は同宗結婚禁止、異輩分者の結婚禁止、妾、宗祧相續の制度、女子の相續權、均分相續制などについても、これと同様その慣習が如何なる社會機構の下に行はれ、その利益弊害如何、一般の人々はこれを改むべしと考へてゐるかどうか、及びその理由を明にすることにし、これを調査項目に掲げることにした。

八 民意を立法に反映せしめるやうにした。立法に當り民意を反映せしめる必要のあることは言ふまでもない。



特に親族相續法のやうに國民の日常生活に最も密接な關係のある法律においては尙更である。法律が立法者の專恣に出たものであるとの感を國民に懐かしめることは法律に對する國民の信頼を得るゆゑではない。然るに滿洲では議會がないため、立法に對する國民の聲を聞くことが困難である。従つてできるだけ廣い範圍にわたつて慣習の調査を依頼し、併せて立法上の意見を徴することによつて、民意を立法に反映せしめるやう努めることにした。七に述べた各點につき從來の慣習は存続せしむべきか廢止すべきかの意見を徴したのもこれがためであつた。また從來滿洲にない制度を新に取入れるとせば國民に受納られるかどうか、例へば日本の培養子の制度、諸外國の立法例にある相續の拋棄、限定承認の制度、或は各國の立法例に認められてゐる離婚、離縁原因がこれ等の民族にも正當視されるかどうかについて調査することにしたのもこれがためである。本調査は單に慣習の調査だけでなく、調査の機會に立法に對する國民の聲を聞くことを忘れなかつた。

九 文獻による調査と實地調査とを併せ行ふことにし、唯本調査録は専ら實地調査した結果をありのまゝの姿で記述することにした。文獻による調査と實地の調査が相伴ふのでなければ正確にして且生きた慣習を知ることができない。蓋し古い法律、判例などが、法慣習の基礎を爲して居り、家規、家法なども文書に多く殘されてゐるから、文獻により調査するのてなければ、よつて來るところを正確につかむことはできない。また實地調査を爲すのでなければ、現在の慣習、慣習の動向、これに對する國民の心裡など生きた姿を知ることが得ない。故に文獻によりその由つて來るところを正確につかむと共に、實地調査によつて慣習の生きた姿を知る必要がある。

この度の調査に當つても文獻と實地との兩方面より調査を行つた。たゞ本調査録には専ら實地調査の結果のみを纏めることにした。立法に當つて、直接知りたいことは現在の生きた慣習であるし、また滿洲の大多數を占めてゐるのは漢民族で、滿洲の漢民族の多數はこゝ二百年來支那より移住して來たものであるから、文獻により選れば結局支那の古制に遡ることになり、支那の古制については臺灣私法を始め、幾多の立派な著書論文もあり、また立法の片暇に到底我々の纏め得るところではなく、多數の知りたいところは寧ろ滿洲の活きた慣習であるからである。

記述の方法も應答の経過をありのまゝに記載して一般に素材を提供することにした。主觀を交へたり、強いて法律概念の中に入れようとして試みられた調査は、讀む場合どこまでが調査者の意見であり、どこまでが回答者の答へであるかの判断に苦しみ、従つて調査の結果に對しても信を措き難い。またその結論だけを書かれたのでは、どういふ問答の経過によつてさういふ結論に到達したのか、例へば回答者が始めからさう答へたのか、誘導によつてさういふ結論を産んだのか、念を押して聞いたがそのやうな回答であつたのかなど、その間の情況を知ることが出来ない。故に本調査は回答が前後矛盾する場合も殊更訂正せず、問答體に調査の経過に従つてありの儘に記録することにした。本調査録は専ら素材を提供するのが目的である。これを咀嚼して如何なるものを利用するかは、利用する人の自由に委すことにした。



## 第二 調査の方法と経過

先づ調査項目を作成して、これに基き、重要な場所には司法部より赴いて直接調査し、尙各方面に委嘱して全滿各地の慣習を調査した。

## 一 調査項目の作成

調査項目の作成は調査の基礎を爲すものであり、これが完備してゐなければ、折角の調査も徒勞に歸するから、この調査項目の作成には大いに意を用ひ、前に調査方針として述べた諸點に留意して項目を作成した。先づ慣習の基礎を爲してゐる舊律及び大理院の判例を現在の親族相續法の法體系に組立て、その背景を爲す社會事情や、現在の慣習及び立法上問題となり得べき點を鹽梅して調査項目を作成した。

項目の作成には親族相續法の立法委員幹事を當て、現地に赴き調査する者も亦立法委員幹事及びその補助者を以てし、かくて調査項目の作成、調査及び立法の三者の密接な連繫を計つた。本調査の結果は直接には立法に役立たせることが目的であるから、調査項目の作成者が立法關係者であることを要することは勿論であり、また實際に調査する者も相當の豫備智識を有する者であることを要し、他人の調査したものは讀んでも頭に入り難く、結果に對し確信を持ち難いから、立法の資料とするためには立法關係者が直接調査するのが適當であつたからである。尙調査項目は一朝にして成るものでなく、調査しては調査項目を修正補足し、調査項目を修正補足しては

更に調査すると言つたやうに、絶えず調査項目の作成と調査とが繰返されねばならない。特に本調査のやうな詳細な調査項目を作成するには尙更のことである。慣習を十分飲み込んだ者でなければ、ほんたうの調査項目は作成できない。故に本調査においては調査項目の作成者が同時に調査者となり、調査者が同時に調査項目の作成者となり、唯自ら調査のできない場合に限り、補助者に調査をして貰ふことにした。かうして調査項目の作成と調査を幾度も繰返し、康徳六年三、四月頃より同七年十月末最後の調査項目を作成するまで七回に亘り調査項目を書き改めた。

本調査項目の作成には滿系委員幹事諸氏の非常な協力を得た。親族相續法の立法がさうであつたやうに、本調査項目の作成、否調査全體を通じて滿系の委員幹事諸氏が非常に熱意を以て協力された。他ではこれを望んでも得難いに拘らず、本調査ではこれが爲し得る機構に置かれてゐたことが非常な幸であつた。始めの調査項目の作成は主として朱廣文參事官と私が當つたが、最後の康徳七年十一月一日印刷の調査項目は、外に、最高法院庭長陳士杰、行刑司長程義明、司法部民事司第三科長鄒宗孟、調査科長衛成志、刑事司法務科長童沂の多數の滿系諸氏に、民事司長萬歲規矩樓、司法部參事官嘉村滿雄、同事務官林鳳麟氏も加つて頂き、連日二ヶ月に亘り會議を開いて作成した。調査項目を作成するには日滿兩系の協力によるのが最も望ましい。何となれば滿系のみによるときは、日系より見て調査を要すると思ふことも當然であるとして調査項目に掲げないため、日本と對比してその特質を明にするには不十分である。また逆に日系のみによつて調査項目を作るときは、たとへその人が古典



に通じた人であつても、現情が分らないため古い文獻による調査項目となり、凡そ現實に添はないものとなる。特にこの度のやうな詳細な調査項目は滿系の人々の力を借りずにこれを作成することは不可能である。最後の調査項目も、朱参事官が舊律、判例その他の文獻を調査し、立法上の問題を考慮し、現在の慣習に基いて作られた原案を基礎にして、私共が日本の慣習と對比し、尙立法上の問題を考慮しつつ、前記滿系の諸氏に慣習の現情を確め協議して、一つの體系に作つたのであつた。尙本項目の作或には立法委員瀧川政次郎博士が曾て支那で行はれた各種の調査項目を参考資料として提供され、滿鐵調査部では新京支社の細見、藤井氏、大連本社の野間氏などの御盡力により、天海・清水・工藤・松山・杉之原その他の諸氏が、調査項目の素案を検討して有益な意見を寄せられた。

調査項目は法律語や學術語は避けて、なるべく通俗な言葉によることにした。法律語や學術語は一般人には分り難く回答が誤り易いからである。また力めて詳細に且具體的に書き、「然り」「否」「有る」「無き」などの簡単な言葉で回答し得るやうにした。抽象的な調査項目では他に調査を委嘱したときこちらの希望する點が十分調査されない恨があり、回答する上にも困難であるばかりでなく、殊に算計に不便だからである。多數の資料が雜然と集められたのみでは利用し難く、これが整理されてこそ始めてその價値があるのであるから、特にこれが算計に便利なやうにするためにはどうしてもかうした形式をとらねばならなかつた。故に具體的に調査項目を書き、問題の下に「然否」或は「有無」などの字を印刷して、不用の文字を抹消するだけでなるべく回答し得るやうにした。

尙餘白を設けて一言で回答し難いものは各場合に分けて回答し、調査項目になくとも之に關聯した事項で適切なものは書き入れるやうにした。調査項目が餘り具體的になると項目に拘泥して臨機調査をなさない弊を避けるためである。また結婚の儀式など然否で回答のできないものは回答欄の空白を多くしてこれに記入し得るやうにした。回答を問題毎に分類して整理し得るやうカード式にし、取はづしの出来るやうにし、従つて一問題が他の紙にまたがることをなるべく避けた。

この調査項目に基いて次に述べる司法部の實地調査を爲し、且調査の委嘱をしたのである。

## 二 司法部の實地調査

司法部が直接實地に赴いて爲した調査は第一次第二次、及び第三次の調査に分けることができる。

(イ) 第一次調査は康徳六年度及び七年の四月に爲した調査で、最後の調査項目作成前の調査である。主として蒙古人の調査であつて外に錦州方面の滿漢人の調査も含まれてゐる。たま／＼康徳六年四月より興安局で蒙古地方の實態調査が行はれた。司法部ではこれと合體してその内親族相續の慣習調査を分擔して、蒙古興安四省の内各省二旗合計八旗を選択して調査した。即ち興安南省では東科中旗、扎賚特旗、興安西省では奈曼旗、阿爾科爾沁旗、興安東省では、莫力達旗、阿榮旗、興安北省では西新巴旗、索倫旗がそれである。その他興安東省の扎蘭屯を始めとして興安各省の省公署で調査し、更に熱河省の喀喇沁左、右、中旗、翁牛特右旗の蒙古人、錦州省の朝陽・阜新の蒙古人、錦州、綏中、朝陽、阜新的滿漢人につき調査した。蒙古の興安四省の内南省西省には費



族あり、東省北省には貴族なく、東省はシャーマン教を信じ、他の三省はラマ教を信じ、西省及び南省特に南省は開けて農業に従事する者多く、漢民族と接觸してその感化を受ける點が少なくない。東省及び北省特に北省は未だ開けず牧畜に従事する者多く、漢民族との接觸も少ない。然して熱河省、錦州省の蒙古地方は漢民族と接觸すること最も長く、家庭においても日常漢語を用ひる者も少なくない有様で、漢人の感化を受け、慣習は漢人化され、蒙古人の特色を失はうとしてゐる。以上の點からなるべく代表的な場所として右の地を調査地として選定した。

興安四省で爲した調査は省公署の所在地での調査を除いて何れも鐵道沿線より相當離れた僻地に赴いてした。中には殆ど道らしい道もなく一度出水すれば何日も交通の杜絶するやうな所を、食糧を携帯して、大車や馬に乗り、或は何百軒とトラックに乗り、宿はないため多くは旗公署の官吏の家に泊めて貰ひ、或はラマ寺や蒙古人の包に泊り、艱難苦勞をしてその地方の住民につき一定の項目に基き調査した。かゝる僻地での調査は交通が不便であるのみならず、調査自體も頗る困難を極めた。回答者が無學な住民であるため、はつきりした回答が得られない。恰も子供に物を聞くやうな有様で、「かうか」と問へばさうだと答へ、裏から「さうではなくかうではないか」と聞いてもさうだと答へると言つた調子で、實際をつかむのに骨が折れ、その答に對しても確信が持てなかつた。然し親族相續の立法のための慣習調査は必ずしもさうした人々につき調査しなければならぬ必要もないので、後には多くは旗公署の所在地でした。蒙古人の智識階級は殆ど官吏になつてゐるし、また旗公署の所在地

のやうな土地には住民の中にも少しは有識者が居たからである。旗長以下旗公署の科長、股長、外に地方の住民も一、二集つて貰つて調査した。然し旗公署の所在地と言つても鐵道沿線より相當離れた僻地で、中にはトラックで一日二日も要する地があつた。そこで一週間前後引續き早朝より夕方遅くまで調査し、往復の日數も加へると二週間以上になる。省公署の調査でも省長を始めとして蒙系の廳長、その地方の旗長に集つて貰つて調査をした。その間忙しい中をさしくつて、蒙古民族を代表して立法に參畫するといふ熱意を以て回答に當られた。従來滿洲國の各級の施政において、蒙古人は少數民族であるとの理由で兎角顧られなかつたに拘らず、この度の立法に當つては我々が蒙古の僻地に赴いて、慣習を調査し且立法上の意見を徴した上で立法しようとする心持ちに對し、蒙古民族として感謝に堪へないとして、熱心にこれが調査に協力されたのであつた。

蒙古の調査を擔當したのは司法部の日蒙系の人々であつて、漢人は當てなかつた。蒙古人は漢人に對しては民族的に融和を缺くからである。主としてこの調査に當つたのは、私の外に司法部事務官林鳳麟、長田博幸、同屬官平尾善郎の諸氏であつた。その他司法部民事司第一科長西尾極、同參事官小木貞一、同屬官桶田辰雄氏も調査に行つた。通譯は調査項目と慣習の内容をよく知つてゐる者たることを要するので、蒙系の屬官那木勤扎布、福色黎氏が全調査を通じて参加し、錦州その他の滿漢人の調査は私が擔當したが、滿鐵調査部の松山貞夫氏が一部筆記の勞をとられ、通譯には司法部屬官陳殿啓氏が當つた。この調査が次に爲した第二次の調査の基礎を爲したものである。



(口) 第二次の調査は康徳七年十一月一日印刷の最後の整理された調査項目に基いて同年末爲した調査である。たゞ回教のみは翌年夏調査した。調査の民族は蒙古を除く各民族即ち滿・漢・回教・朝鮮・白系ロシア人であつて、調査地は主として都會地にして、民族・歴史・地理的に代表的な土地を選んだ。即ち奉天・遼陽・蓋平・營口などの南方の都市は漢民族により古く開かれた土地であるから、古くからの漢民族の慣習を調査することを目的とし、哈爾濱、延吉は新しく開かれた土地で、北支或はその近邊より最近移住して來た言はず植民地的な地域であるといふ點に重きをおき、吉林は滿・漢人、齊々哈爾濱は滿・漢・蒙古人の雜居せる土地であり、南方とは地域的にも異つてゐる點を考へ、尙哈爾濱はロシア人、延吉は朝鮮人が最も多い點を考慮して各民族の慣習を調査し、新京の清真寺においては回教徒の慣習を調査したのであつた。

調査の方法は第一次の調査と同様であつて、その地方の古老識者四、五名から十名位集つて貰つて、前記調査項目に基いて回答を求めた。回答者に適當な人を得ることが第一の條件であるから、豫め調査地の法院に回答者の選定を委嘱し、法院は他の官公署、協和會などと連絡して、その地方に永年居住しその地方の慣行をよく知つてゐる古老識者を選定の上委嘱し、そこへ司法部より出張して調査した。往復の日數を除いて現實に調査した日は一地方六、七日から九日位の間で、この間連日早朝より夕方に及んで尙時間が足りず、時には夜七時、八時になつたこともあつた。哈爾濱・延吉の如く兩種の民族を調査したところでは更に多くの日數を要した。調査に當つては前記調査方針として述べた諸點に留意し、且回答の正確を期することに意を用ひた。調査によ

つては官吏の意を迎へるやうな回答をする傾がまゝあるが、本調査ではかういふ點は見られなかつた。併し一般に長者有力者の一人が言へば、他の者は反對意見を有してゐても述べないことが往々あるので、豫めさういふことのないやうに注意し、重要な點や疑問の點は各人毎に確め、調査者において先入觀に捉はれず、恰も裁判所における證人訊問のやうに、表から或は裏から聞いてたしかめることにした。回答者間で議論になつて慣習についての回答が一致しない場合は異つた意見をそのまま記載することにした。

回答者は他にも仕事を持ち多忙であり、然も何等酬いるところなきに拘らず、長い間朝早くから夕方遅くまで少しも飽いた色を見せず、熱心に回答し、回答者間に慣習について意見が分れて議論の始ることも屢々あつた。一面に自分等の日常生活に密接な關係のある事項であるから、互に話し合ふことに興味があつた事も、一つの理由ではあつたらうが、他面には間接に立法に参畫するといふ熱意が大いに手傳つてゐたに相違なかつた。何れの地においても最後に回答者側の挨拶として述べられたことは、「我々のためにかくまで詳細に且熱心に慣習を調査し且意見を聞いた上で立法を爲されることは感謝に堪へない。これに對して回答するのは當然の義務である。平素慣習について唯漠然と考へてゐるだけで、互にかく詳細にわたり語り合ふ機會はなかつた。この度の調査で自分等も非常に學ぶところが多かつた」といふ言葉であつた。一面辭禮でもあらうから言葉のまゝ受取ることにはできないとしても、事實さうした心持ちで熱心に調査に協力されたのであつた。

本調査は日滿兩系の立法委員幹事が當つた。即ち日系としては私の外に、司法部参事官嘉村滿雄・同事務官林



鳳麟・新京高等法院審判官小石壽夫、滿鐵調查部戸矢雅彌氏、滿系では司法部參事官朱廣文・最高法院庭長陳士杰、司法部民事司第三科長鄒宗孟、刑事司法務科長童沂氏などが當つた。通譯は語學は勿論、法律特に慣習の内容をよく知つてゐる人たるを要するので、その選定に特に留意し、滿系の司法部事務官許雲閣、吳多森、屬官商濟剛（現審判官）氏などを主とし、尙日系では同參事官嘉村滿雄・屬官田中辰佐武郎氏を煩はした。何れも立法及び調査項目の作成に關與し、立法調査項目及び慣習の内容をよく知つてゐる人々である。ロシア人の調査に當つては通譯に哈爾濱高等法院書記官小申任氏を煩はした。屬官汪海洋・赤田由廣・桶田辰雄・秋谷良雄氏はこれが筆記及び整理に當つた。

(ハ) 第三次の調査は親族相續法の要綱作成後、康德八年十月及び康德九年九月末に爲した調査である。調査地は雙城の滿洲旗人、海拉爾・王爺廟の蒙古人と、通化の漢人であつた。調査の内容方法は第二次と同様であるが、第二次の調査後親族相續の要綱が大体でき上つてゐたから、この要綱をこれ等の民族に適用してよいかどうかを確めること、及び審議の際疑問となつた點の慣習を確めることが調査の内容として加つてゐた。調査には朱廣文參事官、林鳳麟事務官と私とが當り、通譯には事務官許雲閣・屬官（後に協和會職員）那木勤扎布氏、筆記又は整理には事務官吳多森、滿鐵社員戸矢雅彌、屬官高山米次郎、岡田保治の諸氏が報告書の日文翻譯には司法部事務官張開俊男、同屬官岩切巳吉の諸氏が當つた。

### 三 調査の委囑

右の司法部の實地調査の外に各方面に調査を委囑した。これは一面において調査についての協力を求め、他面において調査を通じて國民の意思を立法に反映せしめるためであつた。滿洲の如く地域廣く、種々雑多の民族によつて國を爲してゐるところの慣習を、司法部だけの少い人員を以て、然も立法の傍短日月に調査することは到底不可能だからである。また滿洲では議會がないため、民意を立法に反映せしめることが困難であるし、立法がひとり立法者によつて爲されたものでなく、國民が自らも立法に參畫したとの氣持を持つことは、法律に對し國民の親しみを深からしめ、立法後において法律を宣傳するよりも策を得たものと信じたからである。大別して

(イ) 法院・審判官（ロ）協和會（ハ）學生に對する委囑に分けることができる。

(イ) 法院・審判官に對する委囑 法院に對する委囑としては、司法部より直接調査に赴いた地を除く全國の地方法院、主要地の區法院合計三十三箇所を選び、康德七年十一月調査を委囑した。右法院の滿系審判官中適任者を調査擔當者に任命し、その地方の古考識者を集めて、司法部が實地調査をしたと同一調査項目に基き、同一の方法を以てその地方の慣習を調査した。審判官に對する委囑としては、同じく康德七年十一月全國の滿系審判官中適任者七十名を選定して、自己の出身地又は永年居住してよく知つてゐる地方の慣習を前記調査項目に基き回答をして貰つた。

(ロ) 協和會に對する委囑 同じく康德七年十一月全國各縣旗の協和會に、前記調査項目に基き、法院が爲したと同一方針方法により調査を爲すべきことを委囑し、七九箇所より回答を得た。最初省縣旗の公署に委囑する



豫定であつたが、地方公署の手不足の實情を考へ、寧ろ宣徳連情の趣旨より協和會に委嘱した。

(八) 學生に對する委嘱。學生に對する委嘱は調査の委嘱と證書類の蒐集とである。調査の委嘱は康徳六、七年大同學院・建國大學・新京法政大學・吉林師導高等學校(現師導大學)の滿・漢・蒙系の學生にそれらの慣習の調査を、興安學院・扎蘭屯の師導學校の學生に蒙古の慣習の調査を委嘱した。學生は休み中の課題として、農村の實地調査として、或は休み中の勤勞奉仕として、中にも新京法政大學は滿洲唯一の法科大學であり、又司法官養成の大學であつた關係もあり、數回に亘り、各自の郷里を中心として詳細な調査をされたのであつた。これ等學生の回答は夥しい數に上つてゐるが、中には不正確なものもあるため、今整理して本調査録に收めることはできないが、調査項目作成や實地調査の参考となり、立法にも直接間接役立つ。將來司法部に保存して参考にする積りである。證書類の蒐集としては、全國の専門學校以上の學校の學生に康徳六年末の各休を利用して親族相續に關する證書類、即ち分家・家産分割・養子・立嗣・養老女婿・招婿・童養媳・結婚・離婚・内縁・妾關係及びその解消、遺言などに關する證書類を蒐集して貰つた。この外司法部の實地調査の際に蒐集したもの、法院・審判官・協和會に委嘱して蒐集したものを併せて三千枚に近い。これを事項別に、且同一事項は更に内容及び形式により分類して、本調査録に納める豫定である。

(二) その他法院より人事に關する判決書、裁判上證據として出された證書類の寫の送付を得て、どういふ點が多く裁判上の問題となり、またどういふ證書が多く裁判上現れるかを調査研究した。

## 第二 附 言

最後に二、三附言して置きたいと思ふ。

一 本調査録に收めるものは、以上調査の内司法部の第二次第三次の實地調査、法院・審判官・協和會に委嘱して爲した調査、及び學生その他によつて集められた證書類である。司法部の爲した實地調査の結果は、それぞれ地域別に調査に行つた者が整理し、法院・審判官・協和會に委嘱して爲した調査の結果は、これを一括算計することにした。已に大部分の整理は終つてゐるがその完成と共に順次印刷に附する豫定である。司法部の第一次に爲した蒙古・錦州地方の調査の結果は貴重な資料ではあり、できればこれに納めたいと思ふが、當時調査項目が十分體系づけられてゐなかつたため、これが整理に相當の日時を要し、本調査録に間に合はないのは遺憾である。調査民族は前にも述べた通り滿・漢・蒙古・回教・白系ロシア・朝鮮人の在滿各民族に及ぶが、日本人は含まない。朝鮮人も滿洲國親族相續法の適用外に在るため、その調査も附隨的に簡單にしたに過ぎない。

二 本調査録を読まれる人は次の諸點に留意して頂きたい。本調査録は回答のまゝを記載したものであつて、その回答が故實に合つてゐるかどうかは問ふところではないのである。また我々は實地調査に當つて前に述べたやうな方法により努めて正確を期したのではあつたが、中には回答者が問の意味を誤解したり、考へ違ひをして回答することもある。念を押して聞き返し、裏から聞き直すことによつて逆の回答になつたことも往々あつた。



尙通譯を通じて問答しなければならぬため、その間自ら誤なきを保し難く、互に意を盡さぬ場合も少なくない。殊に多數の回答者が、銘々に雜然と異つた意見を述べてゐるとき、通譯者はその要旨を誤りなく傳へることは頗る困難なことである。調査の委嘱に際しても、司法部の實地調査の場合にしたと同様の方法を以て正確を期し、不明確な點は寧ろ回答しないやう注意したのであつたが、中には問を誤解したり、答が前後矛盾したり、或は現實に調査せず想像に基いて回答したと思はれるものもある。然し實地調査の場合のやうにこれを確めることもできないから、明白な誤であると思はれるものを除いてそのまゝ記載した。また同じ地方でも回答者が異なるによつて回答も同一ではない。故に本調査録も調査地の異なるによつて回答の異つてゐる點もあるが、實は地方による慣習の特色ではなく、以上の理由による差異の場合もあり得る。また回答は慣習か、實例に止るのか、單なる意見か不明確なものが多いが、これを一々詮索する邊がないから、そのまゝ載せた。故にその一つ一つを餘り過信せず、これ等の多くの調査の結果を見ることによつて、大體の輪廓をつかむことに意を用ひて頂きたい。

三 その他本調査録には不備缺點も少くないと思ふ。それは我々調査に當つた者の力の足りない點にもよるが、これに多くの力を用ひることが許されなかつたことも一つの原因であつた。滿洲は地域廣く且各種の民族により國を爲し、調査は一層困難であるに拘らず、少數の人員と費用を以て、然も立法の傍短日月に爲さねばならないところに、最も苦心があつたのである。親族相續法の立法に當り、滿洲各民族の家族制度の慣行を調査する必要あることは言ふまでもなく、又家族制度の慣行は社會生活の基礎を爲し、この慣行の調査は各般の施政の上にならなければならない。

要であるに拘らず、この種の慣行調査は兎角等閑視され勝である。加ふるに時恰も日支事變と引續く大東亞戰爭のために、これに多くの人と費用を費すことが許されなかつた。本立法並に慣習調査を始めた當時、専らこれに當つてゐた者は朱參事官と私の外に、滿系屬官二名と、日系屬官吉田次郎氏（現事務官）一名とであつた。その後日系屬官の代りに林鳳麟事務官を迎へたが、康德八年度において前野次長の下に許・吳兩事務官、及び日系屬官二名が増員せられるまで、これだけの少い陣容を以て、民事司その他の協力を得て、立法と慣習の調査が進められて行つた。慣習調査のため費し得た旅費も、最も多い年でも四、五千圓を出でなかつた。かの一民族の臺灣の慣行調査に、近くは滿洲の産業の調査に、現に支那の慣行調査に、莫大な費用と人員とが費され、また費されつゝあることを考へれば思ひ半に過ぎるものがある。然もかゝる立法の機會でなければ、この種の慣行の調査はなし得るものでないから、この仕事も亦我々立法に當るものゝ爲すべき責務であると思へ、一面において立法、他面において慣習の調査と二つの重荷を弱肩に背負ひ、踏踏として行路を急ぎ、焦燥の念に夜半目覺めて眠られぬときも幾度かあつた。不完全なものを世に遺すことは、責任に當つた私等としても申譯なく、且本意ではないが、たゞ折角調査したものであるから、不完備なものながらも多少の参考にもならばと思ひ、單に素材を提供する意味で匆忙の際これを繼めて印刷に附することにしたのである。

四 本調査に當つて、各方面の非常な協力を得たことは、前に述べた通りであるが、尙井野最高法院長は親族相續法の立法委員長として、及川・前野司法部次長は上司として、絶えず好意ある支援を惜まれません、前任民事司

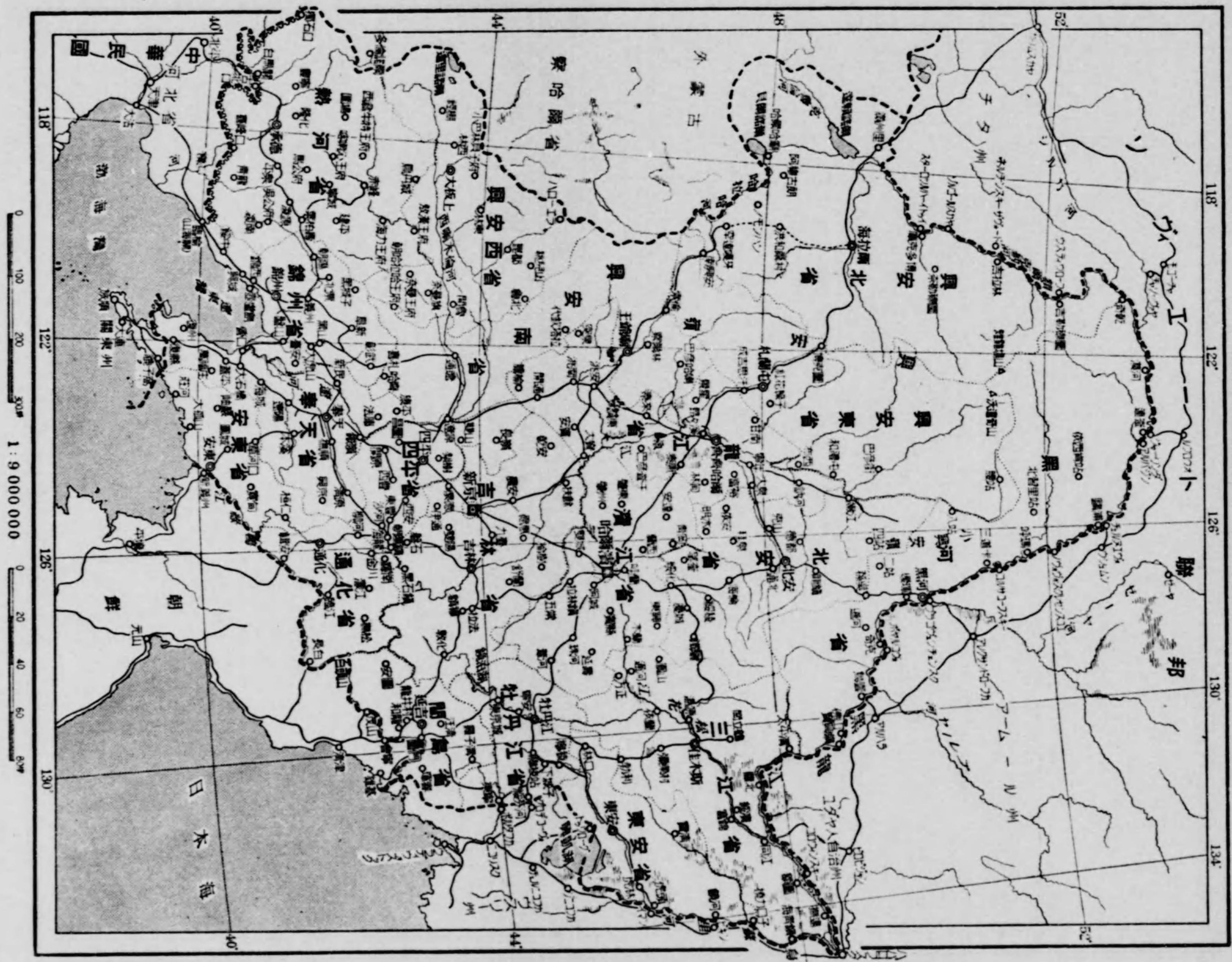


長菅原達郎氏は調査の企畫を定められ、現民事司長萬歳規矩樓氏は調査項目の作成並に調査の實施並に整理につき指導せられたのであつた。人事、會計當局も人と金の不足の折にも拘らず種々配慮を煩はした。調査整理に當る人も酬いられるところもないに拘らず熱意を以て、私の時間をもさいてこれに當られたのであつた。尙事少しく私事にわたるが、友人東洋紡績常務取締役谷口豊三郎氏は私が眞に調査費用と出版費用の拮出に日夜頭を悩ましてゐるのを見て、印刷調査等に費用を必要とする場合は數萬の費用を讓出することを約して私を激勵し、友人濱香三氏は調査項目の作成、調査録の印刷等につき、會て臨時産業調査局で調査した經驗に基き、常に隠れたる相談相手となつて有益な助言を呈せられたことを併せて感謝したい。而して有斐閣、滿洲有斐閣書肆江草四郎氏は司法部の企に賛して、利害を離れてこれが發刊を快諾され、尙戰時下出版印刷に困難な折柄同書肆旭壽山、梅本通夫氏などの御努力により、茲に本調査の結果が世に出ることになつたのである。着手して四年、その間九十回の委員會を開いて親族相続法の要綱を決定し、今草案を起草しつゝ、傍これが整理に當つてゐる。第一冊が印刷に附せられやうとするに當り、以上慣習調査の概要を述べ、併せてこれに協力された各方面に對し、心からなる感謝の意を表する。

康徳十年七月

司法部參事官 千種達夫

滿洲國主要都府圖





第一卷 總目次

序 ..... 一

緒言 ..... 一

第一 調査の方針 ..... 十

第二 調査の方法と経過 ..... 八

第三 附言 ..... 一九

序說 ..... 一

第一部 哈爾濱地方漢人の慣習 ..... 一

第二部 哈爾濱地方ロシア人の慣習 ..... 一〇五



附錄 ロシア人に對する親族相續法規

三〇三

例

言

三〇四

一 ロシア親族相續法の由來と在滿ロシア人に對する其の適用

三〇七

二 舊露西亞親族法(露西亞帝國法律大全第十輯第一部前文、及第一卷第一條乃至第三百八十二條)

三九

三 舊露西亞相續法(露西亞帝國法律大全第十輯第二部第一卷第十條乃至第一千三百四十五條)

三七三

四 ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國 婚姻親族後見法

四一六

五 ロシア社會主義聯邦ソヴェエト共和國 相續法

四四九

六 東省特別區域地方法院監護處辨事暫行規則

四五三

第三部 延吉地方漢人の慣習

四六五

第四部 延吉及輯安地方朝鮮人の慣習

四六七

寫眞

一 漢人の婚姻

- イ 新郎新婦の式場到着
- ロ 結婚証書に仲人署名捺印

二 漢人の葬儀

- イ 葬儀場の外部
- ロ 哈爾濱馬忠駿家の墓
- ハ 葬列

三 祭祀

クリスマス・イヴの祈禱祭

四 氷上祭

祭場松花江へ參集する行列

五 哈爾濱白系ロシア人の葬儀

- イ 葬列
- ロ 遺骸を教會から墓地へ運び出すところ
- ハ 白系ロシア人の墓



序 説



滿洲國は滿・漢・蒙古・回教・日本内地・朝鮮人など各種の民族によつて國を爲してゐる。康徳七年（昭和十五年）五月三日の臨時國勢調査の結果によれば、滿洲國の總人口は四千三百二十萬二千八百八十人で、更に之を民族別にすれば未だの通りである。

滿洲人 四〇、八五八、四七三

内滿洲旗人 二、六七七、二八八

漢人 三六、八七〇、九七八

蒙古人 一、〇六五、七九二

回教人 一九四、四七三

その他 四九、九四二

日本人 二、二七一、四九五

内内地人 八一九、六一四

朝鮮人 一、四五〇、三八四

その他 一、四九七

序 説



## 第三國人

三、七三二

## 無國籍人

六九、一八〇

即ち總人口中滿洲人は四千八十五萬八千四百七十三人にして總人口の九四、五七%を占め、日本人は二百二十七萬一千四百九十五人にして五、二六%、第三國人は三千七百三十二人、無國籍人は主として白系ロシア人を指すのであるが、これが六萬九千八百八十人である。滿洲人の内では漢人が九〇、二四%を占め、旗人、蒙古人、回教人などが順次これに亞ぎ、日本人の中では朝鮮人が六三、八五%を占め、内地人は三六、八%に該る。

これ等各民族の親族相續に關する慣習調査の結果を極めて概括的に言ふならば、滿、漢、蒙古、回教人の間では、仔細な點については慣習の異なるところもあるが、親族相續法の立法といふ大きな點から見れば今日では慣習は殆ど同一であると言つてもよく、日、鮮人は立法の上から見ても可成これと慣習を異にしてゐるが、同じく家族制度を採れる點において類似するところ多く、白系ロシア人に至つては根本的に異つてゐる。

漢人が滿洲に移住した歴史は古いが、多數は二、三百年前東山、直隸方面より移住して來たものである。従つて滿洲の漢人の慣習は大體において山東、直隸方面の漢人の慣習と大した差がない。旗人は本來の滿洲人であつて、古くは特別の言語を有してゐたが、今では漢語を用ひ本來の滿洲語を用ふる者もなく、ただ信仰などと結びついて風俗習慣に些少の差を遺すに過ぎない。一般の慣習は漢人化されて、漢人と餘り異るところなく、特に南方の旗人において然りとす。親族相續法を以て律する範圍の慣習は兩者の間に全く差がない。蒙古人も昔は

漢人と法律を異にし、今日でも特別の言語を用ひ、結婚、葬祭などを始めとして、その他の風俗習慣や制度の上にも多くの特色を残してゐるが、親族相續法の立法といふ點から見ると慣習はこれ又殆ど同一である。

回教人も滿、漢人などと別個の民族であるか、或は單に信仰上の差であるかは議論がないではないし、滿・漢人にして回教徒となつた者もないではないが、多數はもとアラビヤ、バルカン方面より移住して來た民族であるといふのが通説であつて（金吉堂氏「支那回教史」参照）、支那では五族の一として別個の民族として數へてゐる。支那に始めて移住して來たのは今から約千三百年前で、その後も唐宋初にも多數移住し來り、滿洲には漢人と共に支那より移住して來たやうである。多數はもとアラビヤ、バルカン方面より移住して來た民族であるから、本來の風俗習慣には西洋的な色彩が強く、教典などに掲げられる婚姻、親子、相續などの掟も、東洋の家族主義とは異つた西洋の個人主義的な色彩が多く、今日でも信仰と結びついて、結婚、葬祭その他風俗習慣に滿、漢人と異なる多くの特色を遺してゐる。唯親族相續法の立法といふ點から見ると、今日では慣習は滿、漢人と異るところはなく、その倫理觀念も同一である。回教の教典は回教徒はその國においてはその國の法律に従ふことを命じ、永年漢人と同一法典の下に律せられて來た結果、法律を以て律せられる點の慣習や倫理觀念は全く漢人化されたのである。

朝鮮人が滿洲に多數移住して來たのは、今より六、七十年前の新しいことであるから、その後滿、漢人との間に慣習上の影響は認められない。然し昔に遇れば朝鮮は支那の制度を採つてその制度としたのであるから、滿洲



における漢人と慣習の源を同じうし、従つて現在でも漢人と慣習を同じうするところが少なくない。婚姻、宗祧相續、嗣子の制度などは、殆ど漢人と異るところなく、その制度の基礎を爲す同族の制度の如きは、滿洲の漢人よりも舊い支那の制度を今尙よく保存してゐる。然るに財産相續については長子相續制をとり日本と似た點が多く、かくて一面においては漢人に似た慣習を持ちつつ、他面においては日本人に似た慣習を持つてゐる。

日本は千二百年の昔大化の改新により支那法を受け継ぎ、大化の改新後七十年を経たる養老年間にはこれを日本化して養老律令を作り、その後独自の發達を遂げ、明治になつて歐米法を取入れて現在の親族相續法を制定し、これが漸次慣習化されて來た。従つて親族相續に關する慣習は今日では滿、漢、蒙古人などと可成差異あることは免れないが、本來支那法を受繼したものであるから、その根本において相似た點が多く、個人主義をとれる歐米に比し、家族主義をとれる點において、多くの類似點を見るのである。

在滿白系ロシア人は滿洲國人とするか、無國籍人とするかは未だ確定してゐないが、國籍法の立法については簡易な歸化の手續により滿洲の國籍を取得するやうにしやうとの見解が有力である。然し滿洲國人であるか否とに拘らず、滿洲國に在る限り滿洲國の親族相續法が適用されるであらうし、現在も滿、漢、蒙古人などと同様國の親屬繼承法が採用されてゐる。既に十數年間國の親屬繼承法の支配を受けてゐるため、その慣習も稍採用民法化されてゐる點もあるが、この採用民法は支那の慣習を無視して、西洋の個人主義に基いて制定せられたのであるから、稍採用民法化された點はあつても、滿漢人化された點はなく、所謂個人主義をとつてゐるのであつ

て、家族主義をとれる他の民族とは慣習もその倫理觀念も根本的に異つてゐる。東洋の諸民族は家を重んじ、家長の統制の下に一家相倚り相扶け、共同の生活を營む。男系主義をとり、祖先の祭祀を尊び、祖先の血統を絶やさないやう努め、同族は和睦ぶ。然るに彼にあつては家を重んぜず、祖先の祭祀を顧みず、専ら個人を中心として考へる。こゝに東洋の家族主義と西洋の個人主義と根本的に道義を異にすることを發見する。

その詳細については以下順次これを明にすることにしよう。

(千種達夫)



第一部 哈爾濱地方漢人の慣習





調査年月日 康德七年(昭和十五年)自十一月五日  
至同月十八日  
調査並報告書作成者

司法部 參事官 千種 達夫

同 參事官室屬官 商 濟 剛

同 民事司屬官 桶田 辰雄

### 回 答 者

馮春盛 漢族 五三歲 商業 哈爾濱市顧鄉區天合街二號

清朝二年河北省定縣より哈爾濱に移住、民國五年同泰義貨店支配人、民國七年濱江縣教育局顧問、民國十三年哈爾濱市々農會長、民國十五年哈爾濱市自治會々員、康德三年哈爾濱市公署常務隣保委員、康德五年哈爾濱地方法院調停委員、康德五年顧鄉區天合街義和飯店支配人。

王岑伯 漢族 五五歲 商業 哈爾濱市道外北五道街五八

民國二年河北省より來滿奉天に居住し居たるも民國十五年哈爾濱に居を定め現在に至る、清朝拔貢(學位の名稱)、民國二年北京國立大學卒業後奉天商業學校及吉林省立法律專門學校に教員として奉職、民國十五年濱江商工公會々長、康德五年哈爾濱商工公會理事、民國十八年より現在迄華東商業株式會社支配人。

馬忠駿 漢軍旗 七一歲 農業 哈爾濱市香房署界馬家農園

原籍山東省蓬萊縣、清朝初滿洲奉天海城縣に移つて來漢軍鑲白旗佐領の管轄に入り居住、職業經歷は農業、商業、旗官(職名)、清朝の奉天二等道尹候補(職名)、民國に滿洲の囑託で上大夫(職名)を爲し現在に至る。

張志才 漢族 四〇歲 商業 哈爾濱市道外太平橋大街五六號

光緒二十八年來滿、民國六年三月一日中學校入學、民國十年五月二十一日木稅職(政府の役所の伐採木徵收係)、



民國十六年阿城（濱江省）の稅捐局助理員、大同元年四月十八日木材商を經營す、康德元年正月十五日太平橋甲長、同年三月十一日鐵路愛護村長、康德四年三月一日隣保委員、康德五年四月十一日哈爾濱地方法院調停委員。

李鳳標 漢族 六〇歲 律師業 哈爾濱市道裡商務街六六號

祖先是山東省、北京より民國十五年哈爾濱に移住、北京國立法政學校卒業、司法官考試及格、司法官として職を奉ずること十年退職して律師を開業（開業してより現在迄約十五年間）現在哈爾濱律師會長。

常德福 漢族 五九歲 運送業並商業 哈爾濱市許公路四〇

祖先是山東省、光緒二十六年春來滿、長春と綏化に於て商業を經營したことあり現在は哈爾濱市に於て開業してゐる。

王守先 漢族 四三歲 工程師 哈爾濱市馬家溝中和街三七號

西曆一九二五年哈爾濱に於て出生、哈爾濱工業大學土木科卒業、東省（哈爾濱）鐵路公司奉職、黑龍江呼海鐵路局工程師、東省特別區行政長官公署外交科長、濱江市政公所顧問、東省鐵道局建築科長、房產處長、札蘭屯石炭工場長、哈爾濱鐵道局鐵路建築係主任、哈爾濱市馬車組合理事並總經理、現哈爾濱市に於て工程師の職業に従事。

唐乃辟 漢族 五八歲 商業 哈爾濱市道裡十二道街三九

光緒二十六年より海參崴（牡丹江省）に於て商店を經營、民國十一年來哈爾濱製造工場經營、民國十七年哈爾濱に於て百貨店經營、民國十八年哈爾濱道裡商會常務委員、大同二年日滿實業協會理事、康德三年道裡商會副會長、康德五年慈善會副會長、康德五年哈爾濱商工會理事。

張志仁 漢族 三二歲 商業 哈爾濱市太平橋五六

民國元年吉林より來哈、民國十五年哈爾濱國民高等小學校卒業、民國十六年木材商經營、康德元年鐵路愛護少年隊顧問。

徐亭九 漢族 五六歲 雜貨商 哈爾濱市中央大街十一號三戸

原籍山東省掖縣、元海參崴（牡丹江省）に於て商店經營、商工會副會長、民國九年來哈百貨店經營、自治委員會及評稅委員長を七年間勤續、商務會常務委員、公斷處々長となつたことあり現在は哈爾濱市公署評議員。

王駿臣 漢族 六〇歲 貿易商 哈爾濱市西傳家區瓊環街三號

民國二年安東縣より哈爾濱に移住現在に至る。



### 調査地の概況及沿革

回答者の述べるところによれば、哈爾濱地方に居住する者の大多数は漢人であるが、土着民は滿洲旗人が多く、漢人と旗人とは結婚葬式などか少し異なる位で、他の慣習は異るところはない。哈爾濱市は今から四十年前は傳家甸（傳と云ふ家の人が居たからその姓をとつて名付けたもの、現在も市内に傳と云ふ家が四、五軒ある）と云ひ街位の人口に過ぎない一寒漁村であつた。此の寒漁村が現在の様に發展した理由は松花江の水路の便と鐵道施設に因つて交通が開けたからである。住民は四、五十年前山東、直隸省より移住して來た者が多く、白系露人も相當あり、各方面から人が移住して來てゐるので其の慣習は一定してゐない。従つて眞の哈爾濱地方の慣習を知らうと思へば土着民の多い哈爾濱市附近の田舎、即ち阿城、双城、呼蘭等殊に双城に就て調査すればよく分ると思ふ。市内には前記の如く白系露人が相當居住し、之と滿、漢人が日常接觸する結果、滿漢人にして白系露人の感化を受け、中には着物建物その他衣食住に付ては白系露人のそれに依るものが相當あるが、習慣としては白系露人のものを取入れたものはない。寧ろ山東、直隸省に於ける慣習が或る程度哈爾濱に於て行はれてゐる。



細目次

親屬

第一節 親屬の種類及範圍……………一五

第二節 家……………三二

    第一項 家族の範圍……………三三

    第二項 家長と當家的……………三四

    第三項 家産……………三〇

    第四項 家の設立及廢止……………三九

    第五項 家の構成と大家族制……………四〇

第三節 族制……………四四

第四節 婚姻……………五〇



第一項 婚姻豫約(定婚).....七五

第二項 結婚.....七四

第一目 結婚の禁止及制限.....七四

第一款 結婚年齢.....七四

第二款 親屬結婚の禁止.....七四

第一款 宗親.....七四

第二款 外親及妻親.....七六

第三款 同母異父者の親屬.....八五

第四款 親屬結婚禁止の可否及理由.....八六

第三款 その他の結婚の制限.....八七

第二目 結婚の手續.....九〇

第三目 結婚の無効及取消.....九五

第三項 婚姻の效力.....九六

第四項 夫婦の財産.....九七

第五項 離婚及別居.....一〇一

第一目 協議離婚.....一〇一

第二目 裁判離婚.....一〇二

第三目 離婚の效力.....一〇六

第四目 別居.....一〇八

第六項 童養媳、贅夫、冥婚その他.....一〇九

第一目 童養媳.....一〇九

第二目 贅夫(贅婿及養老女婿).....一一〇

第三目 冥婚その他.....一一四

第五節 妾.....一一六

第六節 親子.....一二三

第一項 妻、妾の子、私生子.....一二三

第二項 嗣親子.....一二三

第一目 總則.....一二三

第二目 嗣親.....一二四

第一部 哈爾濱地方漢人の慣習.....一二



第三目 嗣子	二六
第四目 立嗣及其手續	二七
第五目 立嗣の效力	二八
第六目 嗣親子關係の解消	二八
第三項 養親子	二九
第四項 親權及尊長權	二九
第一目 親權者	二九
第二目 親權の内容	三〇
第三目 親權の制限及終了	三〇
第四目 尊長權	三〇
第七節 後見(監護)	三〇
第八節 扶養	三一
第九節 親屬會	三一

繼承

第一節 通則	三五
第二節 宗祧繼承	三六
第一項 宗祧繼承人	三六
第二項 宗祧繼承の效果	三六
第三項 宗祧繼承制度存廢	三六
第三節 遺產繼承	三六
第一項 遺產繼承人	三六
第二項 繼承分	三七
第一目 法定繼承分	三七
第二目 指定繼承分	三七
第三目 特留分	三七
第三項 女子の繼承權と繼承分	三七



第四節 繼承の拋棄及限定繼承 ..... 一八一

第五節 繼承人の缺格及廢除 ..... 一八二

第六節 繼承人の曠缺 ..... 一八四

第七節 家産の分割 ..... 一八五

    第一項 通 則 ..... 一八五

    第二項 分割の標準 ..... 一八七

    第三項 分割の方法及手續 ..... 一八七

    第四項 繼承分の處分及その買戻 ..... 一九一

第八節 僧侶、道士等の繼承 ..... 一九七

第九節 遺 言 ..... 一九七

    第一項 通 則 ..... 一九七

    第二項 遺 贈 ..... 一九八

第十節 葬 式 ..... 一九九

附 立法上の意見 ..... 二〇三

## 親 屬

### 第一節 親屬の種類及範圍

#### 一 親屬の種類

(1) 親屬は次の様に分けて居るか。

(イ) 「宗親、外親、妻親」 然り。外親と云ふのは普通一般には使つて居らず法律用語として使はれてゐるから一般には外親と云つても通ぜぬ。妻親のことを内親とも云つてゐる。

「親戚とはどんなものか」 母の實家の親屬を外親と云ひ、妻の實家の親屬を妻親と云ふのであるが、此の外親と妻親を併せたものを親戚と云ふ。

(ロ) 「父族、母族、出嫁族、妻族」 然り。母族とは母の實家の親屬、出嫁族とは姉妹の夫の家族及父の姉妹の夫の家族を云ふ。

(ハ) 「一家子、親戚」 然り。

(ニ) 次の語は夫々同一のものと言ふか。

第一部 哈爾濱地方漢人の慣習



(イ) 「宗親、父族、一家子」 然り。  
(ロ) 「外親、母族、出嫁族」 外親と母族は同じであるが出嫁族とは姉妹の夫の家族、父の姉妹の夫の家族を云ふ。然し逆に言へば、母族妻族も出嫁族になる。

(ハ) 「妻親、妻族、老丈人家」 然り。

(3) 「(1)(イ)(ロ)(ハ)の中何れの分類が一般に行はれてゐるか」 一家子、出嫁族、老丈人家は一般に使はれて居りよく判るが、宗親、外親、妻親は法律家には判るが一般には判らぬ。一般に最もよく使はれて居るのは父族、母族、妻族である。一家子、出嫁族、老丈人家は俗語であり、父族、母族、妻族は丁寧な言葉である。

## 二 親屬の細別

(1) 「親戚は更に姥娘家、姨娘家、老丈人家、姑娘家に分けてゐるか」 然り。姥娘家は母の實家の親屬、姨娘家は母の姉妹の夫の親屬、老丈人家は妻の實家の親屬、姑娘家は娘の夫の親屬(通化の調査では更に姉妹の夫の親屬をも言ふ)である。

(2) 「外親は更に姑舅親、兩姨親に分けてゐるか」 然り。姑舅親とは母の兄弟の子女・逆に言へば父の姉の妹子女(及びその一家子を含めて言ふこともあり)を云ひ、兩姨親とは母の姉妹の子女(及びその一家子を含めて言ふこともあり)を云ふ。

## 三 姻親の意義

(1) 「姻親と云ふ語を用ゐるか」 あるにはあるが一般では使はない、従つて姻親とはどんなものか知らぬ人が多い。

(2) 「同宗の男子の配偶者にして己と血統關係のない者(例へば父の兄弟の妻、子の妻、甥の妻)は姻親と稱するか」 然り。

## 四 血親の配偶者の血親相互間

血親の配偶者の左の血親は親屬か。

(1) 「子、孫の妻の父母、祖父母と自身(俗に親家、親家母と稱する)」 親屬ではないが親戚である。「親戚とは」 宗親以外の外親、妻親を云ふ。

(2) 「兄弟姉妹の配偶者の兄弟姉妹と自身」 親屬ではないが、親戚である。

(3) 「子又は孫の妻の兄弟姉妹と自身」 同上。

## 五 繼母と親屬關係

(1) 「繼母は子に對し生母と同様の親子關係があるか」 然り。

(2) 次の者は親族關係があるか。

「(イ)繼母の父母と自身。(ロ)父の繼母の父母と自身。(ハ)繼母の兄弟姉妹と自身。(ニ)父の繼母の兄弟姉妹と自身。(ホ)繼母の兄弟姉妹の配偶者と自身。(ヘ)父の繼母の兄弟姉妹の配偶者と自身」 親戚である。一



般には親屬とは言はぬ。「親屬關係に於ては繼母は實母と區別はないか」 然り。

#### 六 童養媳との親屬關係

(1) 童養媳と次の者は親屬關係があるか。

(イ) 「未婚夫」 然り。夫妻に準ずるものであるが結婚前は兄弟姉妹と同様な關係に立つ。童養媳(トンヤンシー)は未婚夫を年齢が自分より多いか少いかによつて哥々(ココイ兄)、又は兄弟(シユンテイ弟)と呼び、未婚夫は童養媳を姐姐(チエーチエー姉)又は妹妹(マイマイ妹)と呼ぶ。

(ロ) 「未婚夫の父母、兄弟姉妹」 然り。家族である。童養媳は未婚夫の父を爹(テイエ父の意)と呼び母を媽(マイ母の意)と呼ぶ。未婚夫の兄弟姉妹に對しては未婚夫が呼ぶと同じ様に「哥々、兄弟、姐々、妹々」と言ふ。

(ハ) 「未婚夫の兄弟姉妹の配偶者」 然り。家族である。

(2) 「親屬關係ありとせば妻と同様の親屬關係に立つか」 然り。然し嚴格に云へば妻とは異り童養媳を「待親屬」と云ふ。

#### 七 前夫の子女との親屬關係

(1) 母が再婚の時子女を連れて行つた場合。

(イ) 「子女は母の後夫の姓に改めるか」 一樣ではない。

(A) 「どんな場合には改めるか」 將來歸宗しないことを約束すれば後夫の姓に改める。

(B) 「どんな場合には改めないか」 將來歸宗することに決めたならば改めぬ。

(ロ) 後夫の姓に改めたとき。

(A) 「後夫(繼父)とは父子關係があるか」 然り。

(B) 「父子關係ありとせば生父子關係と同一か」 同一にして財産をも繼承出来るとの説と財産の繼承は出来ないとの説に岐れた。

(C) 「同一でないとせばどんな點が違ふか」 家庭によつて違ふのであるが立派な家庭であれば元々異姓の者であるから生父子の關係とは違ひ實子と異り財産の繼承は出来ない。馮——此の場合財産を少し分け遣つても差支ないのであるがそれにしても死亡した場合連子は其の家の墓場に埋めることは出来ない。家系圖に入れることもできない。

(D) 「後父の先妻の子女(異父異母)とは兄弟姉妹の關係があるか」 (E) 「生母と後父との間に生れた子女(同母異父)とは兄弟姉妹の關係があるか」 何れの場合も親屬關係はあるが實兄弟姉妹とは少し違ふ。連子に財産を繼承させることも出来るのであるがそれは實兄弟と平等ではいかぬ。必ず實兄弟よりも少くなくなければならない。

(ハ) 後夫の姓に改めないとき。

(A) 「後夫(繼父)とは父子關係があるか」 無し。



- (B) 「後夫の先妻の子女(異父異母)とは兄弟姉妹の関係があるか」 無し。
- (C) 「生母と後夫との間に生れた子女(同母異父)とは兄弟姉妹の関係があるか」 無し。
- (ニ) 「後夫の姓に改めた後生父の姓に回復してその家を離れる(歸宗)ことが出来るか」 能。
- (2) 母が再婚の時子女を連れて行かない場合子女は次の者と親屬か。
  - (イ) 「母の後夫」 否。
  - (ロ) 「後夫の先妻の子女」 否。
  - (ハ) 「生母と後夫との間に生れた子女」 否。同母ではあるが父が違ふから親屬ではない。男系を重んずるから同母異父の場合は親屬関係はないのである。

#### 八 妾との親屬關係

- (1) 「妾は夫(老爺舊律に所謂家長以下同じ)の姓を冠するか」 然り。改めるのではない。この點妻の場合と同じである。
- (2) 「妾及妾の親屬は妻の場合に比し夫の親屬に對する親屬關係の範圍は狭いか」 多數説——同様である。王駿臣——妻と妾は違ふから親屬關係も違ふ。即ち子のない場合子を生む爲に貰つた妾ならば親屬關係の範圍は妻の場合と同様であるがさうでない場合は狭い。
- (3) 妾は左の者と親屬か。

(イ) 「夫の父母、祖父母」(ロ) 「夫の父母の兄弟、姉妹及其の配偶者」(ハ) 「夫の兄弟、姉妹及其の配偶者」多數説——何れも然り。夫の親屬は皆妾の親屬である。王駿臣——此の場合も子を生む爲に貰つた妾ならば親屬關係の範圍は妻の場合と同様であるがさうでない場合は狭い。

(4) 妾の父母兄弟姉妹は。

- (イ) 「夫と親族か」 然り。

(ロ) 「夫の親屬と親屬なる者があるか」(ハ)「ありとせばどの範圍の者が親屬か」子を生む爲に貰つた妾ならばその父母兄弟姉妹の夫及夫の親屬との親屬關係の範圍は妻の場合と同様であるがさうでない場合は狭い。

(5) 左の者は親屬か。  
親屬だとせば互にどう呼んでゐるか(原語で)

(イ) 「妾の子女と妻」 然り。子女は妻を「媽」(マー母の意)又は「大媽」(ターマー第一の母の意)と呼び、妻は妾の子を「兒子」(アールズ息子の意)と呼んでゐる。妻は自分の子女に對しても「兒子」と呼んでゐる。子女は實母なる妾を「媽」と呼ぶが「大媽」とは呼ばぬ。

(ロ) 「妾の子女と他の妾」 然り。妾の子女は他のどの妾に對しても「姨娘」(イーニヤン母の姉妹の意)と呼び、他のどの妾でも妾の子女を「兒子」と呼ぶ。

(ハ) 「妻の子女と妾」 然り。妻の子女は妾を「姨娘」、妾は妻の子女を「兒子」と呼ぶ。



- (ニ) 「妻の子女と妾の子女」 然り。お互に哥哥(ゴーゴー兄の意)、兄弟(シユンテイ弟の意) 姐姐(ジエジェ姉の意) 妹妹(メーメー妹の意)と呼ぶ。
- (ホ) 「妻の子女と他の妾の子女」 然り。お互に哥哥、兄弟、姐姐、妹妹と呼ぶ。
- (ヘ) 「妻と妾」 然り。妻は妾を「妹妹」、妾は妻を「姐姐」と呼ぶ。妾が妻より年長者であつても妾は妻を「姐姐」と呼ぶ。

(ト) 「妾と他の妾」 然り。お互に姐姐、妹妹と呼んでゐる。

(チ) 「認知した姦生子と妻」 然り。姦生子は妻を「媽」と呼び妻は姦生子を「兒子」と呼ぶ。

## 第二節 家

### 第一項 家族の範圍

(1) 「家族は同姓の親族に限るか」 然り。同姓以外に家族はない。「家族が別居して居ても分家して居なければ家族か」 然り。

(2) 童養媳は

(イ) 「男家の姓を冠するか」 然り。王駿臣——童養媳自身で日常實家の姓を使つてゐる者もあるが世間一般の人は童養媳に對し男家の姓を以て呼んでゐる。馮・常——ハルビン地方では夫の姓を冠してゐる。河北

では實家の姓を冠する。理論上より言へば未だ結婚してゐないのであるから、夫の姓を冠することは出来ない。

(ロ) 「童養媳は家族か」 然り。

(3) 異姓の親屬にして永久に共同生活を爲す目的で同居する左の者は家族か。

(イ) 「妻の父母」 否。親戚である。

(ロ) 「結婚した娘で夫の死亡に因り獨立して生活し難いため實家(母家)に歸つた者(この場合實家へ歸つて實家の姓に改めることがあるか)」 否。親戚である。此の場合やはり夫の姓を名乗る。再婚しない限り夫の姓を改めることはない。

(ハ) 「贅婿は」 贅婿は姓を妻の姓に改めた場合は家族であるが、改めぬ場合は家族ではない。姓を改めぬのが普通であるが、改める場合もある。

(ニ) 「養老女婿は」 贅婿と同様である。

(ホ) 「女婿」 否。

(ヘ) 「外孫(むすめの生んだ子女)」 否。

(ト) 「母の再婚に隨つて來た子女」 後夫の姓に改めた場合は家族であるがさうでない場合は家族ではない。

(チ) 「家族たる婦女の生んだ私生子」 兄弟の妻が生んだ場合は家族である。娘が生んだ場合は判然せぬが殺すか、子女のない人に遺る慣習になつてゐるやうである。



(4) 「長く勤めた奴婢で歸る所のない者は家族か」 否。

(5) 「右の外家族となる者があるか」 無い。「以上は現行採用民法の認めて居る家族を列挙したのであるが、皆の意見を纏めると家族は同姓に限ると云ふことになるのか」 然り。

第二項 家長と當家的

一 家長となるべき者

——家長と云ふ言葉は廣い意味では當家的をも含むのだが茲に今から云ふところの家長とは當家的を含まぬものを指すのである——

(1) 「一家中輩分の最も尊い者が家長となるか(例へば兄の二より弟の方が輩分が尊いから兄死亡の場合弟が家長となるか)」 然り。

(2) 輩分同じき者數人ある場合。

(イ) 「年長者がなるか」 然り。

(ロ) 「才幹ある者がなるか」 否。

(3) (イ) 「輩分如何を問はず年長者がなるか」 否。

(ロ) 「輩分の如何を問はず才幹ある者がなるか」 否。

(4) 「輩分年齢才幹を問はず長子の子孫がなるか」 否。

(5) 「輩分年齢才幹を問はず正妻の子がなるか」 否。輩分の尊い年長者が家長となる。「妾の子でも輩分

が尊ければ正妻の子を置いて家長となるか」 然り。「妾の子が例へば四十歳で正妻の子が三十歳なる場合何れが家長となるか」 妾の子がなる。正妻の子であると妾の子であるとを問はず輩分の尊い年長者が家長となる。

(6) (イ) 「家長は原則として男子がなるか」 然り。

(ロ) 「一家中男子のない場合始めて女子が家長となるか」 然り。男子であると女子であるとを問はず普通一般では家長のことを家主とも呼んでゐる。家長といふのは法律語である。「女とその娘二人ある場合誰が家長となるか」 母親がなる。

(7) 「輩分年齢を問はず家族推舉の方法を以て家長を定めることがあるか」 無い。「採用民法では家長は家族の推舉で決めることになつて居り推舉がない場合は回答の様な順序で家長が決ることになつてゐる。さうすれば法律に家長には輩分の尊い者、輩分同じきときは年長者がなるとすれば慣習と一致する譯か」 然り。

二 家長の障害ある場合

(1) 「家長が老病その他の事由は因り家務の管理を欲せず又は不可能なとき何人が家長を代理するか」 當家的が代理する。家務の管理を當家的が爲す場合には家長の名義で行ふ。當家的には輩分年齢を問はず才幹ある者を選ぶ。

(2) 「右の場合代理する者は當家的と言ふか」 然り。



(3) 「(1)の場合家長が辭して他の者が家長となる事があるか」無い。家長死亡せぬ限り家長の變更はない。

### 三 家長未成年者の場合

(1) 「未成年者が家長となることあるか」無い。此の場合には母親が家長となる併し契約を締結するときには母親は未成年者の名義を以て爲す。「輩分の尊い未成年者と輩分の低い成年者ある場合何れが家長になるか」輩分の低い成年者が家長になる。「右の場合未成年者が其の後成年に達したときは家長になるのではないか」然り。成年者は假に、一時的に家長となつて居たに過ぎないのであるから未成年者がその後成年に達すれば家長になる。「さうすれば輩分の低い成年者は輩分の尊い未成年者に代つて家長の役を勤めると云ふことになるのではないか」然り。「すると先程母親が家長となるとの答があつたが之もやはり未成年者に代つて家長の役を勤める意味か」然り。「結局母親又は輩分の低い成年者は未成年者の代理で家長の役を勤めることになるのか」然り。「要するに家長には如何なる場合に於ても輩分の尊い者、輩分同じき者數人あるときは年長者の男子が女子に先んじてなると思つて間違ひないか」然り。

### 四 家長の同意權

左の場合には家長の同意を要するか。

(1) 「家族が婚約及結婚をする場合」要す。

(2) 「家族の入繼出繼の場合」

(イ) 「家族が同家中の家族を嗣子又は養子とする場合」要す。

(ロ) 「家族が他家の嗣子又は養子として出繼する場合」要す。

(ハ) 「他家の者が嗣子又は養子として自家に入繼する場合」要す。

(3) 「家族が入贅出贅する場合」要す。

(4) 「右の外新に家族となり又は家族が家を去る場合(例へば私生子の入室、寡婦の再婚の場合)」要す。

(5) 「家族が分家する場合」要す。

(6) 「家族が自分の特有財産を處分する場合」否。家の財産でないから家長の同意を要せない。

(7) 「右の外如何なる場合に家長の同意を要するか」要するに家に關することは全部家長の同意を要するがさうでない場合は要らぬ。

### 五 家長の權限

家長は普通次の權限を有するか

(1) 「外部に對するその家の代表」有る。

(2) 「當家的を任命して家務を處理せしむること」有る。一般に家長が當家的を任命してゐる。

(3) 「家族の職業の選擇」權限はあるが之は各家庭に因り異り一般に同様ではない。最近は本人が勝手に決めて居る傾向がある。然しその權限はあるべきだ。



- (4) 「家族の就學の決定」 有る。
- (5) 「家族の居所指定」 有る。
- (6) 「家産の管理處分」 有る。之は家長の權限中一番重要なことである。
- (7) 「家族の私有財産を家の共同生活に利用すること」 無い。家長が家族の私有財産を利用する場合は他人の財産を利用する場合と同様に相當の利息を支拂はねばならぬ。
- (8) 家族に對する懲戒
  - (イ) 「軽い程度の責打」 自分の子女に對しては出来るが、子女以外の家族に對しては出来ぬ。
  - (ロ) 「家中に拘束し外出を禁ず」 有る。
  - (ハ) 「家長の命に従はぬ者を家より追出し扶養せず」 有る。
  - (ニ) 「不貞な寡婦に對し離籍して實家に歸らしむ」 有る。
  - (九) 「家規家法の制定」 有る。實際に定めて居る家長もある。
  - (10) 「右の外尙如何なる權限を有するか」 家長の權限は相當大きく又範圍も廣いのであるが具體的な例は今直ぐ思出さぬ。

#### 六 當家的の選定

- (1) 「家長の外に當家的を置くことがあるか」 有る。

#### (2) ありとせば

- (イ) 「どういふ場合か」 大きい家庭では大抵當家的を置くがその重なる理由を挙げれば、(1)家長が家務の管理を自ら爲すことを欲しない場合、(2)家務多忙な場合、(3)家長が老病の爲家務を管理することが出来ない場合である。
- (ロ) 「どういふ人がなるか」 才幹ある人がなる。
- (ハ) 「家長の任命又は承認に依つてなるか」 當家的を置くには家長が任命する場合と家族の推舉に因る場合の二つの方法が行はれて居り、普通は家長の任命に因る場合が多いのであるが大家族では推舉の方法に因つて當家的を置く場合が多い。
- (3) 「普通は家長が同時に當家的であるか」 然り。

#### 七 當家的の權限

- (1) 「家長の外に當家的ある場合當家的は通常どういふ權限を有するか」 外部に對しては家長と同様の地位で家長の名義を以てその職務を行ふのであるが、他の者と契約を締結する様な場合は其の前に必ず之に關し家長に相談し承諾を得なければならぬ。若し家長に相談せずして當家的が他の者と契約してしまつた場合、家長は自分に相談なかつたことを理由としてその契約を取消すことが出来る。當家的が不動産の如き重要な家産の處分を爲す場合はその都度家長に相談し之に付て家長の承認を得なければならぬが、只單に小數の羊を賣買すると



云つた様な日常行はれる小さなことに付てはその度毎に家長に相談する必要はない。「すると一般の人は家長の同意のなかつたことを知らずに之と契約を結び、後になつて家長から契約の締結に付て承諾を與へなかつたことを理由として、契約を取消されると云ふことも考へられるが、此の様な場合はどうなるか」一般の人は仕方ない、没法子である。併し家長が任命した當家的が家長に相談なしに他の者と契約してしまつた様な場合、家長としても仕方なしに之を黙認するのが普通である。「一般の人が當家的と不動産その他重要な事項に關する處分の契約を爲すときは之に付て家長の承諾があるかを先づ調べてゐるか」然り。而して家長の承諾あることが判らねば契約してゐない。

(2) 「當家的の權限と家長の權限とは如何なる點が異なるか」家長が家産の處分を爲す場合は自己の名義を以てするが、當家的が處分する場合は家長の名義で遣りその處分の前に當家的は必ず家長に處分の可否を相談し家長の承諾を得なければ處分できぬ。之が重要な相違點である。「家族が婚姻或は他家の嗣子又は養子として出家する様な場合は家長の同意を要するのであるが、斯様な身分上に關することは専ら家長が爲すのであつて、當家的の職務は家の財産上の行爲に限られて居るか」當家的の職務は主として家の財産に關することであるが、家族の身分上のことに全然關係しないと云ふ譯ではない。

### 第三項 家 産

#### 一 家産の成立

家産は次のものより成るか

- (1) 「祖先傳來の財産」 然り。
- (2) 「家産による利得」 然り。
- (3) 「家族各自の收入所得」 然り。
- (4) 「其他如何なる財産」 外に無い。

#### 二 家族の特有財産(小份子)

- (1) 「家族は家産の外各自の特有財産(小份子)を所有することができるか」 然り。子も妻も所有することができる。
- (2) 「家族各自の所得は當然家産となるか」 家へ渡せは家産である。家族各自の所得の中生活費を除いた殘餘分は當然家に渡すべきであつて、私に貯へることはいけないことになつてゐる。併し實際は大家族の家では家族が所得を家へ渡さずして、その一部を私に貯へるものがある。かうして自分で貯へたものは小份子になる。兄弟二人で一人が農業を營み、一人が商賣をやつてゐる場合も本來はその所得は家へ渡さねばならない。
- (3) 「當然家産とならぬとせば如何なる場合に家産となるか(例へば家族が雇はれて月給又は勞銀を貰つた場合如何)」 家族は貰つた月給又は勞銀を全部自分の特有財産とすることは出来ない、その中の生活費を除いたものは家に入れなければならぬ。家に入れたものが家産である。



### 三 家産の管理處分

(1) 父祖在世中は

(イ) 「家産は父祖が管理するか」 然り。

(ロ) (A) 「家産の處分は父祖が單獨で出来るか」 能。

(B) 「父祖は子孫その他家族の同意を要するか」 否。家産に屬する不動産を處分する場合も同意を要せぬ。

(C) 「父祖が家産を處分した場合家族は之に同意しなかつたことを理由としてその處分の取消が出来るか」 否。

(ハ) (A) 「家産を處分するには單に父祖のみの名義でするか」 然り。

(B) 「子孫の連署を要するか」 否。

(ニ) 「父祖が家産を承繼人に分與する場合は任意に各承繼人の所得額を定めることを得るか」 否。原則として平等に分與しなければならない、併し分與に多少の差別は付けても差支ない、哈爾濱に於ては家産分與の場合長男にだけ祭典費として他の子よりも少し例へば百天地の土地があるとすれば五天地位多く遣つても差支ないことになつて居る。

(2) 父祖の死後二名以上の者(例へば兄弟)が承繼した場合

(イ) 「家産は家長が管理するか」 然り。只兄弟二人居る様な場合兄の家長が家産を浪費するときは弟に於て之を管理することが稀にある。

(ロ) (A) 「家産の處分は家長が單獨で出来るか」 否。

(B) 「家長は他の股(例へば兄弟又は其の承繼人)の同意を要するか」 要す。

(C) 「要するとせば他股はその同意なかりし理由を以て處分の取消ができるか」 場合に依り異なる、即ち家の爲に處分したと云ふ正當の理由があれば取消することは出来ないものであるが、家長が自分の爲勝手に處分した場合は取消することができる。家産に屬する動産又は不動産を家長が他股の同意なく故意に安く處分した様な場合は家の爲に處分したと云ふ正當の理由にはならぬ。尤も家の爲に處分した場合不正なる意思があつたのではないが後で考へたら安價に處分してゐたと云ふ様なときは、他股の者は處分に同意しなかつた理由で之を取消することは出来ない。

(ハ) (A) 「家産の處分は單に家長のみの名義でするか」 家長のみの名義を以て爲す場合もあるが、多くの場合は家長と兄弟或は承繼人全部の名義で爲す。

(B) 「承繼人全部の名義でするか」 然り。

(3) (イ)(A) 「當家的(家長の外に當家的を置いた場合以下同じ)は家産を管理する権限があるか」 有る。

(B) 「ありとせばどんな制限を受けるか」 管理する権限はあるが、處分の権限はない。管理するに



ても家長の指揮監督を受ける。

(ロ) (A) 「家産の處分は當家的が單獨でできるか」 否。

(B) 「出来ない」とせば如何なる人の同意を要するか」 家長の同意を要する。

(C) 「要する」とせば同意権者はその同意なかりし理由を以て處分の取消ができるか」 能。「家長の同意を得ずして當家的が家産に屬する不動産を處分する様なことは普通ないか」 無い。當家的が家産に屬する不動産を處分する場合家長の名義で爲すのであるから一般の人は當家的と家産に屬する不動産の處分の契約を爲すが如き場合は家長に一應確めた上で之を爲してゐる。尙又その契約證には家長の印判も要るから當家的が家長の同意なしに處分しようとしても出来ぬ譯で、斯様な場合一般の人も之を相手としない。

(ハ) (A) 「家産の處分は單に當家的のみの名義でするか」 否。

(B) 「できない」とせば如何なる人の名義でするか」 家長の名義で爲す。

#### 四 祖遺不動産の處分

(1) 「祖先より繼承した土地家屋(祖遺不動産)を處分する場合その祖先より出た他家の親戚は先にお買ふ権利があるか」 有る。現在でも一般に先買權が行はれてゐる。

(2) 「若しありとせばその親屬は先買の機會を與へざりし理由を以て其の處分の取消ができるか」 能。但此の場合處分の場合と同等の對價を支拂はねば取消することは出来ない。

#### 五 家族の費用の支辨

家族の左記各項の費用は家産を以て支辨するか

(1) 「教育費」 支辨する。

(2) 「結婚費(男婚女婚)」 支辨する。

(3) 「衣服費」 支辨する。併し大家族の家では衣服費を全家族のため制限なしに支辨するときは家産の維持ができない場合があるから、子女又はその他の家族が多いときは衣服費として例へば一年一人に二十圓といふ風に家産より一定の額を支給し、不足分は各自に負擔せしむることがある。

(4) 「醫藥費」 支辨する。

(5) 「喪葬費」 支辨する。

#### 六 家又は家族の債務の辨濟

家族が負擔したる左記の債務は全家産を以て辨濟せねばならぬか又債權者は辨濟を請求し得るか

(1) 家の爲に生じた債務

(例へば兄弟の一人が家の爲商賣をして負擔した債務)

(イ) 「内部關係に於て全家産を以て辨濟せねばならぬか」 然り。債務の多寡に拘らず全家産を以て辨濟せねばならぬ。儲けた金を家に入れて居れば家産で辨濟しなければならぬ。



(ロ) 「外部關係に於て債權者は全家産を以て辨濟することを請求できるか」 能。

(2) 家の爲に非ずして生じた債務

(イ) 兄弟の一人が自己の爲に商賣をして(例へば自己の小份子を以て商賣した場合)負擔した債務

(A) 「内部關係」 否。その承繼分を以て辨濟する。承繼分で債務の辨濟が出来ないとき他の兄弟は自分の承繼分を以て辨濟せねばならぬ義務はない、此の様な場合は大概分家する。「假に家産を以て辨濟したとすればその後兄弟が分家を爲す際には夫だけを差引いて家産の分割をすることが出来るか」 出来ない。辨濟した後家産が一萬圓あれば兄弟二人の場合は五千圓宛分割せねばならぬ。

(B) 「外部關係」 同じ家に父あるときはその家族が自己のために負擔した債務に付ては債權者は家産に對する請求權はないが兄弟數人の場合、その一人が自己のために債務を負擔したときはその者の承繼分に付ては請求權がある。従つてこの場合は分家して自己の承繼分で支拂ふことになる。「小份子で商賣して居るかどうか判るか」 取引を爲す際は小份子で商賣して居るかどうか調べた上で遣つて居るから大體判る。尤も兄弟が同じ町に住み又は同じ處で商賣をして居れば分つてゐるが、例へば一人は哈爾濱一人は大連と云つた工合に遠く離れて商賣して居る様な場合は判らぬことが多い。「實際は家の爲に商賣をして居りながら小份子で個人がやつたのであると云つて他の者が債務を免れようとする様なことはないか」 有る。此の時は眞實かどうか取調べねば解決できないが、大體は分つてゐる。

(ロ) 子が前と同様な理由で負擔した債務

(A) 「内部關係」 否。

(B) 「外部關係」 否。

(ハ) 弟の遊興費

(A) 「内部關係」 否。債務が僅少であれば支拂ふことがある。又兄弟が分家しては困る様な事情があつた場合は債務の一部分だけを支拂ふことがある。

(B) 「外部關係」 否。

(ニ) 子の遊興費

(A) 「内部關係」 否。最も拂はない。

(B) 「外部關係」 否。

(ホ) 「妻の贅澤品の代金」 否。實際に於ては身分不相應で高價な贅澤品の代金を家産を以て又は夫が支拂ふ様なことはないが、普通の贅澤品の代金なら支拂つて遣る場合が多い。

(3) 不法行爲上の債務

(イ) 兄弟の一人が他人に損害を加へたことに依つて生じた損害賠償債務

(A) 「内部關係」 然り。分家しない限り家産を以て賠償する義務がある。他の兄弟がそれに不承諾で



あるときは分家してその分前で支拂ふ。

(B) 「外部關係」 支拂ふ義務はない。

(ロ) 子が同様の理由で負擔した債務

(A) 「内部關係」 然り。

(B) 「外部關係」 能。拂はねばならぬ。これは人情である。

#### 七 家産の所有権者

(1) 「家産は家族全體の所有に屬するか(父祖のみでなく將來承繼すべき者及その他の家族も家産に對し幾分の所有權を持つてゐるか)」 父祖があれば父祖のみの所有である、將來承繼すべき者及その他の家族は所有權を有しない。「家族が働いて得た財産も家産に入れるとせば、家族も家産の所有權者となるのではないか」これに付ては二通りの家庭がある、即ち一、古い慣習を守る家庭では家族は同居する以上私産を持たない。二、新しい近代的な生活を爲す家庭では家族が働いて得た財産であるから自分のものとする。最近では右の様な古い家庭は段々新しい家庭の様に変つて來つゝあり、家族はその働いて得た財産を大部分自己の小份子とし、生活費を除いた殘餘財産を家産に入れて居る様である。父祖が働いて儲け、又は祖先から繼承した財産は父祖の所有で、子が儲けた金は子の所有である。家に入れば父祖の所有になる。子の家に入れた財産の方が多い場合でも家産となり父祖の所有で子は所有權はない。従つてその家産は父祖が單獨で處分できる。例へば祖先から傳はつた財

産が千圓あり、家族の働いて得た財産が九千圓ある場合でもその一萬圓が家産で父祖の所有であり父祖は單獨でこの處分が出来る。

(2)(1)と異り

(イ) 「父祖在世中は父祖一人の所有でありその死後は承繼人の所有となるか(父祖又は承繼人以外の者は全然所有權を持たぬことになるか)」 然り。

(ロ) 「家族が家産の増加に寄與しない場合でもさうか」 然り。

(ハ) 「父祖死後承繼人數人ある場合(例へば兄弟三人ある場合)承繼人の共有に屬するか」 屬す。

#### 第四項 家の設立及廢止

##### 一 分家の意義

(1) 「分家とはどうすることを言ふのか」 財産を分割することである。

(2) 「分家する者は財産ある場合必ず分産するか」 然り。

(3) 「分家後も引續きもとの家に居ることがあるか」 有るが之は稀有の例である。

(4) 「引續きもとの家に居る場合には家計を別にするか」 家計を別にするものと一緒にするものがあるが前者が普通であり後者の場合は非常に少ない。家計を一緒にして居る場合は各々自己の財産より負擔部分を支出して居る。



二 分家の原因

- (1) 次の場合には多く分家するか
- (イ) 「人数多くして生計に困難な者ある場合」 然り。
  - (ロ) 「家族にして家長の命に服さぬ者ある場合」 然り。例は少ない。
  - (ハ) 「家族にして正業に務めず浪費する者ある場合」 然り。
  - (ニ) 「地方變亂により家族過多の爲に逃避に困難な場合」 然り。例は稀有である。
  - (ホ) 「家族間(例へば兄弟又は兄弟の妻)が不和の場合」 然り。此の原因による分家が一番多い。
  - (ヘ) 「家族が儲けた金を家に入れない場合」 然り。これも多い。之は(ホ)の家族間の不和の原因となる。
  - (ト) 「家族の一人の學資が多く入用の場合」 然り。
  - (チ) 「家族の一人が商賣に失敗し債務を多く負擔した場合」 然り。
  - (リ) 「家族の一人が家の金を私にする場合」 然り。
  - (ヌ) 「家長が老年になつて家政を見ることが出来なくなつた場合」 然り。例は少ない。
  - (2) 「その他どういふ場合に分家するか」 (イ)兄弟四、五人ありその中の一人が商賣等で金を儲けた様な場合それを自分一人で所有し度い爲、(ロ)家族が多く且財産が多い場合世間から財産家と見られ出捐を求められることを避ける者、(イ)非常に貧乏の場合各々自分で生計を樹てるため分家する。

(3) 「右の中何れの場合が多いか」

家族間が不和の場合又は財産關係に原因して分家する場合が最も多い。

三 父母生存中の分家

- (1) 子数人ある場合
- (イ) 「父母生存中各子が分家することは稀か」 否。昔は父母生存中分家する様なことはなかつたが現在では分家が澤山行はれて居る。
- (ロ) 「分家するにせばどういふ場合か」 父母に於て家産の管理が出来ない場合、數人の子ありその中の或者は儲け、或者は浪費する場合等である。
- (ハ) 「右の場合父母は何れの子と同居するのが普通か」 父母は何れの子と同居すると決つては居ないが、父母生存中分家を爲す場合の家産の分割方法は(1)父が家産の一部を所有しその餘を各子に均分する、(2)全家産を各子に均分し各子は父母の生活費を平等に負擔する、(3)全家産を各子に均分し父母と同居する子だけが父母の生活費を一人で負擔し、その他の子は父母の生活費は負擔しないが父母死亡の場合その葬式費は兄弟等で支出する、(4)全家産を各子に平等に分割し父母は各子の家を順番に廻り扶養して貰ふ等があり、これは親が年をとり財産のない場合である。家産の分割は右(2)の方法に依るのが一番多く(3)(1)(4)の順序になる。「家産多い場合は普通何れの方法で分割して居るか」(1)の方法に依つて居る。これが一番よいと思ふ。昔は親の在世中財産を分けることができなくなつてゐたが現在では分ける者が少くない。ハルビン地方は土着



民が少く全體の五十分の一位しかなく、大部分は山東直隸から來た者で全體の三分の二を占めてゐる。故に慣習は山東直隸の慣習に段々なつて行く、もう一つはロシア人が多いのでこれに傾くものもある。従つて古い慣習を守る者がだん／＼少くなつて行く。併し農民の間では父の生存中分家するやうなことは餘りない。

(2) (イ)「父母は子を分家させることができるか」 能。

(ロ)「できるとせばどういふ場合か」(1)子が不孝者であるとき、(2)子の妻と母とが不和の場合、(3)父母の思想が新しく子を獨立して生活させようとする場合等である。「さういふ場合でも分家といふか」 普通分家と言つてゐる。

(ハ)「子は父母に對して父母と分家することを請求できるか」 能。

(ニ)「できるとせばどういふ場合か」 娘が他家に嫁した場合、婚家貧乏の故を以て父母がその娘に生活費等を度々送金するが如き場合は、子は不服で父母に對し分家を請求することができる。「(イ)(ハ)に依り分家した後父死亡した場合その家産は誰が繼承するか」 子が平等に繼承する。

四 「家長が家を廢して家族と共に他の家に入ること(廢家)が出来るか」 能。出来るには出来るが實例は稀有である。「一旦分家した後元通り又一緒なることがあるか」 分家後何れかの一方の家が家長の死亡その他の事由に因つて家産の管理ができぬ様になつた場合一緒になることはあるが、分家後一緒になることは實に少ない。

五 「家長死亡後宗祧繼承人を立てないこと(絶戸)があるか」 有る。此の場合財産は寺に贈ることがある。

#### 第五項 家の構成と大家族制

##### 一 家族の世數と人數

(1) (イ)「調査地域で累代同居家族の世數は普通幾世か(同一始祖に遡りその始祖を一世と數へ現在まで幾世同居してゐるか) 三世である。

(ロ)「最も多いのは幾世か」 四世位である。

(2) (イ)「現在同居家族の世數は普通幾世か」 三世位である。

(ロ)「最も多いのは幾世か」 三世位である。

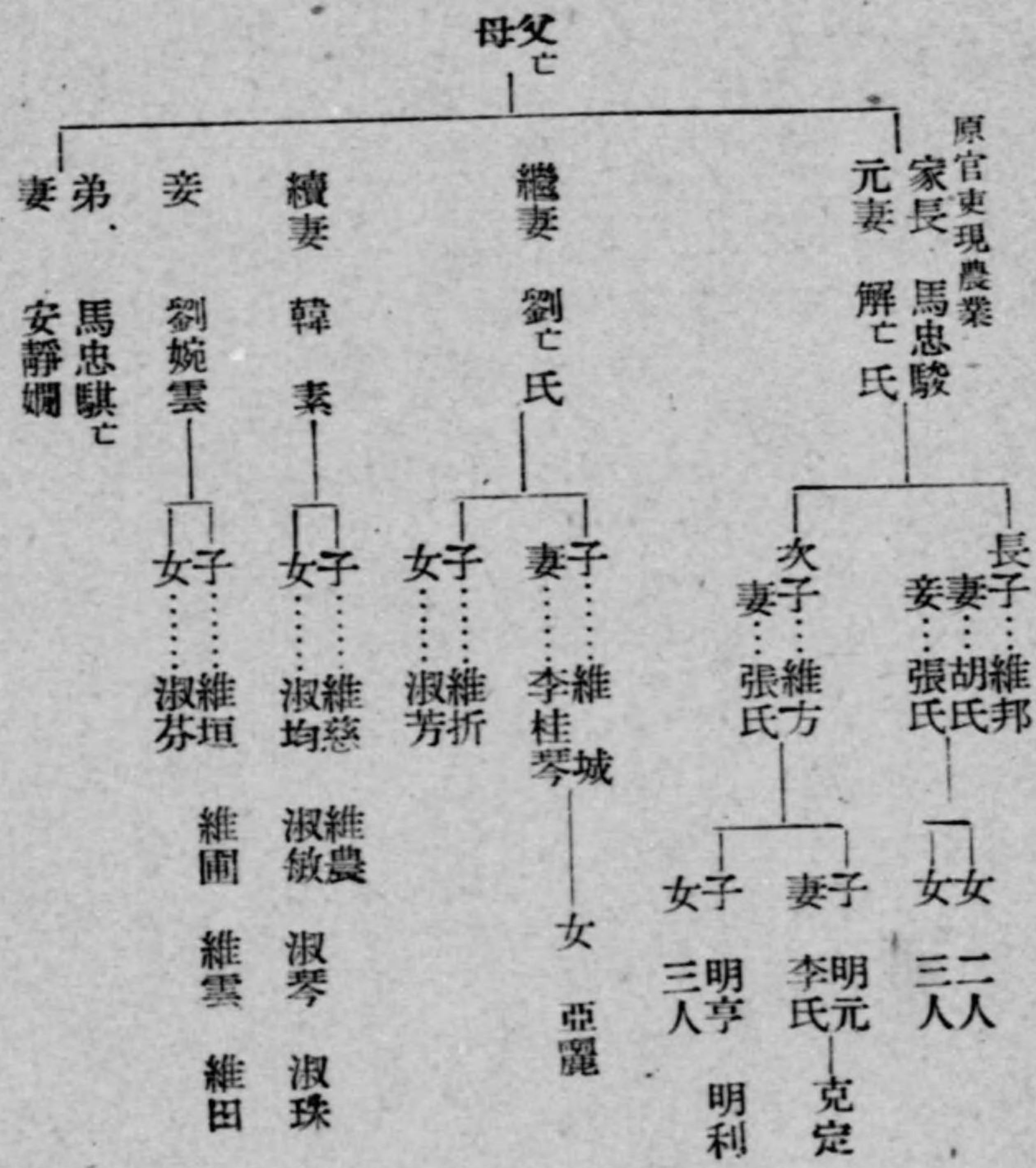
(3) (イ)「同居家族は普通幾人位か」 六、七人位である。ハルビンの戸口調査では一〇萬戸あり人口六〇萬であるから一戸六人平均となる。「同居家族とはどんな者を云ふのか」 分家して居ない家族のことを云ふのであつて別居して居ても矢張り同居家族と云ふ。「一人の家族は官吏で新京に居住して居り一人の家族は哈爾濱に居住して商業を営み別居して居ても此の兩人は同居家族と云つて居るのか」 然り。

(ロ)「最も多いのは幾人か」 四十人位馬忠駿氏の家である。

(ハ)「右の最も多い家族は如何なる人により構成されてゐるか圖示すること」



住所 哈爾濱市香房署界馬家農園 氏名 馬忠駿



### 二 家族の仕事の分擔

(1) 「大家族では家族の仕事の分擔を定めてゐるか」 大抵定めてゐるやうである。

(2) 定めてゐるとせばどう定めてゐるか

(イ) 「農民の家」 外面的には判然してゐない場合でも内面的には耕作を爲す者、家畜を管理する者、財産を管理する者等に分けてゐるやうである。

(ロ) 「商民の家」 一樣ではないが大體仕事の出来る家族に重要な仕事を割宛ててゐるやうである。

(ハ) 「その他の家」 農、商民以外の家でも仕事に分擔は定めてゐると思ふがよく判らぬ。

### 三 大家族の變遷

(1) 「大家族制は昔に較べて減少しつゝあるか」 然り。「哈爾濱市内に家族の多い家は知らぬか」 知らぬ。徐亭九——山東省に友人劉が居たがその家族は七十人位であつた。王駿臣——哈爾濱から日本里で十五里位離れた阿城に農業で魏と云ふ人が居るが元その家族は三百七十人位あつた。四、五年前に分家したが分家前は家族が多かつたので同じ日に一方の庭では結婚式を擧げて居るのに他方の庭では葬式を行つて居ると云ふ様なこともあつた。當家的は十幾人も居たやうに記憶してゐる。家の仕事は他家の者を使ふ様な事はなく家族全部で分擔してやつて居た。大家族のときは非常に金持であつたが分家後は貧乏して居る。

(2) 「減少しつゝありとせばその原因は何か」 昔は國民の殆どが農業を營んで居た爲、大家族の方が便利であつたが、現在では文化の發達に伴ひ商工業が盛んになり之等の關係より家族が分散して生活する場合が多く、大家族制度は却つて弊害を生じる様になつたからであり、又他面には教育の普及に因り思想の變遷を來し、昔は



分家することは非常に悪いことだと思つて居たのが、現在では分家することは決して悪いことではないと考へるやうになつて來たからである。

#### 四 大家族の利弊

##### (1) 大家族の制度は

(イ) 「どういふ點が長所か」 昔は兎も角現在では長所はない。自分達が知つて居る大家族は現在その殆どが貧乏して居る。

(ロ) 「どういふ點が短所か」 依頼心が強くなり努力心がなくなる。これがため家は貧乏し、有能な人は損をする。各自の能力に應じて職業を求めらるやうなことをしない。同じ家に居るため實兄弟でも友達よりも不和なのが多い。共有物を愛護する觀念がなくなる。

(2) (イ) 「大家族の制度は存続するが善いか悪いか」 悪い。  
(ロ) 「その理由」 右三の(2)、四の(1)記載の理由に依る。

### 第三節 族 制

#### 一 同族の意義

(1) 「同族とはどういふ者を言ふか」 男系の同一祖先から出た者を言ふ。

(2) 「同族と同宗とは普通區別して用ゐてゐるとか」 然り。

(3) 「區別してゐるとせばどういふ點が異なるか」 同宗とはどの祖先から出たと云ふことが判然してゐる場合に使ひ、同族とは明瞭ではなくとも同一祖先から出て居ると云ふことが判つてゐる場合に使ふ、同族の方が範圍が廣い。

#### 二 同族と同姓

(1) 「同族の者は必ず同姓か」 然り。

(2) 「同姓の者は必ず同族か」 否。

(3) 「同姓の者にして同族でない者ありとせば同族なりや否やは何によつて識別するか」 祖先へ遡つて數へると判る、家譜があれば之に依つて判る、此の外は各人の記憶に依る。

#### 三 同姓同宗の者と部落

(1) 「同姓同宗の者のみで部落を成してゐるところがあるか」 哈爾濱地方には無い。山東省、直隸省には現在澤山ある。そして部落を同宗の姓を以て王家屯とか李家莊とか呼んでゐる。

(2) 「有りとせばその種族其の部落の由來及戸數人口を概説すること」 大體昔の一家族が段々増して行つて出來たのである。馮春盛——河北省に霍家莊と云ふ村があるが此の村は全部霍と云ふ家計りで千五百戸ある。徐亭九——山東省にも五百戸、千戸位の村は澤山あるが職業は商業と農業が半々位である。李鳳標——私の郷里



は山東省の海陽縣であるが私の村は殆んど同族で三百戸、千七、八百人位である。他族は七、八戸位しかない。職業は農が多い。

四 同族の構成

(1) 左の者は同族か

(イ) 「異姓から收養した養子女」 同族が養子女を同族とすることを許せば同族となる。同族人が少ないときは同族にする場合が多いが、同族人が多い場合は同族にすることが少ない。同族となれば同じ族譜に載せられ又同じ墓に埋葬されることとなる。

(ロ) 「贅婿」 (イ)と同様。

(ハ) 「養老女婿」 贅婿と養老女婿も一般には區別してゐない。姓を改めた場合は同族になると思ふが、自分等は姓を改めた例を知らない。馮春盛——自分の隣の家で幼い女の子を拾つて来て養ひ、これに贅婿を貰ひ姓を自分の姓に改めさせ財産を譲つた例がある。哈爾濱方面のことはよく知らぬが、直隸では異姓は同族にはなれぬ。墓所も別のところ、異姓の者を同宗にすることは、大理院の判決でも異姓亂宗でいけない。

(ニ) 「同族間の姦生子」 哈爾濱地方に於てはさう云ふ實例はないだらう。假に生れたとしても殺してしまふか育嬰堂へ送るだらう。

(ホ) 「同族者と異姓者間の姦生子」 (ニ)と同様。

(ハ) 「三歳以下のときに收養せられた子女(乞養三歳以下の子女)」 (イ)と同様。

(2) (イ) 「同族の人数は普通大凡どの位か」 哈爾濱地方では少ない。

(ロ) 「最も多いのは大凡どの位か」 哈爾濱地方は判らぬ。王駿臣——哈爾濱から日本里で七、八里の處に千と云ふ家があるがその同族は百二、三十戸で千人位ある。馮春盛——河北省では千五百戸で一萬人位居るのである。

(ハ) 「各應答者の同族の人数はどの位か」 徐亭九——自分の郷里は山東省であるが同族は三百戸で二千八人近い。李鳳標——私も山東省であるが同族は三百戸で千七、八百人位である。馮春盛——私は河北省であるが同族は二十戸で七、八十人位である。王駿臣——私は山東省であるが同族は六、七十人位である。

五 族長の資格

「族長なるものがあるか」 哈爾濱は歴史が短かいから同族は少く族の組織が自分達の知つて居る範圍ではない。王駿臣、李鳳標、徐亭九——私達の郷里は山東省であるが族長はある。王岑伯——私達の郷里は河北省であるが族長と云ふやうなものはない。馮春盛——郷里は河北省であるが族人か少くから族長も別に定つてゐない。

(1) 「どんな資格を有する者が族長となるか」 王駿臣、徐亭九——輩分が最も尊く徳望ある者がある。年齢を問はない。「必ず輩分の最も尊い者でなければならぬか」 王駿臣、徐亭九——然り。次の輩分の者の徳望ある者が代理で族長を務めることはある。李鳳標——輩分、年齢を問はず徳望ある人が族長となる。自分の村は



同族の者のみであるから徳望ある者が村長になり、村長が族長である。

(2) 「族長はどんな方法で定めるか」 李鳳標、徐亭九——書面にしたものは別ないが族中の公約の規定に依り選舉で決める。

#### 六 族長の権限

(1) 族長は左の権限を有するか

(イ) 「同族の祭祀の主宰」 李鳳標、徐亭九——有る。

(ロ) 「族産の管理」 李鳳標、徐亭九——有る。

(ハ) 「族産の處分」 李鳳標、徐亭九——無い。族長は單獨で族産を處分する権限はない。夫々の戸に屬する者が相談して處分することに纏れば族長は族産の處分が出来る。

(ニ) 「族人に對する懲戒」 有る。家廟に連れて行き扉を開け祖先の位牌の前に跪かせる。

(ホ) 「族規の制定」 無い。族人が相談の上で定める。書いた族規は自分等にはないが族規は實際上ある。

(ヘ) 「族人間の紛争の解決」 有る。族人が分家を爲す際家産の分割には付争あるやうな場合は必ず族長に相談して解決する。

(ト) 「親屬會の招集及主宰」 有る。

(2) 「その他どんな権限を有するか」 李鳳標——族長は即ち村長であるから村長と同様の権限を有し、他

人の物を盗んだ族人に對しては懲戒し改悛せぬ場合は村から追出すこともできる。

#### 七 族長の更迭

(1) 「族長は辭任することができるか」 李鳳標——村長と兼務であるから一年毎に交替する。徐亭九——死なねば交替せぬ。族長のことを一般では「老族長」と言つてゐるから、死なねば代らぬし、又「活祖宗」とも云ひ、活きた祖先としてゐる。

(2) 「族長を解任して他人を族長とすることができるか」 否。族長は不正なことをしても族長たる資格を失ふこともなく又解任されることもない。此の様な場合は外の徳望ある人に相談して後始末を爲す慣習がある。

#### 八 同族内の紛争解決と懲罰

(1) 「同族内の紛争を同族内で解決する場合如何なる方法によるか」 徐亭九——一定の解決方法といふのは別ないが、先づ調停の方法に依り解決せぬ場合は村長の處に送り、村長の處でも尙解決せぬ場合は法院に於て裁きを受ける。他の回答者——大體同様。

(2) 「同族に於て族人に對し懲罰することがあるか」 徐亭九——有る。懲罰の方法は家廟の修理、壁の修理、樹を植ゑさせる等で金錢をとるやうなことはない。王駿臣——この外人を傷害した場合又は重大な悪いことをした場合は醫藥費の負擔その他をすることは勿論であるが、家廟の前で芝居を呼んで来てやらせ族長以下族中の人を樂しませ、その上御馳走をしてあやまることもある。



(3) 「族籍より除外し族譜よりその者の名を削除することがあるか」 養子女を族譜より除外することはあるが、本来からの同族を除外することはない。「族籍に入ること拒み族譜に入することを許さぬことがあるか」 無い。芝居業(賤業)を爲した者は族譜に入れぬと云ふ話は聞いてゐるが此の實例は知らぬ。

(4) 「その他どんな種類の制裁がありその制裁はどういふことをするのか」(例告誡、申斥、罰錢、罰跪) 告誡は有る、之は將來悪いことをせぬやうに注意することである。申斥も有る、之は何故悪いことをしたか、そのやうなことをして悪いとは思はぬかと聽く程度である。罰錢はない。罰跪は有る、之は家廟の前に一時間乃至二時間位跪かせるのであるが、昔は時計がなかつたら家廟に線香を供へ之が一本消へる迄跪かせて居た。

#### 九 族人の救済

(1) 「族人中貧困に依り生活、就學、婚嫁又は喪葬することが出来ない者に對して同族で救済扶助することがあるか」 哈爾濱地方にはない。

(2) 「ありとせばどういふ方法に依るか」 王駿臣——私の郷里は山東省であるが葬式費を救済することが最も多い。王駿臣、常德福——自分達の郷里は山東省であつて何れの場合も救済扶助してゐるが、族産から支出するのは祭祀の費用だけで此の外は同族の出捐に依つてゐる。

#### 一〇 同族内の規約

(1) 「同族内で規約を定めてゐるものがあるか」 成文のものはないが、不文のものはある。

(2) 「ありとせば如何なる内容かその實例を示せ」 王駿臣、徐亭九——大體祖先を祭ることと關することである。内容は祖先を祭る場合どんな物を供へるか、供へた物は誰に遺るか、供へ物は族産では買はぬ同族各自で買ふなどである。

(3) 「規約を定め又は訂正するには如何なる手續によるか」 規約とは先例のことを云ふのであつて此の先例がない場合は族人全部で相談して規約を定め又は訂正する。

#### 十一 族譜

(1) 「同族は族譜を有するか」 哈爾濱地方には族譜はないが家譜は有る。王駿臣、徐亭九、常德福、李鳳標、王岑伯、馮春盛——自分達の郷里は山東省或は河北省であるが族譜も家譜も兩方共有る。族譜は範圍が廣く家譜は狭い。家譜には家長の父母或は祖父母位を記載し、家譜に記載した者のみを祭る。

#### (2) 族譜の記載事項

(イ) 「どんな事項を記載するか」 同族を記載する。

(ロ) 「妻及女を載せるか」 妻は載せる。女は載せぬ自分の家で死んだ場合でも載せぬ。嫁付けばその嫁先の族譜に載せて貰へるからである。尙又未成年者も族譜に載せない。異姓も勿論載せぬ。

(ハ) 「同族でない者を載せることがあるか」(例養老女婿、乞養三歳以下の子) 無い。

(3) 「族譜は誰が管理するか」 族長である。



(4) 族譜の記載方法

(イ) 「記載すべき事項が出来たときその都度記載するか」 否。

(ロ) 「一定の時機に纏めて記載するか」 然り。年末に祭をして記載する。

(5) 家譜の記載事項(但哈爾濱地方)

(イ) 「どんな事項を記載するか」 家長の父母、祖父母及び家族を記載する。李鳳標——自分の郷里は山東省であるが、家長から大體二、三世上位迄記載してゐる。他——哈爾濱地方でも同様である。

(ロ) 「妻及女を載せるか」 妻は載せる。女は載せぬ自分の家で死んだ場合でも載せぬ。蓋し嫁付けばその嫁先の家譜に載せて貰へるからである。尙未成年で死んだ者も家譜に載せぬ。

(ハ) 「同族でない者を載せることがあるか」(例養老女婿、乞養三歳以下之子) 無い。

(6) 家譜の記載方法

(イ) 「記載すべき事項が出来たときその都度記載するか」 否。

(ロ) 「一定の時機に纏めて記載するか」 然り。家譜は不斷は巻いて開かず、年末に開いて記載する。

二 族産の種類性質

(1) 「一族に左の族産(一族の公産)があるものがあるか」 哈爾濱地方には族産なるものはない。自分達の郷里山東、河北省には族産なるものがあるから以下此の族産に付て述べる。

(イ) 「祠産」 有る。

(ロ) 「義田」 有る。

(ハ) 「祭田」 有る。

(ニ) 「學田」 有る。

(ホ) 「墓地」 有る。

(ヘ) 「右の外に如何なる族産があるか」 金がある。

(2) 以上の族産は如何る目的のために設けられたものか。

(イ) 「祠産」 祭祀又は祠堂の修理のためである。

(ロ) 「義田」

(ハ) 「祭田」 祠産、義田、祭田は判然と區別してゐない等は何れも祭祀又は祠堂の修理の爲に設けたものである。馮春盛——或る場合には祠産、義田、祭田を葬式に出すこともあるが之は極めて少ない。

(ニ) 「學田」 王駿臣、李鳳標——族人の就學の爲に使ふ爲である。

(ホ) 「墓地」 同族の墓場と家の墓場と二通りある。現在では大抵家の墓場に埋葬して居り同族の墓場に埋葬することはない。それで同族の墓場には祖先が埋葬してあるだけである。

三 祠堂



(1) 「一族で祠堂を有するものがあるか」 哈爾濱地方には祠堂を有するものはないが、山東、河北省には有するものがあるから以下それに就て述べる。

(2) ありとせば

(イ) 「祠堂は何人が管理するか」 族長である。

(ロ) 「祠堂の祭祀は何人が主宰するか」 族長である。

(3) 「祠堂の維持費及祭祀の費用は祭田ある場合は祭田の収益を以て充てるか」 然り。

#### 一四 族産の設定態様

(1) 「どんな方法で族産を設けるか」 一同——郷里では例へば族人の出捐、分家する場合の財産の保留、絶産即ち絶戸の場合の遺産、或は始めは一つの家の祭田であつたものが分家するに従ひ族産になる場合がある。

李鳳標——昔は村の附近に所有者のない荒地があつたが之を開墾して族産にすることもあつた。自分の郷里の族産はこれである。

(2)(イ) 「族産は土地に限るか」 否。

(ロ) 「土地に限らぬとせば如何なるものを以て充てるか」 重に土地であるが、外に樹木、家等がある。金銭もないことはないが、金銭を族産に充てることは稀である。

(3) 「族産の數額はどの位か」(どんな同族にどの位の數額の祭田があるか實例あらば示せ) 徐亭九——

様ではないが自分の郷里山東省では土地は非常に高價だから自分の同族では十畝餘の祭田を持つてゐる。十畝は即ち一天地で一晌であるが、收穫は年二回で一畝から一回に麥二百キログラム位である。(一畝は日本の〇、一〇〇八町に相當する) 餘り多いのはなく、大體十畝餘のものである。

#### 一五 族産の管理處分

(1) 族産の管理

(イ) 「族産は誰が管理するか」(例族長、親屬會又は之により選定された者) 族長である。

(ロ) 「どういふ方法で管理するか」 大體は人に耕作させてゐる。

(ハ) 「管理に付規約を定めたものがあるか」 無い。

(2) 族産の處分

「如何なる場合に族産を處分することができるか」 族産を處分することは永久にできぬ。債權者は族産を處分して辨濟して呉れと請求することもできず、又族産に對し強制執行を爲すことも許されない。

### 第四節 婚姻

#### 第一項 婚姻豫約(定婚)

一 「結婚前には必ず豫約(定婚)をするか」 然り。



## 二 婚約の年齢

(1) 「普通幾歳で婚姻の豫約をするか」 父母が子の爲に婚約する場合は男女共十歳から十二、三歳位の間に爲すのが一番多い。最近では男女自ら婚約するのがあるが、之は大きくなつてからである。全體としては十歳から十五、六歳の間を爲すのが最も多い。大體は金持ちが晩く貧乏人が早い傾向がある。

(2) 「婚約を忌む年齢があるか」 無い。結婚にはある。

(3) 「最も幼い者は幾歳で婚姻の豫約をするか」 現在では幼くして婚約するのは少いが、哈爾濱の田舎で男女共二、三歳位で婚約したのがある。之は田舎の古い家庭のことで、哈爾濱市内でかやうな幼い者の婚約が行はれるやうなことはない。

## 三 指腹婚

(1) 「胎兒を婚約せしめることの實例があるか」 現在ではないが、昔はあつた。

(2) 「如何なる場合に行はれてゐたか」 親同志が仲良い場合に行はれてゐた。「若し生れた子が互に同性であつた場合はどうするか」 兄弟姉妹になる。昔兄弟姉妹になつた實例を知つてゐる。

## 四 婚約の訂定

(1) 左の場合婚姻の豫約は男女自ら爲すか父母祖父母その他の尊長者が爲すか。

(イ) 「初婚の場合」 父母その他の尊長者が爲す場合が多い。男女自ら爲す場合もあるが此の時は父母そ

の他の尊長者に相談して爲してゐる。

(ロ) 「再婚の場合」 各家庭によつて一樣ではないが、正しい(知識階級の意)家庭では父母に於て爲す場合が多く、貧乏な家庭では本人同志で爲す場合が多い。

(ハ) 「成年者(滿二十歳以上の者)婚約の場合」 父母に於て爲す場合が多い。本人同志が爲すにしても父母の名義で之を行ふのが常態である。

(2) 男女自ら婚約を爲す場合には

(イ) 「父母その他の尊長者の同意を要するか」 要す。

(ロ) 「何歳に達すれば尊長者の同意を要しないのか」 父母存命中は正しい家庭では何歳になつても同意を要する。正しくない家庭では同意なき儘爲すものもある。哈爾濱に於ては白系露人の影響を受けた爲か、同意なくして婚約するのが非常に多い。田舎ではかやうなことはない。「意見としては或る年齢に達したときは尊長者の同意を要せぬことにしたがいいか」 徐亭九——父母に於て是非の辨別出来ぬ場合以外は同意を要することにしたがいと思ふ。王駿臣——子は親に孝行せねばならぬから子が親から離れて婚約、又は結婚することとは正しくないと思ふ。馮春盛——男女に於て相手を選定し親が之を鑑定した上で婚約に同意するやうにしたがいと思ふ。

(ハ) 「同意を要すと思ふ同意なかりし理由を以て婚約を取消すことが出来るか」 能。取消した實例があ



る。「意見は」 同意なくして男女が婚約した場合は父母その他の尊長者に於て之を取消すことが出来るやうにし、又結婚してしまつた場合は父母の家に入れぬやうにするのが適當と思ふ。

(3) 父母その他の尊長者が婚約を爲す場合には

(イ) 「子女の同意を要するか」 子女が物事が判るやうになれば相談する程度である。

(ロ) 「如何なる場合に子女の同意を要しないか」 子女が若く物事の判断が出来ぬ場合は同意を要しない。

(ハ) 「同意なかりし理由を以て婚約を取消すことが出来るか」 否。

#### 五 主婚人ノ任務

(1) 「主婚人は婚約婚姻に付どういふことをするか」 主婚人は婚約婚姻の一切に付て雙方の親と相談して萬事を定めるのであつて別に定つた任務はない。

(2) 「男女自ら婚約する場合でも必ず主婚人を要するか」 要す。

(3) 「必要とすれば主婚人なくして爲した婚約は取消し得るか」 取消し得るかどうか判らぬ。一般の場は必ず主婚人が居る。主婚人なくして婚約婚姻を爲したのは正しいとは思へないと思ふ。

#### 六 主婚人たるべき者及その順位

(1) 「父母、祖父母なき場合誰が主婚人になるか」 兄があれば兄になるが、ない場合は父母の兄弟或はその妻になる。

(2) 「父、母、祖父、祖母その他の尊長者の主婚人となる順位如何」 父、祖父、母、祖母の順であるが之等の者がなければ祖々父母がある場合もあるが祖々父母は老年だから一般にはならぬ。右の順序は一般的なものでも必ずしも一定してゐるのではない。

(3) 「父母祖父母以外の者が主婚人となる場合その順位如何」 近い親屬の者がなるのが普通で、大體の順序は兄、父の兄弟、父の姉妹、母の兄弟姉妹であるが兄嫁が主婚人となることもある。尤も此の順序も一定してゐない。

(4) 寡婦が再婚する場合

(イ) 左の者が主婚人となるか

(A) 「夫家(婆家)の父母祖父母」 然り。

(B) 「實家(母家、娘家)の父母祖父母」 然り。

(C) 「夫家その他の尊長者」 然り。

(D) 「實家その他の尊長者」 然り。

(ロ) 「右の場合主婚人となる順位如何」 (B)、(D)、(A)、(C)の順に依る。

(5) 童養媳が未婚夫死亡後再婚する場合

(イ) 左の者が主婚人となるか。



- (A) 「夫家(婆家)の父母祖父母」 然り。  
(B) 「實家(母家、娘家)の父母祖父母」 然り。  
(C) 「夫家その他の尊長者」 然り。  
(D) 「實家その他の尊長者」 然り。  
(ロ) 「右の場合主婚人となる順位如何」 (B)、(D)、(A)、(C)の順に依る。  
(6) 父死して母の再婚に従ひ他家へ入つた子女にして母の後夫の姓に改めない者の結婚に付  
(イ) 左の者が主婚人となるか。  
(A) 「生母」 然り。  
(B) 「生父その他の尊長者」 然り。  
(C) 「母の後夫」 然り。  
(D) 「後夫その他の尊長者」 然り。  
(ロ) 「右の場合主婚人となる順位如何」 後夫の家で結婚するか又誰が結婚費用を出すかに依つて異なるのであるが、後夫の家で結婚する場合生母が費用を出す場合は生母、後夫が費用を出す場合は後夫、後夫が死亡し後夫のその他の尊長者が費用を出す場合は後夫のその他の尊長者がなり、生父の家で結婚する場合は生父のその他の尊長者がなる。

- (7) 父死して母の再婚に従ひ他家へ入つた子女にして母の後夫の姓に改めた者の結婚に付  
(イ) 左の者が主婚人となか  
(A) 「生母」 然り。  
(B) 「生父その他の尊長者」 否。己に姓を改めたのであるから生父の尊長者は主婚人となることはできぬ。  
(C) 「母の後夫」 然り。  
(D) 「後夫その他の尊長者」 然り。  
(ロ) 右の場合主婚人となる順位如何」 (C)、(A)、(D)の順に依る。  
(8) 母の離婚後母に従つて他家へ入つた子女にして母の後夫の姓に改めない者の結婚に付  
(イ) 左の者が主婚人となるか  
(A) 「生父」 然り。  
(B) 「生母」 然り。  
(C) 「生父その他の尊長者」 然り。  
(D) 「母の後夫」 然り。  
(E) 「母の後夫の尊長者」 然り。



(ロ) 「右の場合主婚人となる順位如何」 子女が生父の家に歸る條件があるときは生父、生父のその他の尊長者が主婚人となり、さうでないときは生母又は母の後夫、母の後夫の尊長者の順に依る。

(9) 母が離婚後母に従つて他家へ入つた子女にして母の後夫の姓に改めた者の結婚に付

(イ) 左の者が主婚人となるか

(A) 「生父」 否。子女が姓を改めたから生父、生父のその他の尊長者とは關係がなくなり、之等の者は主婚人となることはできぬ。

(B) 「生母」 然り。

(C) 「生父のその他の尊長者」 否。

(D) 「母の後夫」 然り。

(E) 「母の後夫の尊長者」 然り。

(ロ) 「右の場合主婚人となる順位如何」 後夫、生母、母の後夫の尊長者の順に依る。

### 七 同意すべきもの及其の順位

「六間各項の場合男女自ら婚約するとせば右の主婚人となるべき者が同時に同意権者であるか」 然り。

### 八 配偶者の選定

(1) 「配偶者はどういふ方法で定めるか」 男女の親が人に捜して貰ふ場合と男女自ら定める場合の二つ

方法がある。「配偶者を選定する場合見合が行はれてゐるか」 哈爾濱の市内に於ては行はれてゐる。之は當事者同志が見合するのであり、殊に現在の學生などは自分で見合しなければ承知せぬが、田舎の方になると親同志で自分の子女の配偶者となるべき者を見るだけで當事者同志は見合を行はぬ。

(2) 「配偶者の選定には如何なる點を重要視するか」(年廻り、本人、家系、血統、資産等の内普通何を重要視するか) 本人、家系、資産を重要視する。血統は大したことはなく異なる種族の結婚も左程重要視しないが癩病は警戒する。年廻りは親が主婚人となる場合は重要視するが、男女自ら爲す場合は餘り重視しない。

### 九 庚帖

(1) 「婚約するとき男女双方は庚帖(婚帖、八字帖)を交換することを要するか」 父母が選定した場合は必ず交換する。男女自ら選定した場合は二、三の友人を呼んで披露するだけで交換しない。哈爾濱地方に於ては婚約の際は品物だけを交換して置き、愈結婚するとき庚帖の交換を爲すものもあるが之は例外である。

(2) 「庚帖にはどういふことを記載するか」 一定の形式はないが、特に哈爾濱は各地方から集つてゐるので、その様式が一樣ではない。男は乾を女は坤を書き次に各生年月日時を記載する外男女の父母、祖父母、曾祖父母即ち三代を書き紹介人を書き入れる場合もある。



例一

乾	姓名	年月日時生
曾祖父母	祖父母	父母
坤	姓名	年月日時生
曾祖父母	祖父母	父母

例二

坤	命	正月二十八日	辰時生
乾	命	八月初七日	戌時生

忝姻谷弟牛萬順薰沐端肅百拜鞠躬  
啓上  
大德望和翁趙老親家大人閣下  
伏以

例三

天作	男	敬求	金諾
之合	女	惟命	是教
山旨			

康德七年歲次庚辰仲秋月中浣穀旦  
忝姻春弟  
牛萬順再鞠躬

例一は普通で、例二特に例三は異例である。何れも赤い紙を用ふ。例三は男の方の父より女の方の父に遣つたものである。牛萬順は男方の父、和翁趙は女方の父、「男敬金諾」は「御承諾を願ひたい」の意で「惟命是教」は「御命令に従ふ」の意で、後者は女の方で記載したものである。

(3) 「庚帖の交換はどういふ意味ですか」 婚約の證據となる。

一〇 結納

(1) 「婚約をするとき男子より金銭その他の財産を女子に提供することを要するか(納采、財禮)、要す。  
(2) 「その財物の提供はどんな意味ですか」 家庭に依つて意味が違ふが、金持の家の間では禮儀で、嫁を貰つたことに對する謝禮である。貧乏人に對して提供する場合は嫁を今まで養つて貰つた對價で、所謂身價の



意味が含まれてゐる。もう一つは兄弟の間に於ては家産を勝手に使ふことが出来ぬから、結納を金で澤山提供して置いて、之を妻が持つて来て後で自分が利用しようといふ考へのものもある。

(3) 「その種類、數量如何」(金錢、家畜その他の財物を以てするか、どの程度の家庭でどの位か例を擧げて説明すること) 結納には主として金銀の飾物(指輪、耳輪、腕輪)翡翠、衣服の材料等である。貧乏人に對しては金錢を提供することもあるが、財産家に對しては斯様なことはない。昔は指輪、耳輪は必ず提供したものが現在では必ずしもさうではない。數量は一樣ではなく家庭に依り違ふが、面子を重んずる人は澤山遣る、大體に於て十萬圓乃至十五萬圓位の資産ある家庭では二、三百圓程度の物を提供すればよい。

### 一一 庚帖及結納と婚約の成立

庚帖の交換及結納の交付を要すとせば

(1) 「右の兩者を具備せねば婚約は有効に成立しないか」 否。  
(2) 「右の内何れか一方を具備すれば婚約は有効に成立するか」 然り。庚帖の交換は必ずしも必要ではないが、結納を提供しなければ婚約は有効に成立しない。「庚帖だけ交換して結納を提供しない場合婚約は成立するか」 成立したことにはなるが、それは失禮になる。

### 一二 女方より贈與

(1) 「婚約するとき女子の方からも男子の方に贈物を交付するか」 交。必ず交付せねばならぬと云ふので

はないが、交付することもある。

(2) 「どういふ意味で交付するか」 禮に答へる即ち回禮の意味で交付する。  
(3) 「その種類、數量如何」(どういふ種類の物を提供しどの程度の家庭でどの位か例を擧げて説明すること) 一定ではないが、種類は普通男の爲になる書籍、萬年筆、時計、指輪程度で、數量は男が女に提供する物に比して少ない。女の方が男よりも金持であれば澤山遣ることもあるが之は例外である。

### 一三 婚約の順序及儀式

「婚約はどういふ順序によつてするか、その場合夫々どういふ儀式を擧げるか詳細に説明すること」(一)、人が紹介(紹介)して、(二)、見合(相看)を爲す、(三)、婚約が整ふ、(四)、婚約が整へば小札の儀式を擧げ此時庚帖を交換し結納を提供する(庚帖を交換する前に結納を提供することもある)、(五)、次に大禮の儀式を行ふが之は結婚前の一ヶ月以内に爲すのであつて結婚と婚約の間に行ふのであり、結婚の時期、結婚の使用する道具等を定める儀式である。大禮と小禮の儀式は同時に行ふこともある。

見合は、(一)、紹介人が或機會を利用して雙方氣付かぬやうに見合をさせるのと、(二)、男又は女の親が相手方の家に行き見合するのと二種類ある。後者の場合は男の親が女の家に出掛けることが多いが、その時女は男の親に煙草等を渡すが之に對し男の親は自分の子に遣ると云ふ意味で金を女に渡す、相手の家に出掛けて行き見合をする場合は八、九割位迄は婚約が成立する場合である。家で見合をするときは男の方から女の方へ出かけて行く。



男は外出するから女の方からよく見ることが出来るからその必要はないが、女は外出しないから見る方法がないので、男の方から出かけて行く。小禮と云ふのは正式の儀式を擧げるのではないが、見合と一緒にすることもあつた。此の時は男親が庚帖と品物を女の家を持つて行き女を見て気に入れば婚約し、持参した庚帖と品物を女の方に渡す。そして男の家でも女の家でも親戚を招いて此の事を知らせるのである。

#### 一四 婚約の解除

左の事由ある場合婚約を解除し得るか(法律によらず慣習によること)實例がないときは其の意見を述べること)

- (1) 「故意に結婚の時期を違へたとき」 得。實例ある。
- (2) 「生死不明となり滿一年を経たとき」 同上。
- (3) 「重大な不治の病があるとき」 同上。
- (4) 「性的缺陷があるとき」 同上。
- (5) 「花柳病その他の悪疾があるとき」 同上。
- (6) 「婚約廢疾となつたとき」 得。實例は知らないが道儀を重んずる人は自分の運命と思ひ解除しないと思ふが、さうでない人が解除しても一般には悪く思はないだらう。
- (7) 「婚約後女子が他人と姦したるとき」 得。之は解除の理由として最も正しいものである。「従一而忠」といふ語があるが、之は女は自分を守らなければならぬといふ意味である。

(8) 「婚約後男子が他人と姦したるとき」 否。此の場合解除し度いときは外の理由に依るのが普通である。

(9) 「婚約後徒刑の宣告を受けたとき」 得。

(10) 「當事者雙方の父母又は祖父母の間に婚姻を害する重大なる事由あるとき」(例へば婚約後一方の父母が他方の父母を殺したとき等) 得。

「右の外解除し得る事由如何」 婚約後一方が貧乏になつたとき、之は正しくないことであるが別に理由付けて解除する。婚約後一方が共產黨員になるとか、よくない職業を選んだ場合等である。以上の様な理由で解除は出来るが實際としては解除は少ない。

#### 一五 結納の返還

左の場合女方は結納(采禮)を返還しなければならぬか

(1) 當事者の死亡

(イ) 「男死亡のとき」 否。

(ロ) 「女死亡のとき」 返還することもあるが、一般には返還しない。哈爾濱地方でも「男子死し還一半、女子死し連根爛」の俗語があるが之は男が死んだ場合結納は半分を返還するが、女が死んだ場合は根まで腐つてしまふ即ち返還しないと云ふ意味である。此の俗語に依ると男死亡の場合は半分を返還することになつてゐるが半分返還するのを見たことはない。男の方が金持ちなら返還しても受取らぬ。品物は飾物とか、衣服の財



料だから女の方にやつてしまふ。

(2) 當事者一方の責

例へば他の一方が他人と婚約又は結婚したことにより婚約を解除したとき

(イ) 「男に責あるとき」 否。

(ロ) 「女に責あるとき」 然り。

一六 女方の贈與物の返還

左の場合男方は女方の贈與物を返還しなければならぬか

(1) 當事者一方の死亡

(イ) 「男死亡のとき」 否。普通は額が少ないから返還せぬが、女の方が非常に珍しい物でもやつたなら稀に返還を女方から請求することがある。

(ロ) 「女死亡のとき」 否。

(2) 當事者の一方の責

例へば他の一方が他人と婚約又は結婚したことにより婚約を解除したとき

(イ) 「男に責あるとき」 否。僅かなものであるから一般に請求しない。

(ロ) 「女に責あるとき」 否。

一七 婚約解除による損害賠償

(1) 他方に一四問の(7)以下のやうな事由ある爲婚約の解除をした場合他の一方は結納又は女方の贈與物返還の外

(イ) 「財産上損害の賠償をしなければならぬか」 否。

(ロ) 「慰籍料を支拂はねばならぬか」 否。

財産上の損害賠償も慰籍料の請求も一般では我慢して爲さないのである。意見としては親が子の爲に婚約した場合は本人は自ら苦痛を感じないから損害賠償を爲すことも要らぬし、又慰籍料も支拂ふ必要もないと思ふが、本人同志が婚約した場合は雙方共請求出来るやうにしたがよいと思ふ。精神上的損害は財産上の損害よりも大きく感ずるから此の點は配慮に入れて欲しい。

(2) 當事者の一方が正當な理由なくして婚約を履行ない場合他の一方は結納又は女方の贈與物返還の外

(イ) 「財産上の損害を賠償しなければならぬか」 否。

(ロ) 「慰籍料を支拂はねばならぬか」 否。

慣習上は賠償の義務も慰籍料を支拂ふ義務もないが、金を少し遣る場合がある、之には慰籍の意味が含まれてゐる。婚約後二、三年も経つた後婚約を解除するやうなことは不都合だから、意見としては正當の理由なくして婚約を履行しない場合は財産上の損害賠償義務も慰籍料支拂の義務も負はしめるやうにしたがよいと思ふ。



第二項 結婚

第一目 結婚の禁止及制限

第一款 結婚年齢

一 普通幾歳で結婚するか

(イ) 「男は」 田舎と都會を平均すれば二十歳から二十一、二歳位であり、田舎の方が少し早く結婚する。

(ロ) 「女は」 男より一、二歳若くして結婚する。田舎では男と同様若くして結婚する。

田舎では男は貧乏人は少し結婚が遅れる、之は貧乏人は結婚すると、經濟上困るためと又一般に貧乏人には嫁を遣る人が少ない關係からである。又女は貧乏ならば早く結婚する。之は男と反對の理由からである。昔は結婚は奇數の年を選び、偶數の年を忌んでゐた、田舎では斯様な慣習が残つてゐるかも知れぬが、現在では大體に於て此のやうな考へ方はなくなつた。

(2) 「最も幼い者は幾歳か」 男女共早いのは十二、三歳で結婚するのがあつたが、現在では早婚の弊害を悟り十七、八歳で、結婚年齢は高くなりつゝある。

第二款 親屬結婚の禁止

第一 宗 親

一 同姓同宗の傍系血族

(1) 「同姓同宗の傍系血族(例兄弟姉妹父の兄弟姉妹)は結婚できるか」 否。

(2) 「若し近親を禁じ遠親を禁じないとせば何世降れば結婚できるか」 同姓同宗の傍系血族と分つてゐる以上如何に遠親でもできない。同宗でない同姓の人とも一般には結婚しない、何となれば家の系圖にはないが同宗であるかも知れない心配があるからである。假に同棲してゐることはあつても結婚しない。

二 同輩の血族の妻及び妾

(1) 同輩の血族の妻

(イ) 「兄弟の妻(兄弟の死後又は離婚後以下同様)と結婚できるか」 否。實際としては同棲することはあるが、之は正しくないことで結婚してゐるのではない。「同宗の従兄弟の妻とは結婚できるか」 否。

(ロ) 「若し近親を禁じ遠親を禁じないとせば何世降れば結婚できるか」 如何に遠親でもできぬ。

(2) 同輩の血族の妾

(イ) 「兄弟の妾と結婚できるか」 否。

(ロ) 「若し近親を禁じ遠親を禁じないとせば何世降れば結婚できるか」 如何に遠親でもできぬ。

三 異輩の血族の妻及妾

(1) 異輩の血族の妻

(イ) 「堂伯叔父(父の堂兄弟)又は堂姪(堂兄弟の子)の妻と結婚できるか」 否。甚だいけない。



(ロ) 「若し近親を禁じ遠親を禁じないとせば何世降れば結婚できるか」 輩分異れば如何に遠親でもできなす。

(2) 異輩の血族の妾

(イ) 「父祖の妾又は子孫の妾と結婚できるか」 否。

(ロ) 「伯叔父又は姪の妾と結婚できるか」 否。

(ハ) 「若し近親を禁じ遠親を禁じないとせば何世降れば結婚できるか」 輩分の異同を問はず同宗の者の妾とは例へ如何に遠親でもできぬ。

第二 外親及妻親

一 同輩者

次の者は結婚できるか

(1) 兄弟の子女と姉妹の子女(姑舅兄弟姉妹間)

(イ) 「兄弟の子と姉妹の女」 否。子は男精女血によつて出来るのであるから姉妹の子はその母の精血を持つてゐる。それで姉妹の女が兄弟の子と結婚すれば精血が逆に流れることになるから結婚できぬ。之を俗に血統倒流、骨血倒流と云つてゐる。此の場合に相當するときは結婚はできぬ。

(ロ) 「兄弟の女と姉妹の子」 能。

(2)(イ) 姑舅兄弟の子と姑舅兄弟の女

(A) 「兄弟の孫男と姉妹の孫女」 否。之は血統倒流になるからできぬ。

(B) 「兄弟の孫女と姉妹の孫男」 能。

(ロ) 姑舅兄弟の子又は女と姑舅姉妹の女又は子

(A) 「兄弟の孫男と姉妹の外孫女」 能。外孫となつたからよい。

(B) 「兄弟の外孫女と姉妹の孫男」 能。姑舅親以外の者は差支ない。

(3) 「右の場合若し近親を禁じ遠親を禁じないとせば何世降れば結婚できるか」 血統倒流に相當する場合は何世降つてもできない。

(4) 姑舅兄弟の妻

(イ) 「母の兄弟(舅)の子の妻と本人」 否。友人の死後その妻と結婚することも又平素友人が泊つてゐる藝者と一緒に泊ることもできない位である。李鳳標——哈爾濱の法院の審判官の妻が死亡し、丁度夫に死別された妾が居たので此の審判官と妾が見合をして結婚しようとしたが、調べた結果審判官の父も妾の夫も元民國の代議員で友人であつたことが分たつので、結婚を取止めたと云ふ事實のあつたことを知つてゐる。

(ロ) 「父の姉妹(姑)の子の妻と本人」 否。

(ハ) 「右の二者の妻と本人」 否。



(5) 「姉の子女と妹の子女(兩姨兄弟姉妹間)」 能。此のやうな結婚は非常に多く行はれてゐる。兩姨親の間は血統が横に流れ逆流する虞がないから結婚できる。

二 不同輩者

次の者は結婚できるか

(1) 母の親屬

(イ)(A) 「母の兄弟(舅)と本人(甥女、俗に外甥女)」 否。全體として親戚であり且輩分が違ふことが

分れば如何なる場合でもできない。自分の親戚であつても輩分が違ふことが分ればできぬ。

(B) 「母の姉妹(姨)と本人(甥、俗に外甥)」 否。

(ロ) 「母の堂兄弟姉妹(母の父の兄弟の子女即堂舅、姨)と本人(堂外甥、堂外甥女)」 否。

(ハ)(A) 「母の兄弟の配偶者(舅母)と本人(その夫の外甥)」 否。

(B) 「母の姉妹の配偶者(姨父)と本人(その妻の外甥女)」 否。

(2) 祖母の親族

(イ)(A) 「祖母の兄弟(舅祖、俗に舅爺)と本人(姑舅外孫女)」 否。

(B) 「祖母の姉妹(祖姨、俗に姨奶々)と本人(兩姨外孫)」 否。

(ロ) 「祖母の堂兄弟姉妹(堂舅祖父、堂姨祖母)と本人(堂姑姨外孫、堂姑舅外孫女)」 否。

(ハ)(A) 「祖母の兄弟の配偶者(舅祖母、俗に舅奶々)と本人(その夫の姑舅外孫)」 否。

(B) 「祖母の姉妹の配偶者(姨祖父、俗に姨爺々)と本人(その妻の兩姨外孫女)」 否。

(ニ)(A) 「祖母の兄弟の子女(姑舅伯叔父、俗に姑舅大爺叔々、姑舅姑)と本人(姑舅姪、姑舅姪女)」 否。

(B) 「祖母の姉妹の子女(兩姨伯叔父、俗に兩姨大爺叔々、兩姨姑)と本人(兩姨姪、兩姨姪女)」 否。

(ホ)(A) 「祖母の堂兄弟の子女(堂姑舅伯叔父、堂姑舅姑)と本人(堂姑舅姪、堂姑舅姪女)」 否。

(B) 「祖母の堂姉妹の子女(堂兩姨伯叔父、堂兩姨姑)と本人(堂兩姨姪、堂兩姨姪女)」 否。

(ハ)(A) 「祖母の兄弟の子女の配偶者(姑舅伯叔母、姑舅姑父)と本人(その夫の姑舅姪、その妻の姑舅姪女)」 否。

(B) 「祖母の姉妹の子女の配偶者(兩姨伯叔母、兩姨姑父)と本人(その夫の兩姨姪、その妻の兩姨姪女)」 否。

(3) 祖父の親屬(宗親を除く)

(イ) 「祖父の姉妹の子女(姑舅伯叔父、姑舅姑)と本人(姑舅姪、姑舅姪女)」 否。

(ロ) 「祖父の堂姉妹の子女(堂姑舅伯叔父、堂姑舅姑)と本人(堂姑舅姪、堂姑舅姪女)」 否。

(4) 外祖父の親屬

(イ)(A) 「外祖父の兄弟(外伯叔祖父)と本人(姪外孫女)」 否。



- (B) 「外祖父の姉妹(外祖姑)と本人(姪外孫)」 否。
- (ロ)(A) 「外祖父の堂兄弟(堂外伯叔祖父)と本人(堂姪外孫女)」 否。
- (B) 「外祖父の堂姉妹(堂外祖姑)と本人(堂姪外孫)」 否。
- (ハ)(A) 「外祖父の兄弟の配偶者(外伯叔祖母)と本人(その夫の姪外孫)」 否。
- (B) 「外祖父の姉妹の配偶者(外祖姑父)と本人(その妻の姪外孫女)」 否。
- (ニ)(A) 「外祖父の兄弟の子女(堂舅、堂姨)と本人(堂外甥、堂外甥女)」 否。
- (B) 「外祖父の姉妹の子女(姑舅々、姑舅姑)と本人(姑舅外甥、姑舅外甥女)」 否。
- (ホ)(A) 「外祖父の堂兄弟の子女(再從舅、再從姨)と本人(再從外甥、再從外甥女)」 否。
- (B) 「外祖父の堂姉妹の子女(堂姑舅々、堂姑舅姑)と本人(堂姑舅外甥、堂姑舅外甥女)」 否。
- (ハ)(A) 「外祖父の兄弟の子女の配偶者(堂舅母、堂姨父)と本人(その夫の堂外甥、その妻の堂外甥女)」 否。
- (B) 「外祖父の姉妹の子女の配偶者(姑舅々母、姑舅姨父)と本人(その夫の姑舅外甥、その妻の姑舅外甥女)」 否。
- (5) 外祖母の親屬
- (イ)(A) 「外祖母の兄弟外舅伯叔祖、(俗に舅老爺)と本人(姑舅外孫女)」 否。

- (B) 「外祖母の姉妹(外祖姨、俗に姨姥嬢)と本人(兩姨外孫)」 否。
- (ロ)(A) 「外祖母の堂兄弟(堂外舅伯叔祖)と本人(堂姑舅外孫女)」 否。
- (B) 「外祖母の堂姉妹(堂外祖姨)と本人(堂兩姨外孫)」 否。
- (ハ)(A) 「外祖母の兄弟の配偶者(外舅伯叔祖母、俗に舅姥嬢)と本人(その夫の姑舅外孫)」 否。
- (B) 「外祖母の姉妹の配偶者(外祖姨父、俗に姨姥爺)と本人(その妻の兩姨外孫女)」 否。
- (ニ)(A) 「外祖母の兄弟の子女(姑舅々、姑舅姨)と本人(姑舅外甥、姑舅外甥女)」 否。
- (B) 「外祖母の姉妹の子女(兩姨舅、兩姨姨)と本人(兩姨外甥、兩姨外甥女)」 否。
- (ホ)(A) 「外祖母の堂兄弟の子女(堂姑舅々、堂姑舅姨)と本人(堂姑舅外甥、堂姑舅外甥女)」 否。
- (B) 「外祖母の堂姉妹の子女(堂兩姨舅、堂兩姨姨)と本人(堂兩姨外甥、堂兩姨外甥女)」 否。
- (ハ)(A) 「外祖母の兄弟の子女の配偶者(姑舅々母、姑舅姨父)と本人(その夫の姑舅外甥、その妻の姑舅外甥女)」 否。
- (B) 「外祖母の姉妹の子女の配偶者(兩姨舅母、兩姨姑父)と本人(その夫の兩姨外甥、その妻の兩姨外甥女)」 否。
- (6) 夫の親屬(宗親を除く)
- (イ) 「夫の母の兄弟(舅々翁)と本人(甥姑)」 否。



(ロ) 「夫の母の堂兄弟(堂舅々翁)と本人(堂甥婦)」 否。

(7) 妻の親屬

(イ) 「妻の兄弟の女(妻姪女)と本人(姑父)」 否。

(ロ) 「妻の堂兄弟の女(妻堂姪女)と本人(堂姑父)」 否。

(ハ) 「妻の兄弟の孫女(妻姪孫女)と本人(姑祖父、俗に姑爺)」 否。二輩も違ふから最もいけない。

(ニ) 「妻の堂兄弟の孫女(妻堂孫女)と本人(堂姑祖父、俗に堂姑爺)」 否。

(ホ) 「妻の父の姉妹(其の妻の姑)と本人(姪女婿)」 否。

(ヘ) 「妻の父の堂姉妹(其の妻の堂姑)と本人(堂姪女婿)」 否。

(ト) 「妻の母の姉妹(妻の姨)と本人(兩姨外甥女婿)」 否。

(チ) 「妻の母の堂姉妹(妻の堂姨)と本人(堂姨外甥女婿)」 否。

(リ) 「妻の前夫の女と本人(繼父)」 否。

(ヌ) 「妻の父の兄弟の配偶者(岳伯叔母)と本人(姪女女婿)」 否。

(ル) 「妻の父の堂兄弟の配偶者(岳堂伯叔母)と本人(堂姪女女婿)」 否。

(オ) 「妻の母の兄弟の配偶者(妻の舅母)と本人(外甥女婿)」 否。

(ワ) 「妻の兄弟の子姪の配偶者(妻の姪婦)と本人(姑父、俗に姑爺翁々)」 否。

(カ) 「妻の姪の子の配偶者(妻の姪孫婦)と本人(祖姑父、俗に姑爺爺翁々)」 否。

(ヨ) 「妻の堂兄弟の子の配偶者(妻の堂姪婦)と本人(堂姑翁)」 否。

(タ) 「妻の姉妹の子(甥)の配偶者(妻の姨甥婦)と本人(姨翁)」 否。

(レ) 「妻の前夫の子の妻と本人(その夫の繼父)」 否。

(8) 子孫婦の親屬  
本人と

(イ) 「子婦(子の妻)の姉妹」 否。

(ロ) 「子婦の姉妹の夫」 否。

(ハ) 「子婦の兄弟」 否。

(ニ) 「子婦の兄弟の妻」 否。

(ホ) 「孫婦の兄弟姉妹」 否。

(9) 女、孫女婿の親屬

本人と

(イ) 「女婿の姉妹」 否。

(ロ) 「女婿の姉妹の夫」 否。



- (ハ) 「女婿の兄弟」 否。
- (ニ) 「女婿の兄弟の妻」 否。
- (ホ) 「孫女婿の兄弟姉妹」 否。
- (10) 繼父母の親屬  
本人と

- (イ) 「繼父の兄弟姉妹」 否。
- (ロ) 「繼父の兄弟姉妹の配偶者」 否。
- (ハ) 「繼母の兄弟姉妹」 否。
- (ニ) 「繼母の兄弟姉妹の配偶者」 否。
- (11) その他

(イ) 「右の外異輩の外親親は總て結婚できないか」 然り。「親戚不差輩血統不倒流」の場合は結婚できるが、此の外は分つてゐる以上結婚できない。

(ロ) 「若し遠親を禁じないとせば何世降れば結婚できるか」 何世降つても結婚できぬ。道徳上いけないことになつてゐる。「さういふ者で結婚した實例はないか」 回答者一同——實例を知らぬ。土着の人は誰が誰と親戚か皆知つてゐる。王界伯——ハルビンには見ない。山東で貧乏の人で、骨血逆流したのがあつたが、

一般の人はこれを批難した。

第三 同母異父者の親屬

一 同輩者

左の者は結婚できるか

- (1) 「同母異父の兄弟姉妹相互間」 能。餘り適當とはしてゐないが、輩分違ふ者や同宗者間の結婚に比すればよい。實例もある。
- (2) 同母異父の兄弟の妻と本人
  - (A) 「同姓の場合」 否。
  - (B) 「異姓の場合」 否。
 友人の妻とさへも結婚はいけないのであるから兄弟の妻なれば同姓たると異姓たるとを問はず結婚できない。

- (3) 同母異父の兄弟の子女相互間
  - (A) 「同姓の場合」 能。
  - (B) 「異姓の場合」 能。
- (4) 「結婚できないとせば何世降れば結婚できるか」 (2)の場合何世降つても結婚できない。



二 不同輩者

本人と左の者は結婚できるか

- (1) 「父の同母異父の兄弟姉妹」 否。輩分が違ふからできぬ。
- (2) 「父の同母異父の兄弟姉妹の配偶者」 否。
- (3) 「母の同母異父の兄弟姉妹」 否。
- (4) 「母の同母異父の兄弟姉妹の配偶者」 否。
- (5) 「結婚出来ない」とせば何世降れば結婚できるか 何世降つてもできぬ。

第四 親屬結婚禁止の可否及理由

- 一 (1) 「同宗の親屬は如何に遠親であつても結婚を禁止すべきか」 然り。
- (2) 「其の理由を詳細に説明すること」 一般慣習上の禮儀であつて、昔から男女同姓結婚其生不繁と云ふ言葉がある。王駿臣——王と云ふ人が同宗でない同姓の女と結婚したが、その女は王王氏とは云はず王汪氏と云つてゐる。何故なれば自分も王、男も王で同宗であるかも知れぬ心配があるから王王氏云ふのを嫌ふ爲である。之を見ても同宗結婚の禁止を一般に嚴守してゐることが窺はれる。自分は判然とした禁止の理由は知らないが、之は昔からの慣習である。王岑伯——同宗の者であれば結婚はできぬとするのは餘り嚴格過ぎる、その爲に同宗の者同志が相愛の仲となり、又互に性質もよく分り双方の父も結婚を希望するが結婚できず悲觀の結果病氣にな

つたり或は通姦する等の不幸が起る、併しながら同宗結婚禁止は何千年來の習慣であるから歐洲各國に於けるやうな結婚に制限を加へない方針により作られた制度をその儘我が國に持つて來ることはいかぬと思ふ。只禁止の範圍を幾分か狭くした方がよいと思ふ。馮春盛——山東直隸では同宗の家のみで何千戸といふのがあり、女は外に出ぬから男を知る機會なく、同宗間で通姦する者が相當ある。王駿臣——我が國の國民は古來から非常に道德を重んじてゐるから、結婚に付ても從來より守つて來た道德を重んじなければいかぬ。「歐洲の各國が採つてゐる同宗結婚に制限を加へない制度を其の儘我が國に持つて來ることはいかぬと思ふが、法律では近い同宗の結婚だけを禁じ遠親の結婚は禁じないことにして道德に委せることはどうか」 一同——それでよいと思ふ。法律は道德をかへて行く。王守先——法律に於ては五服以内の結婚を禁じ、その外は道德に委せるがよいと思ふ。一同——それがよい。

- 二 (1) 「異輩の異姓の親屬は如何に遠親であつても結婚を禁止すべきか」 然り。
- (2) 「その理由を詳細に説明すること」 道德上よくない。王守先——親戚の者に對しては舅とか姨とかいふやうな一定の呼稱がある。然し輩分異なる者が結婚すれば夫と妻とで呼稱が異なるのみでなく、その者の子は親戚をどう呼んでよいか分らなくなる。王岑伯——同宗結婚につき述べたと同様、法律上は一定の制限をつけたらよいと思ふ。但し服喪關係のある者は絶対にいけないと思ふ。

第三款 其の他の結婚の制限



### 一 相姦者間の結婚

「姦通に依て離婚した女は離婚後其の相姦者と結婚出来るか」 否。相姦者と結婚できれば離婚を増加させるからいけぬ。「滿洲の犯罪の特色として女の犯罪は夫殺しが多い。日本その他の國に於ては妻が夫を殺す犯罪は少ないが、その理由はどうか考へるか」 夫を殺さねば離婚が困難な關係からと思ふ。一同——その理由であらう。

### 二 寡婦の待婚期間

(1) 「夫死して幾何の期間を経過すれば妻は再婚できるか」 一定してゐないが、道義を重んずる人は大概三年後即ち喪服期間が経過してから結婚してゐる。一般としても少なくとも百日経過せぬと結婚しない。

(2) 右の期間の経過を必要とするのは

(イ) 「服喪の關係か」 然り。

(ロ) 「血統の混亂を防ぐ爲か」 否。

### 三 夫生死不明の場合の再婚

「夫家出して音信なく生死不明のとき幾何の期間を経過すれば妻は再婚できるか」 少なくとも三年以上経過せねば結婚しない。自分は結婚し度くとも夫があれば困るから相手は結婚しないであらう。習慣上は三年以上経過せねばならぬが現在は交通の便がよくなつた關係から早く結婚する人もあらう。

### 四 種族又は宗教不同者間の結婚

(1) 「種族又は宗教の不同に因り結婚のできない者があるか」(例へば蒙古人と滿洲人、回教と異族) 種族の異同による結婚禁止はなく、滿洲人と蒙古人も結婚できるが、宗教異同に依る結婚禁止はある。

(2) 「ありとせば如何なる宗教か」 回教と回教以外の宗教の者はできない。

(3) 「右は如何なる理由によるか」 食事が不便だからである(回教は豚肉を食はず酒も煙草も飲まない)。「回教が外の宗教の者と結婚しない考を持つてゐるのか」 然。回教以外の宗教の者が回教と結婚し度くないと云ふのではない。之は或る回教徒の話であるが、回教徒は豚を非常に汚いものと思つてゐる、それで豚を食ふ者は汚い、回教は結婚のときに清淨にするといふ意味で陰毛を抜きとる。自分達は清潔であるから汚い者とは結婚しないと云ふのである。回教徒が他の宗教の者に對し優越感を持つてゐるかどうかその邊のところは判らぬ。回教徒であるかどうかは外觀上大體判る、顔の色も、態度も、聲も、言葉の調子も違ひ、自分等の行爲を他人に知らせないやうにする。

### 五 特別の身分者の結婚

(1) 「特別の身分により結婚できないものがあるか」(例へば僧侶、尼姑、道士、女冠、喇嘛その他特別の身分地位等に因り) 有る。

(2) 「ありとせばどういふ身分の者か」 僧侶、尼姑、女冠、喇嘛は出来ぬ。道士には二派あり伏居道はできるが、清修道はできない。昔は賤業者とは結婚できなかったが、今は斯様なことはない。



第二目 結婚の手續

一 結婚の儀式

(1) 「結婚には儀式を擧げることゝ要するか」 要す。儀式には舊式と新式とある。  
 (2) 「どんな儀式を擧げるか」(式の順序、證人の要否等詳細に) 儀式には舊式と新式とある。舊式の方から説明すると、式は三日間で終了するが、第一日は請客、第二日亮轎、第三日拜堂が行はれる。1、請客では親戚や友人に招待状を出して集つて貰ひ第二日第三日の式の準備をする。2、亮轎では轎(肩に擔ぐもの)を準備し、且執事(木で作つた傘とか旗のこと)で此の種類は三十二本で、簡單に式を行ふ場合は十六本である)その他を庭に揃へて準備する、新郎は祖先の墓場に行き禮拜する(哈爾濱に於ては墓場が大抵遠いから家系圖を以て之に代へ家系圖に對して禮拜する)之が済むと拜莊の禮を行ふ即ち村の人に對し禮を爲す(莊は村の意味である)3、拜堂は朝行ふのであるが、轎二臺、車二臺を用意し轎の一臺には男が乗り、一臺は空にして置く、車には一臺は男二人別の一臺に女二人乗る之は男の親戚の者であるが接親者(親戚を迎へに行く者)と云ふ。右の様にして男と接親者都合五人が女の家に行く。家に着くと女は右の空いた轎に乗る、女の家では車二臺を用意して居り、その一臺に男二人一臺に女二人乗る。之は女の方の親戚であり送親者と云ふ。そして皆一緒に男の家に歸り皆轎又は車から降りて接親者送親者は家の中に入る、女は頭に眞赤の布を被り、男女二人は一緒に於て庭に行き天地棹の前に於て三拜の禮をする、棹の上には斗(升のこと)があつて斗の中には高粱を一杯入れてこの

上に赤い紙を貼付け、それに弓、箭、秤を立てゝある。棹の下には雄鶏を置く(此の雄鶏の色は赤とか白とかあるが之は卜者が決める)之は男女の邪魔を拂ふ意味であるらしい。三拜の禮が済むと男女共家の中に這入り女は炕の上に南に向ひ座り、男は別の部屋で女の親戚に禮をする、その間女は着物を着替へ化粧し髪を妻としての髪に結び直す、之から客に對する御馳走があり、終ると女の親戚の人は歸つて行く、歸つて仕舞ふと女は炕から降りる。大體午後一、二時頃迄には今迄述べた式が終る。女は男に對しては別に禮は爲さぬが、夫の父母及び祖先に對しては第三日目の晩又は翌朝禮を爲すが、一般では翌朝禮をするのが多い。普通に行はれる儀式は右の通りであるが、右よりもつと複雑に遣ると簡單に行ふものがある、複雑に遣ると云ふのは右の儀式の外に男と接親者が女の家に行つた時行ふ儀式が加はるだけである。田舎で行ふ儀式は轎一臺で之には女が乗り男は馬に乗る點が變るだけで外は皆同様である。接親者送親者の男は馬に乗るのもある。

新式の儀式は非常に簡單で普通晝頃行ふ、皆料理屋で行ひ自分の家で爲すやうなことはない、式場に禮堂を設けて置き正面に壇を置く、午前十一時頃から金持は自動車で、貧乏人は馬車で女を迎へに行き大抵十二時頃式場へ歸つて來る、男女二人は壇の前に進み、壇の上には男と女の主婚人と證婚人(結婚を證明する人)、紹介人が立つてゐるが男女が壇の前に立つと主婚人及び紹介人は祝辭を讀む、之が讀み終ると男女は壇上の人に對し順次禮をする、壇上の方は皆之に對し答禮を爲す、答禮が終ると男女同志禮をして互に指輪の交換等を行ひ婚書に名前を書いて印を押し、次で來賓に向ひ禮を爲し之から御馳走になり式は終る、舊儀式の接親人、送親人に相當す

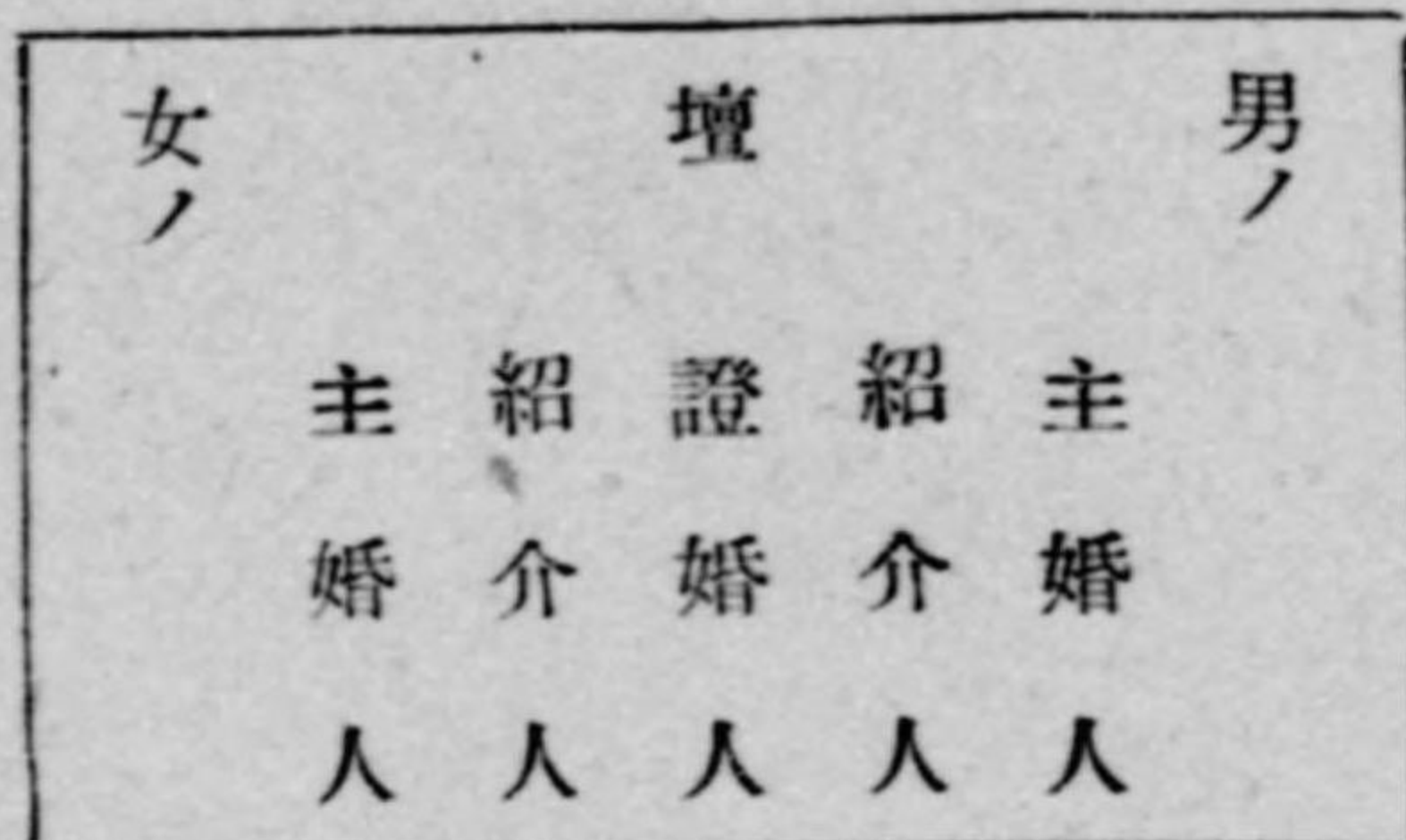
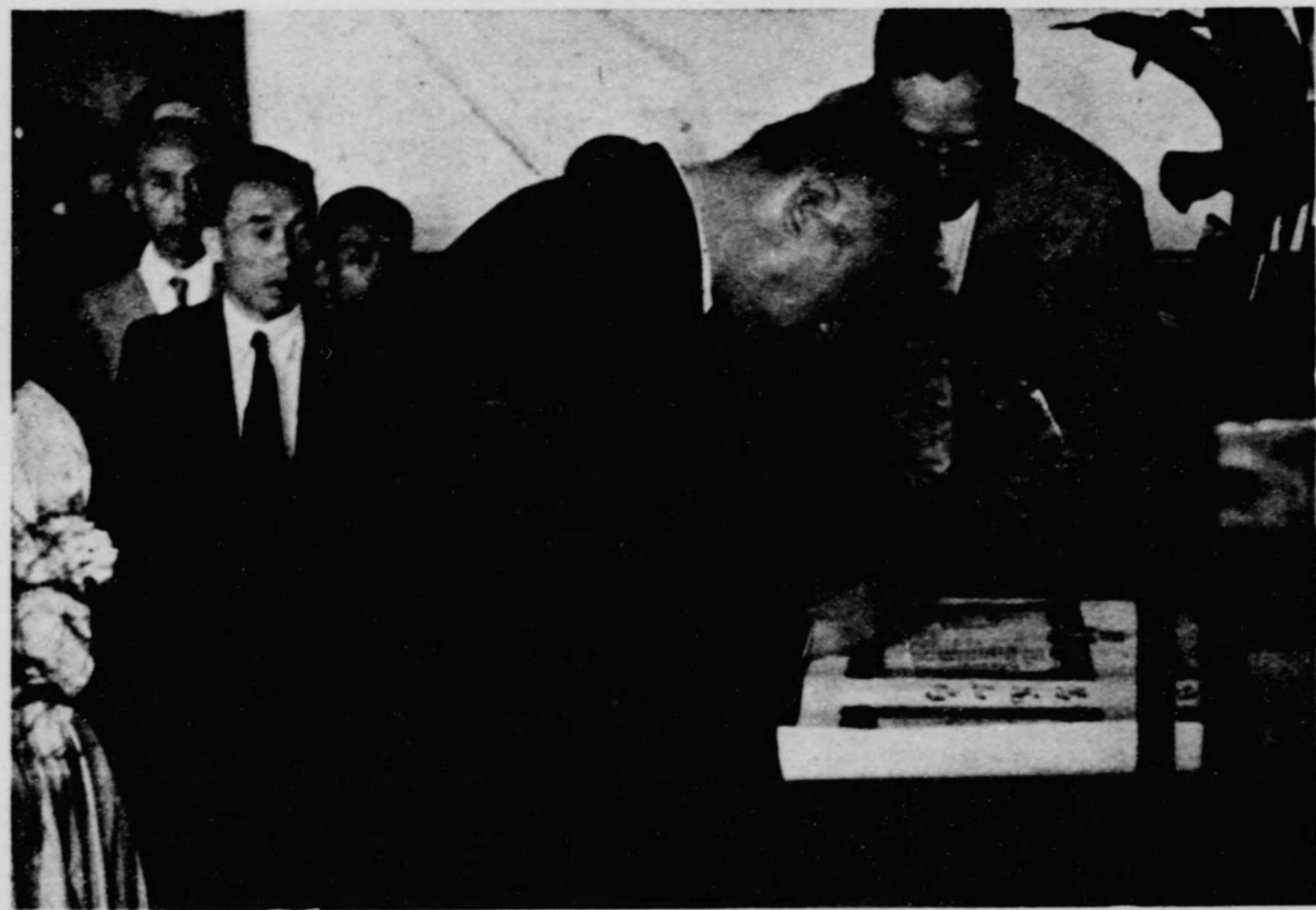


一 漢人の婚姻

イ 新郎新婦の式場到着



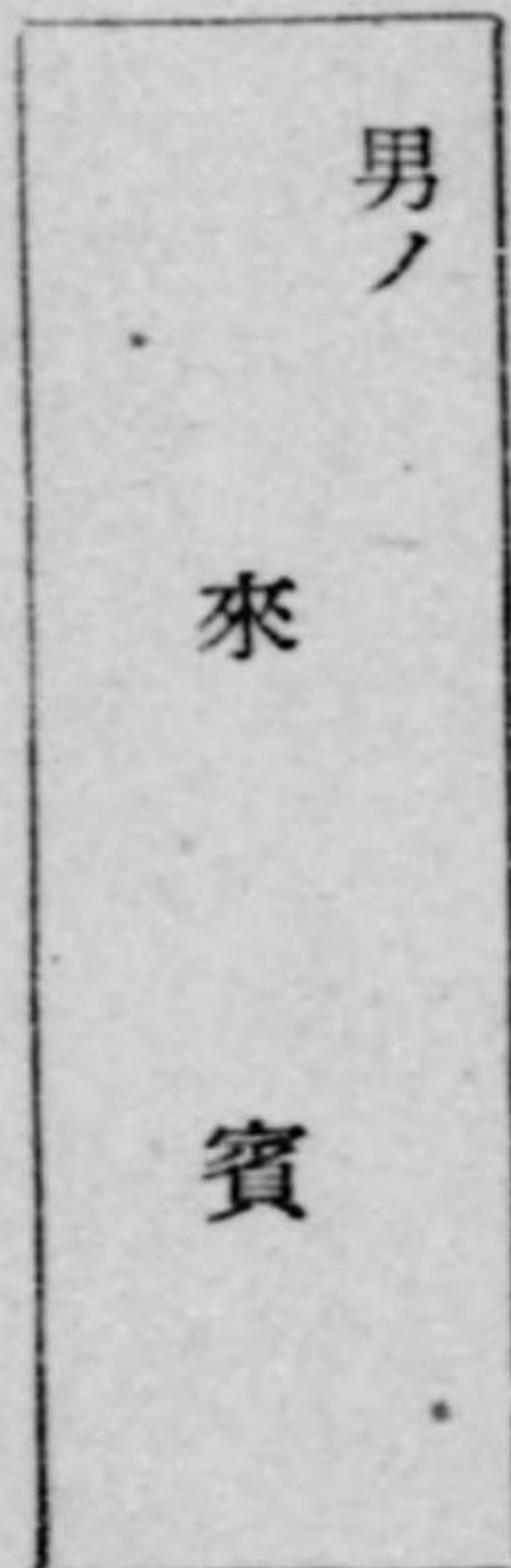
ロ 結婚証書に仲人署名捺印



音  
樂  
(此の位置決  
つてゐない)



女 男



る。 滿洲家族制度慣習調査 第一卷  
る儀相も儀式に参列する、尙儀式の際には音楽も行はれる。式場に於ける大體の模様を圖示すれば左の通りであ



イ 此の圖は哈爾濱に於ける漢人の新式結婚である。新郎新婦乗用の自動車の上は紅帯で裝飾してある。花束を持つてゐるのが新郎と新婦で、いづれも、式前に土を踏むのを忌んで二尺平方位の毛氈の上を歩んで、式場へ行く。新郎の右方の若い男が新郎の介添役で、新婦の右方の娘が新婦の介添役である。この介添役は夫婦でも血縁兄妹でもなく二人とも新郎の父の兄弟分の息子と娘とである。

(秋吉威郎氏撮影)

ロ 新式結婚で一番大切な式はこの圖に見る結婚証書に捺印することである。證婚人の署名捺印の後、仲人の一人が正に捺印せんとする處である。花を胸につけた正面の男は式の委員長である。

(秋吉威郎氏撮影)

## 二 結婚證書

(1) 「結婚には證書を作成することを要するか」 要す。

(2) 「證書にはどんなことを記載するか」 新式と舊式の結婚證書があるが其の内容は餘り變らぬ。只新式の方は不動文字を印刷してゐる。次に圖示する結婚證書は舊式のものであるが之は新式のものと同と變つた處はなす。



天 作 之 合	結 婚 證 書 李振宇 年二十三歲 八月初七日戌時生 河北省 青苑縣人 傅桂蘭 年十八歲 正月二十八日辰時生 吉林省 濱江縣人	承 杜風和先生介紹於康德四年陽曆九月二十六日 在顧鄉也定婚 舉行婚恭請	生證婚看此日桃花灼灼宜室宜家卜 他年瓜瓞綿綿商昌熾譜以白頭之約 書向鴻儀好將紅葉之盟載明驚禮此證	女男 訂婚人 傅李 證婚人 杜吳 介紹人 杜吳 主婚人 傅李 德臣 鳳良 杜振 山宗 和慶 蘭宇	大滿洲國康德四年陽曆九月二十六日
------------------	---	--	--	--	------------------

第三目 婚姻の無効及取消

一 婚姻の不成立

(1) 次の場合結婚は不成立か

(イ) 「人違の場合」 否。

(ロ) 「公開の儀式を挙げない場合」 否。

(ハ) 「婚姻を禁じられた近親者の婚姻の場合」 成。結婚して仕舞へば習慣上は黙認してゐるやうである。

實例は知らぬが、法律上は別として不成立ではないと思ふ。

(2) 「その他どんな場合に結婚は不成立か」 その他不成立の場合ない。

二 婚姻の否認

(1) 次の場合婚姻を否認することが出来るか

(イ) 「相當の年齢に達せずして結婚した場合」 否。年齢は慣習上は定つてゐないから。

(ロ) 「同意締者の同意を缺いた場合」 否。普通黙認してゐる。

(ハ) 「重婚の場合」 能。

(ニ) 「婚姻前性的缺陷があつて治療の見込のないことが結婚後判明した場合」 能。

(ホ) 「詐欺又は強迫に因て結婚した場合」 能。



- (ハ) 「婚姻前不治の悪疾(例癩・花柳病)又は不治の精神病あることが結婚後判明した場合」 能。
- (ト) 「婚姻前アヘン(鴉片)モルヒネ(啡嗎)等を用ひる不良の嗜好あることが結婚後判明した場合」 否。
- (ニ) 「右の外尙如何なる場合婚姻を否認することが出来るか」 右の外婚姻を否認する場合ない。

### 第三項 婚姻の效力

#### 一 姓

- (1) 「妻は婚姻により自己の姓の上に男の姓を冠するか」 冠。冠するのが普通である。
- (2) 「妻は婚姻により夫の姓に改めるか」 改。改めることもあるが、實例は少なく、改める改めぬは自分の意思に依つてゐる。

#### 二 夫 權

- (1) 妻が左の行爲をするには夫の許可を要するか
- (イ) 「自己の金を貸す場合」 否。一般の慣習としては夫婦相談の上行つてゐるが、相談せねばならぬと決つてゐない。
- (ロ) 「金を借り又は保證する場合」 否。(イ)と同様。
- (ハ) 「自己の土地建物又は重要な動産を賣り、質、抵當に入れる場合」 否。(イ)(ロ)の場合と同様。
- (ニ) 「訴を起す場合」 否。自分の爲に訴を起すときは要しない。

- (ホ) 「自己の重要な財産を贈與する場合」 否。
- (ヘ) 「他人より贈與を受ける場合」 否。家のものとして贈與を受ける場合は許可を要する。
- (ト) 「他人と身體の拘束を受ける契約を締結する場合」 要す。
- (2) 「右の外尙如何なる行爲が夫の許可を要するか」 家の爲に訴を起し、金を借り又は保證するが如き行爲は要するが、自分のためにするときは外に考へられない。
- (3) 「以上の場合夫の許可を要するときは夫の許可なき理由を以て夫又は妻はその行爲を取消することが出来るか」 能。

### 第四項 夫婦の財産

#### 一 妻の私有財産

- (1) 「妻は金銭、土地、建物、家畜等の財産を私有することがあるか」 有る。
- (2) 次の財産は妻の私有か夫婦二人の所有か
- (イ) 「妻が實家より持参した粧奩」 妻の所有である。妻が粧奩を處分した場合その效力の有無は別問題であるが、兎に角一方の意思では粧奩の處分はできない。妻が采禮金で買った粧奩も、自己の所持金で買った粧奩も妻の所有である。采禮金も妻にやつた金であるから、それで買った場合も同様妻の所有である。
- (ロ) 「妻が實家より持参した粧奩以外の財産」 妻の所有である。



- (ハ) 「妻自身が他から贈與を受けたもの」 妻の所有である。
- (ニ) 「妻が自己の勞力により得た報酬」 妻の所有である。
- (ホ) 「妻の私有財産から生じた利益」 妻の所有である。
- (三) 「右の外妻の私有財産にどんなものがあるか」 無い。之は昔のことであるが、貧乏の家から妻を貰ふ場合表面上は采禮を妻に遣るが、之は對價の意味であるから、采禮は先方の家の財産となることがあつた。「妻の實家から夫婦二人に財産を遣つたやうな場合それは夫婦二人の所有となるか」 然り。此の場合他の家族は右の財産に對しては何等の權利はない、分家の時は夫婦の財産であるから家産に入れぬ。

## 二 夫婦財産契約

- (1) 「夫婦は契約を以て夫婦財産關係を定めることがあるか」 一般の家庭ではないが、特別の状態に於ては定めることがある。
- (2) 「定めるとせば結婚前か後か」 後。
- (3) 契約を以て夫婦財産關係を定めるとせば普通左の何れの方法によつてゐるか
  - (イ) 「夫婦の財産を夫婦二人の所有とする方法」 有る。
  - (ロ) 「妻の財産を夫の所有に移す方法」 有るかも知れぬが、實例は知らぬ。反對に夫の財産を妻の所有に移した例を知つてゐる、之は夫に妻あり、妻に子供が出来たが、此の妻や子に財産を分けて遣り度くない事

があつたので財産の一部を妻に移した。

(ハ) 「夫婦が各別に財産を所有する方法」 有る。

(ニ) 「その他の方法」 無い。

妻に子があり、妾に子がない家庭のことであるが、夫が死んだら妻の子が財産の繼承を爲し妾が生活に困る場合が生るので、夫が生前この財産を妾に遣つたのである。

## 三 財産の管理、使用、收益、處分

(1)(イ) 「夫は妻の財産を管理するか」 爲す。

(ロ) 「妻は夫の財産を管理するか」 爲す。實例はあるが少ない。

(2)(イ) 「夫は妻の財産を使用し收益することが出来るか」 能。僅かの財産は別だが、大きな財産を使用し收益する場合は妻の許可を要する。

(ロ) 「妻は夫の財産を使用し收益することが出来るか」。妻が夫の財産を使つて仕事をする事はないから、事實上斯様なことは少ない。

(3)(イ) 「夫は妻の財産を妻に無斷で處分することが出来るか」 否。

(ロ) 「妻は夫の財産を夫に無斷で處分することが出来るか」 否。

## 四 債務の辨濟



- (1) 妻は自己の財産を以て夫の左の債務を辨済する義務があるか
- (イ) 夫に支拂能力ある場合
- (A) 「家族の家庭生活費用」 無い。辨済することはあるが、義務はない。
- (B) 「その他夫が家の爲に負擔した債務」 無い。義務はないが、辨済することはある。
- (C) 「夫が家の爲でない理由で負擔した債務」(例遊興費) 無し。
- (ロ) 夫に支拂能力なき場合
- (A) 「家族の家庭生活費用」 無い。義務はないが、妻に於て支拂ふ場合が多い。
- (B) 「その他夫が家の爲に負擔した債務」 無し。
- (C) 「夫が家の爲でない理由で負擔した債務」(例遊興費) 無い。
- (2) 夫は自己の財産を以て妻の左の債務を辨済する義務があるか
- (イ) 妻に支拂能力ある場合
- (A) 「妻が家の爲に負擔した債務」 有る。
- (B) 「妻が家の爲でない理由で負擔した債務」(例身分不相當ノ奢侈品の代金) 無い。
- (ロ) 妻に支拂能力なき場合
- (A) 「妻が家の爲に負擔した債務」 有る。

300443

(B) 「妻が家の爲でない理由で負擔した債務」(例身分不相當の奢侈品の代金) 無い。

五 婚姻關係消滅後の妻の私有財産

「離婚又は夫の死亡により再婚した妻はその私有財産を持去ることができるか」 離婚に於ては夫が妻を離婚したときと妻が夫を離婚したときにより區別があるやうであるが、大體衣服、飾物等は持歸つてゐるやうである。併し若し妻が私有財産として所有してゐるのが不動産であるならばは持去ることはできない。尤も之も夫の家の状態や情誼に依つて異なるのであつて、夫の家に他の者がなければ當然持去ることはできるのであるが、實例として家族が居たのに拘らず妻が實家から持つて行つた不動産を全部持去らうとしたので夫の親が許さず、法院で調停の結果三分の一だけ持歸るやうに調停できたのがある。何れにしても繼承した財産を持去る事はできない。自分達の意見としては私有財産は持去ることができるやうにしてよいと思ふ。(この點慣習につき回答者間に可成議論があつた。)

第五項 離婚及別居

第一目 協議離婚

一 協議離婚の同意

「成年夫婦が協議離婚する場合父母の同意を要するか」 否。父母が同意しなくとも離婚する。

二 手續



- (1) 「協議離婚には書面の作成を必要とするか」 要す。必ず作成する。
- (2) 「右書面にはどういふことを記載するか」 未だ離婚の證書の現物は見たことはないが、新聞で離婚の公告は見たことはある。公告には大體不和で離婚した、夫が他の女を貰つても、妻が他へ嫁しても差支ない、將來金持になつても、貧乏しても自分の運命であるとか、子供がある場合は子供の爲に色々の條件を書いてある。此の公告も離婚證書も普通再婚する場合再婚が差支ないと云ふ證明に使はれる。現在では離婚證書は双方連名で書いてゐる。「休書(夫から女に渡すもので、日本の離縁狀で昔の三行半に相當するもの)を書くことはないか」無い。普通離婚證書を作成してゐる。田舎の方では何も書かず左手左足に墨を付け之を白紙に押したものを夫から女に渡すものもあるが、之は休書と同様の效力あるものである。
- (3) 「證人の立會を必要とするか」 要す。普通一般の人は證人にならず、律師とか代書人がなつてゐるやうである。之は一般では證人になることを嫌ふからである。

## 第二目 裁判離婚

### 一 夫の離婚請求原因

(1) 左の事情ある場合は夫は離婚を請求することができるか(法律によらず慣習によること實例がない場合は意見を述べること)

(イ) 「妻が重婚したとき」 能。

(ロ) 「妻が姦通したとき」 能。

(ハ) 「夫に對し同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を加へたとき」 能。

(ニ) 「妻が夫の父母、祖父母に對し反抗し又は同居に堪へない虐待又は重大なる侮辱を加へたとき」  
最もできる。

(ホ) 「妻が前妻の子女を虐待したとき」 甚しい虐待のときはできる。

(ヘ) 「妻が家出して永く歸らぬとき」 能。

(ト) 「妻が夫を殺害しようとして企てたとき」 能。

(チ) 「妻に惡疾(例癩、花柳病)あり治癒の見込のないとき」 夫が病氣を感染させたときはできぬが、その他の場合は出来る。

(リ) 「妻が重大な精神病で治癒の見込のないとき」 子供があり而も妻が四十歳以上になつて精神病となつたやうな場合はできぬ。若し結婚した許りで妻が精神病になつた場合はできるが、此の場合は大體夫婦間の感情によつて離婚するせぬを決めてゐるやうである。意見としては、結婚した後相當の年月を経てから妻が此の病氣に罹つたやうな場合は離婚できぬことにした方がよい。李鳳標——一夫一妻の制度を採ることになれば離婚できぬことにすれば夫に對しては氣の毒であり之に伴つて色々の問題が起ると思ふ。

(ヌ) 「妻にアヘン(鴉片)、モルヒネ(嗎啡)等を用ゐる不良嗜好あるとき」 妻が結婚以前に斯様な不良嗜好



好を有してゐた場合は離婚できる。結婚後斯様な嗜好を有するに至つた場合は之は夫の責任であるから離婚出來ない。併し之は國家の禁煙制度があるから、將來は此の様な心配はなくなるだらう。

(ル) 「妻の生死が三年以上分らぬとき」 能。

(ヲ) 「妻が三年以上の徒刑に處せられ又は詐欺窃盜の如き破廉恥罪を犯したことにより徒刑に處せられたとき」 能。

(ワ) 「夫婦が不和で同居を續けることができないとき」 否。不和だけでは出來ない。協議離婚ならよい。

(カ) 「夫婦の父母、祖父母が互に殺害するやうな事實があつたとき」(昔は義絶の事由の一) 能。

(2) 「右の外如何なる場合夫は離婚を請求することができるか」 右の外離婚を請求する場合はないと思ふ。

## 二 妻の離婚請求原因

(1) 左の事情ある場合妻は離婚を請求することができるか(法律によらず慣習によること實例がない場合は意見を述べること)

(イ) 「夫が重婚したとき」 能。

(ロ) 「夫が他の女と通姦又は娼樓に流連するが如く甚しく不行跡なるとき」 一般には娼樓に流連する位ではできない。通姦も只通姦したと云ふだけではできないが、之が事件になり罪が確定したときはできる。

(ハ) 「夫より同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を受けるとき」 能。

(ニ) 「夫の父母又は祖父母より同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を受けたとき」 能。

(ホ) 「夫の右以外の家族より同居に堪へない虐待又は重大な侮辱を受けたとき」 若し夫が妻を保護する能力がない場合は出來ると思ふ。

(ヘ) 「夫より賣淫その他の賤業を強要せられたとき」 能。

(ト) 「夫より故なく遺棄せられて其の状態が繼續するとき」 能。

(チ) 「夫が妻を殺害しようとして企てたとき」 能。

(リ) 「夫に悪疾(例癩、花柳病)があつて治癒の見込がないとき」 能。自分が性的満足も出來ず、又夫が働くこともできぬやうになり生活にも困つて來、假に子供が出來たにしても健全な子が生れぬからである。尙本問に付ては義きに妻に就て答へたと同様である。

(ヌ) 「夫が重大な精神病で治癒の見込のないとき」 義きに妻に就て答へたと同様である。

(ル) 「夫がアヘン(鴉片)、モルヒネ(嗎啡)等を用ゐる不良嗜好あるとき」 家産により異なる、金持で生活にも困らず、性的に妨なく且夫が健康であれば出來ぬが、意見としては甚しいときは離婚出來ることにしたがよいと思ふ。さうすれば斯様な嗜好を止めるやうになるかも知れぬ(回答者間に議論あり)。

(ヲ) 「夫の生死が三年以上分らぬとき」 能。

(ワ) 「夫が三年以上の徒刑に處せられ又は詐欺窃盜の如き破廉恥罪を犯したことにより徒刑に處せられた



とき」能。

(カ) 「夫婦が不和で同居を続けることができないとき」 否。

(ヨ) 「夫婦の父母、祖父母が互に殺害するやうな事實があつたとき」(昔は義絶の事由の一) 能。

(2) 「右の外如何なる場合妻は離婚することができるか」 右の外離婚する場合はないと思ふ。

### 三 配偶者の父母による離婚

(1) 「父母が單獨の意見を以て子の妻を追出し離婚させることができるか」 否。實例は相當あるが、斯様なことは出来ない。

(2) 「父母が單獨の意見を以て女を夫の家より連戻し離婚させることができるか」 否。實例はあるが、斯様なことは出来ない。

### 第三目 離婚の效力

#### 一 離婚と子女

(1) 「離婚の場合子女は普通夫が養育するか」 然り。

(2)(イ) 「離婚せられた妻が幼少の子女を養育する事があるか」 有る。相當期間すれば子女は夫の家に歸る。

(ロ) 「右の場合夫のみならず夫の父母の許可を要するか」 否。夫の父母の同意は要せぬ。

(ハ) 「離婚せられた妻が養育する場合子女は夫の姓を附するか」 附す。

(ニ) 「妻の姓を附することがあるか」 有る。併し附することは非常に少ない、尤も之は女の子だけで、男の子に妻の姓を附することは實に稀である。

(ホ) 「ありとせばどういふ場合か」 夫又はその親戚が貧乏で子を養育する能力ない場合で、之以外の場合は殆ど妻の姓を附することはない。夫の家が生活に困らぬやうな場合は子女は夫に於て養育するのが普通で、妻が養育するやうなことはない。

(ヘ) 「その子女が成長したとき夫の家に歸還するか」 然り。

(ト) 「歸還しないことがあるか」 有る。併し歸還するのが多く、歸還せぬ場合は少ない。

(チ) 「ありとせばどういふ場合か」 夫又はその親戚が貧乏で子を養育する能力ない場合である。

(リ) 「妻が養育するとき養育費用は何人が負擔するか」 一般としては妻が負擔する、双方相談の上負擔を定めることもある。

#### 二 結納及女方の贈與物の返還

(1) 「妻の責(例へば姦通)により離婚した場合結納を返還せねばならぬか」 妻の年齢に依り異る、妻が若ければ返還せねばならぬが、相當の年齢に達して居れば返還せぬもよい。

(2) 「夫の責(例へば虐待)により離婚した場合女方の贈與物を返還せねばならぬか」 返還する資力があれば必ず返還するが、資力ないときは返還しなくともよい。



### 三 損害賠償

(1) 「夫妻の一方が他方の責により離婚し損害を受けたとき賠償を請求することが出来るか」 能。賠償した実例がある。

(2) 「右の場合財産以外の損害(精神上的の苦痛)に就ても賠償の請求が出来るか」 能。十數年夫婦生活を續けた後、夫の責によつて離婚したが、妻が相當老年で再婚困難であつたから、妻の請求に依り夫が慰籍料として五千圓を拂つた実例がある。此の額は夫の私有財産の多寡により異なる。

### 第四目 別居

#### 一 別居の有無

「夫婦不和のため居を異にしてゐることがあるか」 有る。

#### 二 別居の原因

「ありとせば如何なる不和の原因に基くか」 普通は夫婦間が意見合はず不和ではあるが、それかと云つて離婚の原因になるやうな事實もなく、どうも一緒に生活し度くない、又離婚すれば社會的に面子が悪い、外に妾は居ると云つたやうな場合には行はれる。妻の方も夫が相當金持ちであるが、離婚すれば新にかういふ家庭を持つのが困難であるといふ場合には行はれる。従つて別居は老人間に多い。

#### 三 別居中の妻の生活費

「別居の期間中妻の生活費は夫より支給するか」 給す。當然である。

#### 四 別居の手續

「別居には證書を作成するか」 否。多くの場合は證人が立會ひ口頭で爲す。

#### 第六項 童養媳、贅夫、冥婚その他

##### 第一目 童養媳

#### 一 童養媳の有無

「童養媳(俗に小媳婦、小接媳婦又は團圓媳婦、即ち結婚年齢に達しない子女を婚約して男の家に引取り養育し結婚年齢に達すれば式を擧げて結婚させる制度)を貰ふことがあるか」 有る。

#### 二 童養媳の原因

「どんな場合に童養媳が行はれるか」 女の實家が貧乏で女を養ふことができぬとき、女の父母が遠方へ移住するとき、女の母が不行跡で女に悪い感化を與へる處ある場合等に行はれる。「男の方に人手が足りぬと云ふやうなことで迎へることはないか」 無い。斯様な場合女の父母が遣らぬ。女の家が生活豊なれば女が童養媳となることはない。

#### 三 童養媳の手續

(1) 「童養はどんな手續で行はれるか」 別に手續はない、唯連れて來るだけである。



- (2) 「證書を作成するか」 否。
- (3) 「男より女へ金をやるか」 婚約の場合遣る。

#### 四 童養媳の結婚儀式

- (1) 「童養媳の結婚には儀式を擧げることとするか」 要す。
- (2) 「要すとせば普通の結婚式と如何なる點が異なるか」 結婚式と同様であるが、結婚とは云はず圓房と云ふ。圓房とは房事を圓滿にすると云ふ意味であつて、童養媳の間は同じ床に寝るやうなことはないから此處に圓房と云ふ意味がある。童養媳を行ふのは貧乏人であるからその結婚式(圓房)は一般に簡單で貧乏人間の結婚式のそれと變りはない。

#### 五 童養媳の地位

- (1) 「童養媳は既婚の妻と家庭上同一地位に立つか」 異なる。
- (2) 「異るとせばどういふ點が異なるか」 (第一節六(1)参照) 夫の間では姉妹の關係に立ち、童養媳が夫より年上なれば姉、年下なれば妹となる。結婚すれば夫婦と同様の地位に立つが、結婚する迄は一絆に遊ぶやうなことも出来るだけ避ける。又夫の親との間に於ては親と子女の關係になる。

#### 第二目 贅夫(贅婿及養老女婿)

#### 一 招婿の原因

「どんな場合にどういふ目的で贅夫(贅婿、養老女婿)を招くことが行はれてゐるか」一般には金持であるが、女の子だけしかなく又親屬中にも男子なく嗣子を立てられぬとき贅夫を招くのであるが、之は自分の財産を保ち且自分の子孫を得る爲である。親屬中に嗣子となるべき相當の者があれば自分が婿を貰ひたくとも親屬が許さぬ。

#### 二 招婿の手續

- (1) 「招婿は儀式を擧げるか」 擧げる。
- (2) 「擧げるとせば普通の結婚式とどういふ點が異なるか」 結婚式と同様で、異なるところなし。
- (3) 「證書を作成することを要するか」 要す。
- (4) 「證書にはどんなことを記載するか」 結婚證書と同様なことを記載し、別に条件があれば別の紙に之を書いてゐる。

#### 三 姓

- (1) 「贅夫(贅婿、養老女婿)は妻の姓に改めるか」 贅婿は改めるが、養老女婿は改めぬ。「一般には贅婿と養老女婿は區別してゐるか」 然り。贅婿は男が貧乏してゐて外に親屬もなく、女の方が金持と云つた状態のとき行はれるが、養老女婿は親がありその娘だけしかなく外に男の子がないとき、親が自分を養つて貰ふ爲外から男を貰つて来て娘婿にするのであつて、親が死亡すればその家を去ると否とは自由である。田舎では贅婿と養老女婿とを區別せず唯養老女婿と云つてゐる、贅婿と言つても百姓には分らず、贅夫等と云つても尙更通ぜない



が、知識階級では姓を改めると、改めぬとによつて贅婿と養老女婿とを區別してゐる（通化では異なる回答）。

- (2) 「贅夫はその本姓に妻の姓を冠するか」 否。
- (3) 「妻はその本姓に贅夫の姓を冠するか」 否。
- (4) 「その子女は夫妻の何れの姓に従ふか」 贅婿の子女は妻の姓に従ふ。養老女婿の子女は夫の姓に従ふ。

#### 四 贅夫の地位

- (1) 「贅夫と妻との財産關係に付ては普通の夫妻の財産關係とどんな點が違ふか」 贅夫が姓を改めた場合は親の死後財産は贅夫と妻の共有になり、お互に私有財産は持たぬやうで、姓を改めぬ場合は一般の夫婦と違はないやうである。然し實例が少いのでよく分らぬ。
- (2) 「右の外贅夫の妻に對する權利は普通の夫妻とどんな點が違ふか」 實例を餘り知らぬから詳しいことは分らぬが、大體は一般の夫婦と同様と思ふ。

#### 五 招婿の期限（養老女婿を除く）

- (1) 「妻の父母生存中招婿した場合普通贅夫が妻の家に居る期間を定めるか」 否。實例も知らぬ。
- (2) 「定めない場合はその贅夫が妻の父母生存中妻と共にその家を去ることが出来るか」 否。實例も知らぬ。

#### 六 養老女婿

- (1) 「妻の父母は自己の養老の爲に贅夫を貰ふことがあるか」 有る。

(2) ありとせば贅夫が養老の義務を盡さぬときは妻の父母は贅夫を追出し離婚させることが出来るか」 實例も知らず又斯様な話を聞いたことはないが、理論上は出来ると思ふ。

(3)(イ) 「養老女婿は普通贅夫が妻の父母の家に居る期間を定めるか」 定めるか、定めぬか分らぬ。定めた實例を知らぬ。

(ロ) 「定めない場合はその贅夫が妻の父母生存中妻と共にその家を去ることが出来るか」 斯様な實例があるかどうか知らぬが、理論上は家を去ることはその義務に反するから出来ないと思ふ。

#### 七 婿 養 子

(1) 「贅夫は妻の父母の養子となり養父の姓に改めることがあるか」 有る。これ即ち前に述べた贅婿である。「姓を改めた實例を知るか」 馮春盛——知つてゐる。張志仁——男が女の姓に改め女の父母を養ひ宗祧を繼承するといふ條件を定めて結婚したが、一、二ヶ月して夫が逃げてしまつたことがある。李鳳標——哈爾濱で一人姓を改めた人を知つてゐる。女も男も日本の留學生で、女は有名な人である。男が求婚したところ、女は條件として女の姓に改めることを要求し、男はこれを承諾した。女は男の兄弟もあり、男の方も相當の資産があつたがかうしたのである。これは異例であり、恐らく日本の影響であらう。男は姓は改めたが女の家には入らなかつた。女は父から餘り財産を貰はぬらしい。他の回答者——實例は知らぬ。

(2) 「ありとせば前記四問に付普通の贅夫とどんな點が違ふか」 贅夫が妻の家の姓に改めた場合之を贅婿



と云ふのであつて、婿養子即ち贅婿のことである。姓を改めた贅夫即ち贅婿と妻の父母との間には實父母の關係が生じ、贅婿は宗祧も繼承すると思ふ。但し餘り實例がないのでこれは意見である。「婿養子の制度を法律上認めることはよいと思ふか」認めることになれば財産ある人とか子のない人は或は喜ぶ者もあるかも知れぬが、一般としては姓を改めることは嫌ふ傾向があり、「好男子不花老丈人錢」正しい男は妻の父の金を遣はないといふ言葉がある。娘だけしかない場合は之を嫁に遣つて嗣子を貰ふのが普通である。

八 入 夫

「父母死後家に女のみしか居ない場合男が之と結婚して女の家に入りその姓に改めること（入夫）があるか」

回答者一同——その實例は知らぬ。

第三目 冥婚その他

一 冥 婚

(1) 「冥婚(男女雙方死後の結婚)の實例があるか」 有る。一同——實例を知る。昔は冥婚は重要視されてゐた。李鳳標——子が死亡して媒酌人の紹介で死んだ女と結婚させたことがある。子は十八歳で、女は十七、八歳であつた。馮春盛——郷里直隸でもする。王駿臣——郷里は山東であるが、自分の妹の娘が死亡して或人から娶られて冥婚をしたことがある。

(2) ありとせば

(イ) 「雙方婚約ある者が死んだ場合にするか」 然り。

(ロ) 「雙方婚約なき者が死んだ場合にするか」 然り。(イ)(ロ)何れの場合もある。

(3) 「どういふ原因でするか」 冥婚は多く金持間に行はれるのであるが、その原因は大體に於て俗に(無妻不繼後)と云ふ言葉もあつて未婚の子が死んだ場合はその子の爲に立嗣出來ぬから冥婚して立嗣しその宗祧を繼がせる爲、尙未成年者が死んだ場合は未成年者は其の家の墓に入れないが、冥婚すれば成年者としての取扱を受け自分の家の墓に入れられるから家の墓に入れてこれを祀らせ度い爲、或は死んだ子が一人で可哀想であるとの考へから行ふ。

(4) 「どういふ儀式を擧げるか」 結婚の儀式はせぬが、女の方からは送親者等が女の棺を送つて來る。男の方も祖先とは別の所に埋めてあるから、これを掘出して祖先の墓に持つて來て共に埋める。そして埋める際に誰かが墓場の前で生きてゐるときは結婚しなかつたが、今度嫁を貰つて來たから二人仲良く遣つて呉れと云ふ意味の話をする程度で、結婚證書も普通作らぬ。王駿臣——自分の妹の娘が死んで冥婚したときは木牌をこしらへて結婚のときと同じやうに家に入り、拜堂の禮をして木牌を棺と共に埋めた。

(5) 「冥婚後は雙方の家は親戚となるか」 然り。生前結婚の場合と同様である。

二 その 他

「その他異つた種類の結婚及夫婦關係の慣習(例抱夫、一妻多夫)があるか」 無い。昔は抱夫媳(幼少な男の子



が居るとき、年上の女を貰つて来て男の子を監護させ男の子が大きくなつてから此の二人を結婚させること)を聞いたことあるが、現在では此の様なことはない。「妻に子がないとき妻を他所に預けて子をさせることはないか」 無し。

### 第五節 妾

#### 一 妾の原因

(1) 「どういふ原因で妾を貰ふか」 子を生むため、娯樂のため等で、一般としては妻が病氣になり離婚すれば氣の毒だから別に妾を貰ふこともあり又妻を離婚する原因ある場合離婚せずして妾を貰つて來ることもある。李鳳標——北京に於ける實例であるが、男が嫁を貰つて來たが妻が性交を拒み夫に妾を貰つて呉れと頼んだことがある。

(2) 「どういふ原因で妾になるか」 大體は貧乏の家の者、賤業をやつた者等が虚榮心から妾になるやうである。欺されて妾になることもあるが、之は有婦の夫でありながら妻がないと云つて夫婦關係を結び、後に妻のあることが分つてその儘妾關係を續けるのであつて此の場合も相當多い。併し一般の人は妾になることは好まぬ。

#### 二 納妾と父母、妻

(1) 「妾を貰ふには妻の同意を要するか」 否。同意を得る人は少ない。子を生むため又は離婚原因あるに

離婚せずに妾を貰ふ場合は妻の同意を得ることが多い。

(2) 「妻は夫の爲に妾を貰ふことがあるか」 有る。之は子を得るために貰ふ場合が多いが、夫が妾を貰ひ度いが適當な人がない、夫に妾を選ばせたらどんな人を貰つて來るか分らぬから、妻が自分の親戚とか知人から貰つて來ることもある。

(3) 「妾を貰ふには父母の同意を要するか」 子を得るために貰ふ場合は必ず父母の同意を得るが、外の場合は勝手に貰つてゐるやうである。

(4) 「父母は子の爲に妾を貰ふことがあるか」 有る。之は妾に子を産せる爲又は子の妻を好まぬ場合貰ふ

#### 三 納妾の手續

(1)(イ) 「妾を貰ふ場合金銭、その他の財物を交付するか」 給。普通金を遣る、金を遣らねば妾になる人は居ないだらう。

(ロ) 「右の金銭その他の財物は何人に交付するか」 父母があれば父母に遣る。若し商賣女を貰ふ場合は商賣屋の主に遣る。

(ハ) 「右は身價の意味を以て交付するか」 然り。買ふやうな意味になる。

(ニ) 「その他如何なる意味を以て交付するか」(結納と比較すること) 結納とは全然意味が違ふ。結納は禮儀であるが、之は禮儀ではなく妾を買ふ即ち(買妾)の意味である。「何程位交付するか」 王岑伯、李鳳



標——一定してはゐないが、今から三十年前有名な女優を妾に貰ひ銀を三萬兩（現在の國幣に換算すると二十萬圓位に相當する）遣つたことを知つてゐる。現在でも三千圓乃至五千圓位遣るのは澤山ある。

(2) 「式を擧げるか」 一般としては擧げない。知識のない人は擧げるものもある。

#### 四 妾の地位

(1) 「妾は通常妻より低い家庭から貰ふか」 然り。

(2) 「妾の家庭に於ける地位は妻とどういふ風に違ふか」 最も違ふのは稱呼であつて、昔の正しい家庭では妾は奴婢と異るところなく夫に對しては老爺(ラオイエ)、夫の妻には太々(タイタイ)、妻の子には少爺(サオイエ)、妻の妾に對してその名を以て呼んでゐた。現在では妻と餘り變らず、妻との間にはお互に姉又は妹と呼び、外の人は妾に對してその名を以て呼んでゐた。現在では妻と餘り變らず、妻との間にはお互に姉又は妹と呼び、イエ)、妻の女の子には少姐(サオジエ)と呼び子女は妾を大媽(ターマー)とか二媽(アルマー)或は姨(イ)と呼んでゐる。そして昔は妾は皆妻の指圖で仕事をしてゐたが現在ではさうでないものもある。尙昔は皇帝から節婦の表彰が行はれることがあつたが、妻は之を受ける資格があつたけれども妾にはなかつた。

#### 五 家庭生活状態

(1) 「妾を有する場合夫婦生活はどうして居るか」 同じ家屋内に夫婦、妾一緒に暮すのが一番多いが、夫婦が別居し妾と夫と一緒に生活するのも妾が別に住まふものもある。多くは夫が日を定めて妻又は妾のところへ行く。妾の生活費は夫から直接貰ふ場合が多い。外部から見れば妻か妾かは年齢の差によつて知る外はよく分らぬ。

(2) 「妾を貰つた爲家庭内に不和を生ずることはないか」 生.不和を生ずる場合が多く生ぜないのは少ない。

(3) 「不和の爲家庭内に如何なる状態を生ずるか」 夫婦喧嘩をしたり、夫婦間に訴訟が起つたり、夫の死後妻と妾、妾の子或は妻の子と妾、妾の子等の間に争ひが起ること多い。

#### 六 夫と妾との財産關係

(1) 「妾の私有財産は妻の私有財産關係と同様か」 同。

(2) 「夫と妾との財産契約は夫婦財産契約と同様か」 よく分らぬが同様と思ふ。

(3) 「夫と妾との財産管理使用収益處分は夫と妻との場合と同様か」 同。妾は妻の場合より私有財産を重視してゐる。妾の身分は妻のやうに決つてゐないから、妾に子女がない場合は將來生活に困るやうなことがあるので夫が妾に財産の一部を遣つて置くことが多い。

(4) 「男方と妾との債務辨濟關係は夫と妻との場合と同様か」 同。

(5) 「妾關係の解消又は男方死亡により他家へ行つた妾は妻が再婚した場合と同様私有財産を持去ることが出来るか」 妻の再婚のときと大體同様である。

#### 七 扶 正

(1) 「正妻の死後妾が正妻になる(扶正)ことがあるか」 有る。

(2) 「ありとせば儀式を擧げるか」 擧げる。



(3) 「擧げるとせば普通の結婚の儀式とどんな點が違ふか」 結婚式と同様であるが、少し簡單にするものもある。結婚式と異なる點は結婚式るときは親戚や友人に招待状を出す、扶正のときは出す場合が少い、そして新式の結婚式と同様な儀式をするのが多く、舊式の結婚式のやうな儀式を爲すことは餘りない。

#### 八 妾關係の消滅

(1)(イ) 「妾關係は一方的意思により解除出来るか」 否。雙方協議の上でないとは出来ない。然し相當の原因あるときは一方的意思で解除出来る。

(ロ) 「然らずとせばどんな事由あるとき解除出来るか」 妻を離婚してよいやうな原因あるときは妻の場合よりも容易に妾關係の解除が出来る。

(2)(イ) 「妾關係は女の一方的意思表示により解除出来るか」 夫が老人になつたとか他に妾を持つたとか又不和の場合は出来る。たとへて妾を貰ふとき金を出して居つてもできる。斯様な理由で妾關係を解除した例はある。

(ロ) 「然らずとせばどんな事由あるとき解除出来るか」 妻の離婚請求原因と同様な事由あるときは勿論、それよりも軽い事情の場合でも解除出来る。夫婦間は單なる不和では離婚原因とならぬが、妾の場合は單なる不和のときでも一方的意思により解除出来ると思ふ。

(3)(イ) 「夫死後夫の父母、祖父母、兄弟、妻、子女、家長等は妾を追出すことが出来るか」 能。

(ロ) 「出来るとせばどういふ場合か」 妾が不行跡で子供がないとき追出すことが出来る。子があれば

追出すやうなことはなく妻と同様に尊敬する。

(4) 「夫の死後妾は自らその家を去ることが出来るか」 能。併し家の財産を持つて行くことは出来ない。

(5) 「妾の責でない理由で妾關係を消滅せしめた場合妾に生活費又は惜別費(慰藉料)を供することを要するか」 要。當然遣らねばならぬ。

#### 九 納妾者の數

(1) 「調査地域で大凡幾夫婦又は幾戸の内妾を有するものは大凡幾人か」 哈爾濱の全人口は四十五萬で男は二十五萬位だが、此の中二萬五千位が金持であるとして妾を持つてゐる人は金持の十分の一位即ち千人に一人か二人位と思ふ。哈爾濱市内で千人に一人とせば田舎に行けば萬人に一人もないであらう。回答者の中王慶臣は妾を三人、馬忠駿氏は妻妾四人持つた。

(2) 「妾を有する者は如何なる階級職業のものに多いか」 金持に多く、職業別にすれば官吏、商人が多い農民は非常に少ない。

#### 一〇 妾制度の存廢

(1) 「一般の人は妾制度を廢するがよいと考へてゐるか」 然り。

(2) 「その理由を詳細に説明すること」 李鳳標——弊害が多く利益が少ない、利益と云ふのは唯子供が得られる點だけで、弊害は女權を尊重しないやうになり、家庭内に不和が起り、離婚が多くなる。妾の制度を設ける



ことは國の恥である。王岑伯——子がなければ嗣子を貰へばよいと思ふ。馮春盛——妾を貰ふことは人道上也社會上にもよくない。王守先——妾制度は弊害多く利益少ないことは間違ひないが、一般に嗣子を貰ふことを好まぬ傾向もあるから全然此の制度を禁止せず、子なき場合子を産む爲に妾を貰ふのは許すやうにしたがよいと思ふ。王駿臣——王守先氏と同意見である。妾を貰ふ者の立場からすれば子を爲すために妾を貰ふことはよいと思ふ。自分は妻の外に妾を三人貰つたが、ほんたうに子を得るために貰つたのである。現在一人の妾は死に、妾二人と妻とあるが、最後の妾に子が一人出来たので、最後の妾を貰はねば子のないところであつた。「不和はないか」大體争はない。

## 第六節 親 子

### 第一項 妻、妾の子、私生子

#### 一 妾の子の地位

「妾の子は本妻の子と一般社會に於て差別待遇をしてゐるか」 否。「併し結婚の場合配偶者を選定するに付て妾の子なれば貰はぬ、妻の子なれば貰ふと云ふやうなことはないか」 さういふことはあるが、此の外は差別ない。

#### 二 私生子の地位

(1) 「妻、妾以外の女との間に生れた子(私生子)は母が普通養育してゐるか」 否。

(2) 「養育せないとせば普通どう處置してゐるか」 育嬰堂とか他の人に遣るのもあるが、殺す方が多い。

哈爾濱にも育嬰堂はある。

(3) 「右の私生子と妾の子との間には一般社會に於て差別待遇をしてゐるか」 然り。右(2)記載の通り。

### 三 私生子認知

(1) 「私生子又は其の母は父に認知(認領)を求めることが出来るか」 能。

(2) 「父が私生子を認知することが行はれてゐるか」 行はれてゐる。

(3) 「行はれてゐるとせばどういふ方法で之を公示するか」 公示する人は少い。公示し度いときは母と結婚するとか又母を妾にしてゐる。

(4) 「胎内に在る子を認知することがあるか」 父が認知することはないが、子のない人が自分に子を貰ふ爲に自分の子だといふことがある。

(5) 「既に死亡した私生子を認知する者があるか」 無い。話も聞いたことはない。

### 第二項 嗣 養 子

#### 第一目 總 則

#### 立嗣の目的

(1) 立嗣は通常次の目的ですか



- (イ) 「宗祧を繼承せしめる爲(祖先及自己の祭祀の不斷の爲)」 然り。
- (ロ) 「財産を繼承せしめる爲」 然り。
- (ハ) 「嗣親の養老の爲」 然り。
- (ニ) 「その他どんな目的ですか」 その他の場合ない。
- (2) 「普通右の内何れを重要視するか」 (イ)を重要視する。

第二目 嗣親

一 女子

(1) 「未婚の女子は如何なる場合に於ても自己の爲に立嗣(嗣子を立てる)することが出来ないか」 出来な

い。

(2) 「出来ないとせば女子に宗祧繼承権がない爲か」 然り。

二 無子者

「既に男の子ある者が更に立嗣することが出来るか」 否。立嗣した例はない。

三 成年者

(1) 「嗣父たる者は原則として成年者(滿二十歳)に限るか」 限る。

(2) 未成年の男子が死亡したとき次の場合未成年者の爲に立嗣することが出来るか

(イ) 「已に結婚して死亡したとき」 能。

(ロ) 「婚約後未だ結婚せずして死亡しその妻が夫の家に入り再嫁しない(過門守貞)とき」 能。現在哈爾

濱に於ては過門守貞の實例はないが、山東省、直隸省に於てはある。

(ハ) 「未だ結婚せずして戦死したとき」 否。昔は戰場へ出ることを奨励するため戦死した場合は立嗣す

ることが出来る規定があつたかも知れぬが、現在では斯様な慣習はない。

(ニ) 「獨子死亡し同宗中にその父のために嗣子となるべき輩分相當の者がいないとき」 能。

(ホ) 「獨子死亡しその父のために嗣子となるべき人がその父又は母と不和のとき」 能。

四 既婚者

(1) 「嗣父たる者は原則として結婚した者に限るか」 限る。

(2) 未婚の男子死亡したとき次の場合未婚者のために立嗣することが出来るか

(イ) 「成年者(滿二十歳)が死亡したとき」 否。妻ない者は立嗣することは出来ない、それで立嗣したければ冥婚しなければならぬ。

(ロ) 「前問(ロ)の場合」 能。

(ハ) 「前問(ハ)の場合」 否。

(ニ) 「前問(ニ)の場合」 能。



(ホ) 「前問(ホ)の場合」能。

(3) 「未婚の男子生存中立嗣し得る場合があるか」 無い。諺に繼嗣の制限として有服不納贅、無娶不繼嗣(五服内の者があれば贅夫を納めぬ、娶らぬ者は嗣子を貰はぬの意)とあるが、一般では贅夫を貰ふ場合嗣子を立てる場合は此の原則に依つてゐる。男子でありながら相當の年齢に達し結婚しないで獨身でゐる人は大抵貧乏人か狂人如きもので妻を貰へぬ者である。妻を貰へない位の者なら事實上子も貰へない。

五年 齡

(1) 「嗣父は嗣子より年長者なることを要するか」 要す。必ず年長者でなければならぬ。

(2) 「嗣母は嗣子より年長者なることを要するか」 否。嗣母より嗣子が年長のものもある。

六 死亡者

(1) 「出家者(僧侶道士となつた者)の爲めに死亡者と同様立嗣することが出来るか」 否

(2) 「死亡者が生前立嗣することを欲せざる意思を表示した場合でもその者の爲めに立嗣することが出来るか」 能。

(3) 「嗣父となり得る者が死亡したときはその妻、父母祖父母は死亡者のために立嗣することを要するか」 要。宗祧繼承人がなくなるから。

### 第三目 嗣 子

一 男 子

(1) 「嗣子となる者は男子に限るか」 限る。

(2) 「然りとせばその理由」 男子でなければ相續できないからである。

二 同姓の親屬

(1) 「嗣子は同姓(同族、同宗)の者に限るか」 限る。

(2) 「然りとせばその理由如何」 異姓亂宗することはいけないからである。

三 異姓の親屬

(1) 「異姓(同姓不宗の者も含む、以下同じ)の親屬はどんな場合に嗣子とすることを得るか」 同宗で嗣子となるべき者が無い場合始めて異姓の親屬から貰ふ、併し此の場合は嗣子ではなく養子である。同宗の者がない場合は異姓親屬に相當なものがあつても親屬でないものを貰つてよい。

(2) 左の異姓親族は嗣子となすことを得るか

(イ) 「女の夫(女婿)」 否。贅夫として貰ふことはできる

(ロ) 「姉妹の子(外甥)」 否。養子として貰ふことはできる。此の場合養子は姓を改め宗祧を相續してもやはり養子であつて嗣子ではない。

(ハ) 「妻の兄弟の子(妻姪)」 否。同宗中に嗣子となるべき者が無いときは養子として貰ふことはできる。



然し異姓の者を嗣子として貰ふことはできぬ。

- (ニ) 「妻の姉妹の子(妻外甥)」 否。前同。
- (ホ) 「父の姉妹の孫(表姪即ち姑舅姪)」 否。前同。
- (ヘ) 「父の姉妹の外孫(同上)」 否。前同。
- (ト) 「母の兄弟の孫(同上)」 否。前同。
- (チ) 「母の兄弟の外孫(同上)」 否。前同。
- (リ) 「母の姉妹の孫(兩姨姪)」 否。前同。
- (ヌ) 「母の姉妹の外孫(同上)」 否。前同。
- (ル) 「右の外如何なる異姓親族を嗣子とすることを得るか」 右以外の異姓親屬も養子とすることはできぬが、嗣子とすることはできぬ。

#### 四 親屬關係なき者

- (1) 「親屬關係のない者を嗣子とすることができるか」 否。養子とすることはできる。
- (2) 「幼少から撫育した者は親屬關係のない場合でも嗣子とすることができるか」 否。前同。

#### 五 輩分相當者

- (1) 「嗣子は嗣親より一輩低いことを要するか(昭穆相當、嗣親の兄弟の子と輩分同じ者)」 要す。

(2) 「嗣子を立てず直に嗣孫を立てることが出来るか(例へば兄弟の孫を立嗣するが如し)」 否。無子不繼孫と云ふ諺があるが、之は子なくして直に嗣孫を立てることはできない意味である。

#### 六 死亡者の嗣子となすべき輩分相當者なき場合

族中に死亡者の嗣子となすべき輩分相當者が不在の場合

- (1) 死亡者の父に別子(死亡者の實兄弟)がある場合
  - (イ) 「その別子が事實上子を生む可能性がある場合豫めその將來生れる子を嗣子とすること(虚名待繼)が行はれてゐるか」 行ふ。豫め約束をする。死亡者が長男である場合は次男は第一子を長男に遣り第二子も自分の家に留める。死亡者が次男である場合は長男は第一子を自分の家に留め第二子を次男に遣る。「回答者何れもかういふ實例を知るか」 一同然り。
  - (ロ) 「右の場合將來子の出生を待つて嗣子とすること(待生孫以嗣)が行はれてゐるか」 一同——行ふ。
  - (2) 死亡者の父に別子が不在の場合
    - (イ) 「その父が事實上別子を生む可能性がある場合別子が生れ更にその孫の生れるを待つて嗣子とすることが行はれてゐるか」 行ふ。
    - (ロ) 「その父が事實上別子を生む可能性がない場合父の爲に嗣子を立てその嗣子に將來子の生れるのを待つて更に死者の子とすること(待生孫以嗣)が行はれてゐるか」 行ふ。見たことはないがこの言葉は聞いた



七 死亡者 ことはある。できると思ふ。斯様な場合死んだ者の爲に嗣子を立てることは少ない。

「死亡した者を嗣子となし其の子を嗣孫とすることが行はれてゐるか」 行ふ。之は近親者より嗣子を貰ひ度いのと、輩分の關係から行はれるのであつて實例は相當多い。

八 獨子

「兄弟のない者(獨子)が出繼して専ら他人の嗣子となることができるか」 否。絶次不絶長(次男は絶戸してもよいが、長男は絶戸できぬの意)と云ふ諺はあるが、實際に於ては絶戸は行はれて居ない。必ず兼祧する。

九 兼祧

(1) 「兼祧(一支兩不絶)が行はれてゐるか」 行ふ。この邊には大分多い。貧富、貴賤、職業の別なく一般に多く行はれてゐる。

(2) 「行はれてゐるとせばその父と嗣父とか實兄弟の場合に限るか」 否。併し近い親屬でなければいかぬ。

(3) 「三支以上を兼祧することができるか」 能。

(4) 「兼祧の手續は普通の立嗣の手續とどんな點が違ふか」 立嗣と同様で別に手續は要らぬ。唯雙方共親

戚四、五人に集つて貰つて兼祧或は立嗣したことを公にすることもあるが、公にしない場合が多い。嗣子にする場合と同じである。

(5) 「兼祧に付て各支毎に妻を娶る場合が多いか」 少。併し田舎では重婚出来ぬことを知らぬから各支毎に娶る場合が多いかも知れぬ。

(6) 「若し各支毎に妻を娶る場合は皆妻として待遇するか」 然り。兄の方の支の妻は兄が親として子の爲に貰ひ、弟の方の支の妻は弟が親として子の爲に貰ふのであるが、家が異つてゐる場合は兄の支の妻も弟の支の妻も各々その家に居り夫は順番に各家を廻る。此の場合兄の支の妻と弟の支の妻が不和となることは無いとは云へぬが少い。兼祧の場合は何れも妻と妻とは異なる。

(7) 「兼祧の後に嗣父又は兼祧人の生父母が男の子を生んだときは兼祧人は子を生んだ方を繼承しないことになるか」 一般としては子を生む可能性がないときでなければ兼祧しないのであつて、兼祧の後に嗣父又は兼祧人の生父母が子を生んだ實例を知らぬ。併し意見としては妻が二人の場合は影響はないが、妻が一人の場合生父が兄で嗣父が弟であるときは兼祧人が歸宗して生父が新に生んだ子を生父の弟の嗣子にすべきだと思ふ、之は長子不離父と言つて、長男は父と離れるべきものでないからである。

(8) 兼祧人が妻を一人だけ娶つた場合生れた子が

(イ) 「一人のみのときは更に兩支を兼祧するか」 然り。

(ロ) 二人の場合

(A) 「兩支を兼祧するか」 否。



(B) 「然らずとせば何れの支を繼ぐか」 實例は知らぬが、意見としては長男は長男の支を、次男は次男の支を繼ぐべきと思ふ。

(ハ) 三人以上の場合

(A) 「兩支を兼禱するか」 否。

(B) 「然らずとせば何れの子が何れの支を繼ぐか」 實例は知らぬが、意見としては長男は長男の支を、次男は次男の支を繼ぎ、三男以下は生父の方へとるべきと思ふ。然し一面財産の相續といふ點から考へれば、子が四人あれば、二人づゝに分けるのが適當であると思ふ。

一〇 長 子

(1) 「長支の長子は次子の嗣子となることができるか」 否。

(2) 「次支の長子は他支の嗣子となることができるか」 長支の嗣子となることはできるが、他支の嗣子となることはできぬ。

第四目 立嗣及その手續

一 死者の爲の立嗣權者

(1) 次の者は死者の爲に嗣子を立てることができるか

(イ) 「死者の妻又は死者の爲に節を守る許婚者(過門守貞婦)」能。

(ロ) 「死者の妾」 妻が死んだときはできる。

(ハ) 「死者の父母又は祖父母」能。

(ニ) 「死者の兄弟」能。死者の姉妹も之に準ず。

(ホ) 「族長」能。

(ヘ) 「親屬會」能。

(ト) 「右の外の何人」死者の父の兄弟姉妹、死者の母の兄弟、死者の姉妹。

(2) 「右立嗣權者數人ある場合立嗣權を行使する者の順位如何」 一定の規則がないからよく分らぬ、近い親戚から遠い親戚の順になるのであるが、大體としては左の順序になると思ふ。1、死者の妻又は死者の爲に節を守る許婚者 2、死者の父母又は祖父母 3、死者の兄弟 4、死者の姉妹 5、死者の妾 6、死者の父の兄弟 7、死者の父の姉妹 8、母の兄弟 9、親屬會 10、族長

(3) 「右の者が立嗣する場合は嗣父自らが立嗣する場合に比べて何か特別の制限があるか」 無い。「親屬の同意を得る等の制限もないか」 無い。

二 嗣子となる順位

(1) 嗣父となるべき者自ら立嗣する場合

(イ) 「親屬關係の親疏、年齢の長幼を標準とするか」 然り。



(ロ) 「右の標準によらずして嗣父となるべき者が賢者及愛する者を選んで(擇賢擇愛) 嗣子とすることを  
得るか」 得。普通之に依つて行はれてゐる。弟に三子ある場合その子を嗣子とするには次男、三男の中何れ  
かを自由に選ぶことができるが、長男を嗣子とすることはできない、之は長子は生父から離れぬことになつて  
ゐるからである。弟が數人ある場合それ等の長子を除けば他の何れの弟の子でも自由に選擇し嗣子として貰ふ  
ことができる。

(2) 死者の妻、父母、祖父母等が死者の爲に立嗣する場合

(イ) 「親屬關係の親疏、年齢の長幼を標準とするか」 死者の妻、妾、父母又は祖父母が立嗣するときは  
親屬關係のある者から擇賢擇愛するのが普通であるが、その他の立嗣權者が死者の爲に立嗣する場合は紛争を  
防ぎ、之を公平に行ふため親屬關係の親疏、年齢の長幼を標準とするのが普通である。

(ロ) 「右の標準によらずして立嗣權者(死者の妻、父母等)の擇賢擇愛によるか」 死者の妻、父母、祖父  
母などが立嗣する場合、然り。

(ハ) 「死者が生前嫌つて居た者を立嗣することができるか」 能。併し死者が遺言を爲した場合は夫れに  
違つて立嗣することはできぬ。

(3) 親屬者が死者の爲に立嗣する場合

「(2)の場合と同様か」 前に回答したところにより明である。但し實際には親屬會なるものは餘りないから、

親屬會が立嗣することは餘りない。

### 三 二人の嗣子

(1) 「二人の嗣子を立てることができるか」 能。實例もある。

(2) 「できるとせば如何なる場合か」 大體は財産に付て紛争あるときで、第二人ある場合第一の弟の子を  
嗣子とすれば第二の弟が不平を云ふやうなときで、之は公平の爲である。

### 四 遺言による立嗣

「遺言を以て立嗣することができるか」 能。非常に多い。「遺言は普通書面であるか、口頭で爲すか」 口頭  
の方が多し、親戚を二、三人集めて之に傳へるのである。口頭で立嗣の遺言を爲した場合は遺言人が死亡した後  
親戚間に各々誰が立嗣されたのであると云つて紛争が起ることが多い。

### 五 立嗣の同意

(1) 「夫が立嗣せんとするときは妻の同意を要するか」 否。同意は立嗣の成立要件ではないが、一般には  
同意を求めてゐるやうである。

(2) 「妻ある者が嗣子となるには妻の同意を要するか」 否。前同。

(3) 「嗣父となるべき者が自ら立嗣するには父母又は祖父母の同意を要するか」 否。前同。

(4) 「死亡者の妻が立嗣するときは亡夫の父母又は祖父母の同意を要するか」 否。前同。李鳳標——夫の



死後妻は第三の弟の子を嗣子にしようとしたが、亡夫の父母は第二の弟の子を嗣子にすると云つて争になつた結果法院で妻の主張を立てた實例がある。

六 出嗣契約の當事者

(1) 「立嗣は立嗣權者が嗣子本人とするか」 嗣子に父母あれば父母とする、父母死亡して無ければ嗣子本人とする。

(2)(イ) 「立嗣は立嗣權者が嗣子の父母と爲すか」 然り。

(ロ) 「然りとせば本人の意見を徴するか」 徴す。但し幼いときは徴しない、父が絶對權を持つてゐる

七 立嗣の手續

(1)(イ) 「立嗣には證書を作成することを要するか」 要す。

(ロ) 「要すとせばどんなことを記載するか(證書があれば寫を添へること)」 證書は嗣父から嗣子の家に遺るのであるが、大體は誰々を嗣子にする、私の宗祧を相續する、實子と變りはない、私の財産は一切嗣子のものになる、財産に付て争あるときは仲介人が保證人になる、嗣子も私の意思に反して家を出たり財産を費してはいかぬ等を書き、尙此の外に條件があれば之を書き加へる。實物の寫は左の通り。

立嗣證書の例

過繼單

立過繼單人趙連發情因弟兄三人均有子嗣惟於民國九年五月間長兄趙連永之子不幸因病夭殞祇有兒媳王氏與兩孫女均在幼穉之時大者年方八歲次者年方四歲侍奉堂前連發因念手足之情又感兄嫂之嘆心不自安於是遂同親戚鄰佑人等當面叙明情願將自己之次子乳名根栓一十五歲過繼於長兄連永膝下爲子情屬至誠並無假意嗣後倘有爭論等情有親戚鄰佑双方作證爲此立字以備永遠之據云

親戚 李 殿 臣 王

李 殿 臣 王

鄭 永 善 山

王 鳳 山

趙 連 城 仙

趙 連 城 仙

劉 勅 五

民國十一年四月二十二日

立寫過繼單人

趙連永 公立  
趙連發 中 立



- (2)(イ) 「立嗣の際親屬が立會ふことを要するか」 要す。  
(ロ) 「立會ふとすれば證書に署名捺印するか」 然り。當然である。  
(3)(イ) 「立嗣には儀式を擧げるか」 擧げる。  
(ロ) 「擧げるとせばどういふ儀式か詳細に説明すること」 親屬が立會つて御馳走があり嗣子が嗣父に對して今度嗣子になつたと云ふ意味の禮をするだけで外に格式張つた儀式はない。  
(ハ) 「その他之を公に知らせる方法があるか」 無い。立會人に知らせるだけである。

第五目 立嗣の效力

一 嗣親子又及生父母子の關係

- (1) 「嗣親子の關係は實親子の關係と同一か」 同。  
(2)(イ) 「出嗣した者と生父母との關係は出嗣せざる者と生父母との關係と同一か」 異。  
(ロ) 「異るとせばどういふ點が異なるか」 財産も宗祧も繼承しない、喪服の期間が違ふ、稱呼は生父母父母と言ふ者もあるが叔父叔母と云ふものもある。

二 嗣子の出嗣前の子女

「嗣子となる者が嗣子となる前に生んだ子女はその父の出嗣に随つて嗣親の孫となるか」 然り。

第六目 嗣親子關係の解消

一 合意離縁

- (1) 「嗣子は嗣親と合意で嗣親子關係を解消することができるか」 能。  
(2) 「右の場合書面を作成することを要するか」 否。前の立嗣證書(過繼單)を破るだけである。

二 嗣子に對する離縁原因

嗣子に左の事情ある場合嗣親は嗣親子關係の解消を求めることができるか(法律によらず慣習によること實例がなければ意見を述べること)

- (1) 「嗣父母又は嗣祖父母を虐待し又は重大な侮辱を加へたとき」 能。  
(2) 「故なく嗣父母を遺棄したとき」 能。  
(3) 「徒刑に處せられたとき」 刑の長短と種類により異なる。大體は離婚の請求原因と同様である。  
(4) 「家名を汚し又は財産を消費するとき」 能。  
(5) 「嗣子の生死が長年不明のとき」 能。  
(6) 「右の外如何なる場合」 嗣父の財産を盗んで生父の家に入れるとき。

三 嗣親に對する離縁原因

左の事由あるときは嗣子より嗣親子關係の解消を求めることができるか(法律によらず慣習による實例がなければ意見を述べること)



- (1) 「嗣親が嗣子を虐待し又は重大な侮辱を加へたとき」能。
- (2) 「嗣親が故なく嗣子を遺棄したとき」能。
- (3) 「嗣親が徒刑に處せられたとき」張志仁——非常に不道德の罪を犯し徒刑に處せられたときはできると思ふ、尤も過失によつて罪を犯した場合はできないと思ふ。多數——否、例へば實父母に斯様な事由ある場合親子關係を解消することができぬのと同様である。
- (4) 「右の外如何なる場合」右の外にはない。

#### 四 生父母の無子と歸宗

「嗣子は生父母に子がなくなつた理由で一方的に嗣親子關係を解消することが出来るか」否。借子還孫(子を既に人に遣つた場合は更にその子を貰ひ返すことはできないから孫を貰ふの意)と云ふ諺があるが之は禮儀として守られてゐる。斯様な場合生父母は子の爲に嗣子を立てるだらう。李鳳標——郷里では一旦家を出た以上絶對に歸れぬ。

#### 五 離縁の效力

- (1) 「嗣子の子女と嗣親との祖孫關係(祖父母と孫の關係)は嗣親子關係の解消に因り消滅するか」消。嗣子はその子女を全部連れて歸る。
- (2) 「嗣子は嗣父より贈與を受け又は繼承した財産を嗣親子關係の解消離縁の場合實家に持ち歸ることが出来るか」贈與を受けたものは持歸つても差支ないが、繼承した財産は持歸ることはできない。

#### 第三項 養 親 子

##### 一 子女の收養とその目的

- (1) 「他人の子女を收養して子女と爲す場合其の子女を何と稱するか(養子、義子、義男)」養子或は抱養子と云つてゐる。義子、義男とは云はぬ。
- (2) 「右はどういふ目的の爲に收養するか」養子は嗣子を貰ふ目的と變らぬ、宗祧と財産相續、老後の慰安の爲である。抱養子とは幼い子女(赤ん坊)を收養するのを云ひ、赤ん坊を親が抱くから抱養子と言ふのであつて此の場合親が子女を抱くから抱養子と云ふのである。抱養子と養子の異なる點は抱養子は養子よりも貰ふとき幼いだけである。「養子、抱養子は宗祧を繼承しないのではないか」親屬に於て養子、抱養子が宗祧を繼承することを承認せず又家系圖に入ることや墓に埋めることを拒むことがあるから或は繼承しないことがあるかも知れぬ。然し收養は普通親屬がない場合に行ふのであるから右の様な例は少く従つて宗祧も繼承する。次に養子と云ふ言葉はあるが、義男はない。義子と呼ぶ場合は二通りあるがその一は子の親と非常に仲の良い友達が義父となり子が養子となり、一は子が父と同じ位の年輩の人に大變恩恵を受けた場合その間同志で義父、義子となるのであるが、何れの場合も義子は義父の財産も宗祧も繼承しない。
- (3) 「立嗣の場合とその目的はどういふ點が異なるか」同様である。



## 二 養親の資格

- (1) 「實子又は嗣子ある者が更に養子女を收養することができるか」 能。
- (2) 「同時又は異時に二人以上の養子女を收養することができるか」 判然せぬ。あるかも知れぬが、實例は知らぬ。

- (3) 「養子女を收養する者は既婚者に限るか」 限。未婚者が收養することは普通ないが、收養した例はある。
- (4) 「幾何の年齢に達すれば始めて養子女を收養できるか」 既婚者であれば年齢を問はず收養できる。
- (5) 「養親の年齢は養子女より年長者たることを要するか」 要す。
- (6) 「養親は右の外如何なる資格を要するか」 外に制限はない。

## 三 養子女の資格

- (1) 「被收養者が親屬である場合その收養者より一輩低いことを要するか」 要す。
- (2) 「既に死亡した者を收養して養子女とすることができるか」 否。
- (3) 「獨子が養子女となることができるか」 能。養子女になる者は大體に於て他に親屬がない一人者で貧乏者に多く、一般の人はならない。
- (4) 「一人が同時に夫妻關係なき二人以上の者の養子女となることができるか」 否。
- (5) 「養子女は右の外如何なる資格を要するか」 外に制限はない。

## 四 死亡者の爲の收養

- (1) 「死亡者の爲に養子女を收養することができるか」 能。(註 他の地方多數の回答は否)
- (2) 「できるとせば死亡者と如何なる親族關係ある者がするか」 父母、妻がする。若し兄弟の子があれば死亡者の爲に親屬の中から嗣子を立てると思ふ。

## 五 遺言による養子

「遺言を以て養子女を收養することができるか」 能。

## 六 收養契約の當事者

- (1)(イ) 「養子縁組契約は養親が養子本人とするか」 然り。但しこれは養子本人が成長してゐる場合であつて、これの方が少い。

(ロ) 「然りとせば養子本人は父母の同意を要するか」 要す。

- (2)(イ) 「養子縁組契約は養親が養子の父母と爲すか」 然り。養子本人が幼いとき收養される場合の方が多から、父母とするのが多い。

(ロ) 「然りとせば本人の意見を徴するか」 養子本人が相當の年齢に達して居れば徴する。

## 七 收養の手續

- (1)(イ) 「養子女の收養には證書を作成することを要するか」 作成する場合が少なく、作成しない場合が



多い。例へば他人の私生子を養子とするときは作成しない、連れて来て養ふだけである。之は作成することが取  
しいからである。

(ロ) 「要するとせばどういふことを記載するか(證書があれば寫を添へること)」 證書を見たことはな  
い。作成したと云ふことを聞いたことはある。

(2) 「收養の際親屬が立會ふことを要するか」 否。收養は之を秘かに連れて來るのが普通である。

(3)(イ) 「收養には儀式を擧げるか」 否。

(ロ) 「收養を公に知らせる方法があるか」 無い。

#### 八 收養の效力

(1) 「養親子關係は嗣親子關係とどういふ點が違ふか」 嗣親子の關係と同様であるが、唯養子は家系圖に  
入れず同じ墓に埋葬されない外親屬會の會員になれず祖先の祭に参加できないのに反し嗣子は家系圖に入り、同  
じ墓に入り、親屬會の會員の資格もあり、祖先の祭にも参加出来る。

(2) 「生父母と養子との關係は生父母と嗣子との關係とどういふ點が違ふか」 養子は生父母と關係がなく  
なる。然し嗣子は生父母に對して親子の關係はなくなるが、新に伯叔父母の關係が生れる。

#### 九 離縁

(1)(イ) 「養親と養子は合意して收養關係を解消することができるか」 能。

(ロ) 「右の場合書面を作成することを要するか」 收養の際證書を作成したときはその證書を破り、さう  
でない場合は別に書面を作成しない。

(2) 「養子女に如何なる事情がある場合に養親が收養關係の解消を求め得るか嗣親子關係の解消と比較する  
こと」 嗣子に對する離縁原因と同様な事由ある場合は何れも解消できるが、嗣子の場合よりも軽い事由で解消  
ができる。

(3) 「如何なる事情がある場合に養子女が收養關係の解消を求め得るか嗣親子關係の解消と比較すること」  
嗣親に對する離縁原因と同様な事由ある場合は何れも解消できるが、之よりも軽い事由では解消はできぬ。

#### 一〇 歸宗

「養子は生父母に子がなくなつた理由で一方的に養親子關係を解消することができるか」 否。

#### 一一 離縁の效力

(1) 「養子の子女と養親との親屬關係は養親子關係の解消によつて消滅するか」 然り。解消したら養子は  
その子女を全部連れて歸る。

(2) 「養子は養親より贈與を受け又は繼承した財産を離縁の場合實家に持歸ることができるか」 贈與を受  
けたものは持歸つてよいが、繼承した財産は持去ることは出来ない。

#### 第四項 親權及尊長權

#### 第一部 哈爾濱地方漢人の慣習



第一目 親 權 者

一 生 父 母

- (1) 「親權は父が單獨で行ふか」 然り。
- (2) 「父の無いとき又は父が行ふ能はざる時は母が行ふか」 然り。
- (3) 「父母共に在るときは父母共同で行ふか」 然り。共同で行ふが父の親權が強く母の親權が弱い。
- (4) 「他家に在る父又は母は親權を行ふことができるか」 否。

二 繼父母、嫡母

- (1) 「繼父、繼母、嫡母は親權を行ふことができるか」 能。
- (2) 「嫡母と生母(妾)が並存する時妾の子に對し何れが親權を行ふか」 嫡母が行ふ。生母(妾)は嫡母が死なねば自分の子に對し親權を行ふことは出来ない。嫡母は家庭に於て正しい母であるから妾の子に對し妾に先んじて親權を行ふことができる。妾は附屬のものである。

三 嗣、養父母と生父母

「同一家に嗣、養父母と生父母とあるとき何れが親權を行ふか」 嗣、養父母が行ふ。

第二目 親權の内容

- (1) 親權者は未成年の子女に對し次の權利義務を有するか

(イ) 「子女の監護教育」 有る。  
 (ロ) 「どういふ種類の懲戒ができるか」 輕打、申斥、罰跪等ができる。申斥とはお前は過つたことをしたではないか、將來斯様なことをしてはいけぬと云ふやうなことを注意することである。

(ハ) 「子女の財産の管理、使用、收益」 有る。

(ニ) 「子女の財産の處分」 有る。

(ホ) 「子女の職業の選擇又は居所の指定」 有る。

(ヘ) 「子女の行爲の代理」 有る。

(2) 「その他如何なる權利義務を有するか」 右以外にはない。

(3)(イ) 「子女は父母の教令(教訓、命令)に服するか」 服すべきである。

(ロ) 「子女は成年後も之に服するか」 婚約、結婚に付ては服従しなくてもよい。併し日常生活に關する父母の正しい教令には従はねばならぬ。

第三目 親權の制限及終了

一 生父に非ざる父母の親權行使の制限

「親權を行ふ者が母、繼父母、嫡母である場合親權を行ふに付生父の場合と異り親屬會の同意を得る等何等かの制限があるか」 繼母、嫡母は子女の財産の處分はできぬが(生母はできる)、之の外は生父が行ふ場合と同様



である。慣習上は法律に言ふ親屬會のやうなものはないが、重要な事項に付て親權を行使するには未成年者の親族と相談して之を行つてゐる。

## 二 親權と家長權

「親權者と家長とが意見を異にする場合何れに依るか(例へば婚姻、養子縁組の同意)」一般には相談してやつてゐるが、意見が異なる場合は親の方が關係が密接であるから親權者の意見に依つてゐる。

## 三 親權に服する期間

(1) 「子女は成年後も親權に服するか」 服す。但し之に付ては教令の處に於て述べたと同様であつて、日常の生活に關する親權者の正しい意見には必ず服従する。

(2) 「未成年者にして既に結婚した男子は尙親權に服するか」 服す。

## 四 親權の剝奪

(1) 「親權者はどんな場合に親權を剝奪せられるか(例へば親權を濫用し又は著しく不行跡なるとき如何)」親權を非常に濫用した場合、母が親權者なるとき不行跡な場合は何れも剝奪して差支ないが、右以外の理由では剝奪することはできない。

(2) 「親權を剝奪したとき誰がその子の利益の保護の任に當るか」 母の親權を剝奪した場合は祖父母、伯叔父母等近い親屬が保護の任に當る。

## 第四目 尊長權

### 一 尊長者

(1) 「父母の外尊長者は卑幼に對し尊長權を有するか」 有る。

(2) 「有すとせば父母の外に如何なる人が尊長權を有するか」 祖父母、伯叔父母、未だ嫁に行かぬ父の姉妹(嫁付いた場合は尊長權ない) 兄等である。

### 二 尊長權の内容

(1) 「祖父母が尊長權を行ふ場合その内容如何」 親權と大體同様である。

(2) 「その他の者が尊長權を行ふ場合その内容如何」 親權に比し少し權利が狭く、子女の財産の處分權がない。子女の教育、懲戒權は親權と同様である。

### 三 尊長權の制限及終了

(1) 「親權者と祖父母とが意見を異にする場合何れによるか(例へば婚姻、養子縁組の同意)」 親權者と家長との意見が異なる場合と同様で親權者の意見に依つてゐる。

(2) 「成年後も尙尊長權に服するか」 服す。

## 第七節 後見(監護)



一 後見の原因

- (1) 次の場合後見人(監護人)を置いて之等の者及其の財産を保護することがあるか
- (イ) 「未成年に親権を行ふ者が不在とき(託孤)」 有る。
- (ロ) 「心神喪失の常況に在るとき」 有る。
- (2) 「その他どんなとき」 右以外に監護すべき場合は考へられぬ。

二 未成年者の後見人の資格及順位

- (1) 次の者は後見人となるか
- (イ) 「父又は母の遺言で指定した者」 然り。
- (ロ) 「未成年者と同居する祖父母」 然り。
- (ハ) 「伯父又は叔父」 然り。
- (ニ) 「家長」 然り。
- (ホ) 「未成年者と同居せざる祖父母外祖父母」 然り。
- (ヘ) 「親屬會で選定した者」 然り。
- (ト) 「その他どんな者」 親屬以外に慈善を好み何時でも正義を主張するやうな人があつた場合は、此の人を後見人に選定することが出来る。

(2) 「その順位如何」 (イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)の順位に依る。

三 禁治産者の後見人の資格及順位

- (1) 次の者は後見人となるか
- (イ) 「配偶者」 然り。
- (ロ) 「父母」 然り。
- (ハ) 「禁治産者と同居する祖父母、兄弟、伯叔父」 然り。
- (ニ) 「家長」 然り。
- (ホ) 「父又は母の遺言で指定した者」 然り。
- (ヘ) 「親屬會議で選定した者」 然り。
- (ト) 「その他どんな者」 親族以外に慈善を好み何時でも正義を主張するやうな人があつた場合は、此の人を後見人に選定することが出来る。

(2) 「その順位如何」 大體に於て(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)の順位に依るが、唯(イ)(ロ)の場合は、

夫が禁治産者であれば妻よりも先に父母が後見人となり、妻が禁治産者なる場合は父母よりも夫が先に後見人となる。夫が禁治産者の場合妻が後見人になることは妻又は夫が勝手に金を遺ふ虞れがあるからいけぬと思ふ。

四 後見人の職務権限